

第一類 第七号)

衆議院 厚生労働委員会 議録 第六号

(八四)

第一百六十一回国会

平成十六年十一月十日(水曜日)
午前十時四十分開議

出席委員

委員長 鴨下 一郎君
理事 大村 秀章君 理事
理事 長勢 甚遠君 理事
理事 五島 正規君 理事
理事 山井 和則君 理事
青山 丘君
石崎 岳君
木村 義雄君
河野 太郎君
高木 毅君
中山 泰秀君
福井 照君
御法川 信英君
森岡 正宏君
渡辺 具能君
泉 健太君
大島 敦君
小宮山 泰子君
城島 正光君
中根 康浩君
藤田 一枝君
横路 孝弘君
高木 美智代君
樹屋 敬悟君
阿部 知子君

北川 知克君
宮澤 洋一君
三井 辨雄君
福島 豊君
井上 信治君
上川 陽子君
小西 理君
菅原 一秀君
中西 一善君
原田 令嗣君
三ツ 林隆志君
官腰 光寛君
吉野 正芳君
内山 晃君
石毛 錠子君
小林 千代美君
今野 東君
園田 康博君
橋本 清仁君
水島 広子君
米澤 隆君
古屋 範子君
山口 富男君

同月八日

アメリカ産牛肉の輸入解禁の中止を求める意見書(岐阜市議会)(第三〇九三号)
(宮崎県都城市議会)(第三二〇〇号)
牛の全頭検査の継続及びアメリカ産牛肉の輸入禁止の継続を求める意見書(埼玉県加須市議会)(第三二一〇一号)

介護保険制度改正に関する意見書(熊本県議会)(第三二一〇九号)
(宮崎県都城市議会)(第三二〇〇号)
緊急地域雇用創出特別交付金事業の継続・改善を求める意見書(山形県長井市議会)(第三二一一号)
緊急地域雇用創出特別交付金事業の存続と改善を求める意見書(名古屋市議会)(第三二二二号)

緊急地域雇用創出特別交付金の継続・改善を求める意見書(島根県美保関町議会)(第三二二一四号)

厚生労働大臣 厚生労働副大臣 厚生労働大臣政務官 厚生労働大臣政務官 会計検査院事務総局次長 会計検査院事務総局第二局 増田 峰明君

尾辻 秀久君
衛藤 暁一君
森岡 正宏君
藤井 基之君
重松 博之君

医療制度に関する陳情書外三件(富山市越川三
三六篠川賢久外三名)(第五〇号)
緊急地域雇用創出特別交付金事業の継続・改善等に関する陳情書(鳥取市東町一の一二〇前田
宏外四名)(第五一号)
国民健康保険制度の改善等に関する陳情書(宮
崎市宮田町一の一一河野安幸)(第五二号)

安心して暮らせる年金制度の確立に向けた意見
書(滋賀県愛東町議会)(第三〇九六号)
アメリカ産牛肉の輸入解禁に反対する意見書
(高知市議会)(第三〇九八号)
あん摩マッサージ指圧師はり師、きゅう師等
に関する法律並びに違法者に対する法律及び
関係法令の整備並びに違反の徹底強化を求める
意見書(岐阜県議会)(第三〇九二号)
あん摩マッサージ指圧師はり師、きゅう師等
に関する法律並びに違法者に対する法律及び
関係法令の整備並びに違反の徹底強化を求める
意見書(長野県飯田市議会)(第三〇九二号)
アーマーク産牛肉の輸入解禁に反対する意見書
(富山市議会)(第三〇九一号)
アメリカ産牛肉の輸入解禁に反対する意見書
(長野県飯田市議会)(第三〇九二号)
アーマーク産牛肉の輸入解禁に反対する意見書
(岐阜市議会)(第三〇九三号)
アーマーク産牛肉の輸入解禁に反対する意見書
(静岡県浜松市議会)(第三〇九四号)
アーマーク産牛肉の輸入解禁に反対する意見書
(岡崎市議会)(第三〇九五号)
アーマーク産牛肉の輸入解禁に反対する意見書
(滋賀県愛東町議会)(第三〇九六号)
アーマーク産牛肉の輸入解禁に反対する意見書
(高知市議会)(第三〇九八号)
アーマーク産牛肉の輸入解禁に反対する意見書
(宮崎市議会)(第三〇九九号)

号) 緊急地域雇用創出特別交付金の継続・改善を求める意見書(島根県玉湯町議会) (第三一二五号)
緊急地域雇用創出特別交付金の継続・改善を求める意見書(島根県宍道町議会) (第三一二六号)
緊急地域雇用創出特別交付金の継続・改善を求める意見書(島根県木次町議会) (第三一二七号)
緊急地域雇用創出特別交付金の継続・改善を求める意見書(島根県西ノ島町議会) (第三一二八号)
緊急地域雇用創出特別交付金の継続・改善を求める意見書(島根県宍道町議会) (第三一二九号)
緊急地域雇用創出特別交付金の改善・継続を求める意見書(福島県木次町議会) (第三一二一〇号)
緊急地域雇用創出特別交付金の継続・改善を求める意見書(島根県宍道町議会) (第三一二一九号)
緊急地域雇用創出特別交付金の改善・継続を求める意見書(福岡県須恵町議会) (第三一二一〇号)
建設・季節労働者の仕事と生活を守る特別対策に関する意見書(北海道栗山町議会) (第三一二一〇号)
建設・季節労働者の仕事と生活を守る特別対策に関する意見書(北海道芽室町議会) (第三一二一九号)
将来にわたり安心と信頼できる年金制度の確立を求める意見書(北海道留萌市議会) (第三一二一三号)
将来にわたり安心と信頼できる年金制度の確立を求める意見書(北海道室蘭市議会) (第三一二一三号)
将来にわたり安心と信頼できる年金制度の確立を求める意見書(北海道登別市議会) (第三一二一三号)
将来にわたり安心と信頼できる年金制度の確立を求める意見書(北海道深川市議会) (第三一二一三号)
将来にわたり安心と信頼できる年金制度の確立を求める意見書(北海道今金町議会) (第三一二一三号)
将来にわたり安心と信頼できる年金制度の確立を求める意見書(北海道上砂川町議会) (第三一二一三号)
将来にわたり安心と信頼できる年金制度の確立を求める意見書(北海道芽室町議会) (第三一二一四号)
雇用の安定を求める意見書(岡山県玉野市議会) (第三一二一五号)
抗がん剤治療専門医(腫瘍内科医)の早期育成を求める意見書(熊本県議会) (第三一二一六号)
J-R不採用問題の早期解決を求める意見書(北海道留辺蘿町議会) (第三一二一八号)
J-R労使紛争の早期解決を求める意見書(大阪市議会) (第三一二一九号)
社会福祉制度改革に関する意見書(埼玉県戸田市議会) (第三一二二〇号)
住民に身近な社会保険行政は自治体で実施する

ことを求める意見書(福島県石川町議会) (第三一二一號)

ことを求める意見書(高知市議会) (第三一二三二号)
将来にわたり安心と信頼できる年金制度の確立を求める意見書(北海道小樽市議会) (第三一二三二号)
将来にわたり安心と信頼できる年金制度の確立を求める意見書(東京都八王子市議会) (第三一二四七号)
将来にわたり安心と信頼できる年金制度の確立を求める意見書(北海道室蘭市議会) (第三一二四六号)
将来にわたり安心と信頼できる年金制度の確立を求める意見書(東京都立川市議会) (第三一二四八号)
将来にわたり安心と信頼できる年金制度の確立を求める意見書(東京都武蔵村山市議会) (第三一二四五九号)
将来にわたり安心と信頼できる年金制度の確立を求める意見書(宮城県迫町議会) (第三一二五〇号)
将来にわたり安心と信頼できる年金制度の確立を求める意見書(宮城県立川市議会) (第三一二五二号)
将来にわたり安心と信頼できる年金制度の確立を求める意見書(宮崎県議会) (第三一二五三号)
将来にわたり安心と信頼できる年金制度の確立を求める意見書(沖縄県具志川市議会) (第三一二五六号)
将来にわたり安心と信頼できる年金制度の確立を求める意見書(和歌山県議会) (第三一二五四号)
将来にわたり安心と信頼できる年金制度の確立を求める意見書(和歌山県立川市議会) (第三一二五四号)
将来にわたり安心と信頼できる年金制度の確立を求める意見書(和歌山県貴志川町議会) (第三一二五七号)
将来にわたり安心と信頼できる年金制度の確立を求める意見書(北海道風連町議会) (第三一二五八号)
将来にわたり安心と信頼できる年金制度の確立を求める意見書(北海道風連町議会) (第三一二五九号)
将来にわたり安心と信頼できる年金制度の確立を求める意見書(北海道芽室町議会) (第三一二六〇号)

意見書(熊本県議会) (第三一二四四号)
生活保護費負担金の負担率引き下げに反対する意見書(宮城県石巻市議会) (第三一二四五号)

生活保護費に係る国庫補助の確保に関する意見書(埼玉県加須市議会) (第三一二四六号)
生活保護費の国庫負担引き下げに反対する意見書(東京都八王子市議会) (第三一二四七号)
生活保護費の国庫補助率の引き下げに反対する意見書(東京都立川市議会) (第三一二四八号)
生活保護の国庫補助率の引き下げに反対する意見書(東京都武蔵村山市議会) (第三一二四五九号)
地域における雇用・就業対策の拡充強化を求める意見書(宮城県立川市議会) (第三一二五〇号)
地域における雇用・就業対策の拡充強化を求める意見書(東京都立川市議会) (第三一二五二号)
地域における雇用・就業対策の拡充強化を求める意見書(東京都武蔵村山市議会) (第三一二五三号)
地域における雇用・就業対策の拡充強化を求める意見書(和歌山県立川市議会) (第三一二五四号)
難治性肝炎(ウイルス性肝炎)に対する抜本的施策を求める意見書(北海道釧路市議会) (第三一二五四号)
難治性肝炎(ウイルス性肝炎)に対する抜本的施策を求める意見書(宮崎県議会) (第三一二五三号)
低齢化症候群の治療推進を求める意見書(和歌山県議会) (第三一二五四号)
地元における雇用・就業対策の拡充強化を求める意見書(宮崎県立川市議会) (第三一二五五号)
将来にわたり安心と信頼できる年金制度の確立を求める意見書(北海道登別市議会) (第三一二五六号)
将来にわたり安心と信頼できる年金制度の確立を求める意見書(北海道上砂川町議会) (第三一二五七号)
将来にわたり安心と信頼できる年金制度の確立を求める意見書(北海道芽室町議会) (第三一二五八号)
将来にわたり安心と信頼できる年金制度の確立を求める意見書(北海道芽室町議会) (第三一二五九号)
将来にわたり安心と信頼できる年金制度の確立を求める意見書(北海道風連町議会) (第三一二六〇号)

BSE(牛海綿状脳症)対策で、全頭検査の維持を求める意見書(東京都立川市議会) (第三一二六一号)

BSEの全頭検査などの継続を求める意見書(滋賀県蒲生町議会) (第三一二六二号)
産牛肉の輸入解禁に反対する意見書(滋賀県蒲生町議会) (第三一二六三号)
BSEの全頭検査の継続等を求める意見書(滋賀県虎姫町議会) (第三一二六四号)
負担増と給付減をもたらす年金法の実施を中止し、国民が安心できる年金制度をつくることを求める意見書(佐賀県北茂安町議会) (第三一二六五号)
BSEの全頭検査などによる意見書(佐賀県北茂安町議会) (第三一二六六号)
賀県立保育園運営費・施設整備費削減に反対する意見書(岡山県金光町議会) (第三一二六七号)
保育所運営費及び施設整備補助金削減に反対する意見書(福岡県苅田町議会) (第三一二六八号)
法人立保育園運営費・施設整備費の一般財源化に反対する意見書(沖縄県具志川市議会) (第三一二六九号)
保育所運営費及び施設整備補助金削減に反対する意見書(福岡県苅田町議会) (第三一二六七号)
BSE全頭検査の継続と米国産牛肉の輸入禁止の継続を求める意見書(岩手県一関市議会) (第三一二七〇号)

○鴨下委員長 これより会議を開きます。

第百五十九回国会、内閣提出、児童福祉法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本日の会議に付した案件
会計検査院当局者出席要求に関する件
政府参考人出席要求に関する件
児童福祉法の一部を改正する法律案(内閣提出、第百五十九回国会閣法第三四四号)
育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、第百五十九回国会閣法第三四四号)
BSE全頭検査の継続と米国産牛肉の輸入禁止の継続を求める意見書(岩手県一関市議会) (第三一二七〇号)

小学校就学前までの医療費無料化・子育て支援を求める意見書(茨城県水海道市議会) (第三一二一四号)
社会福祉制度改革に関する意見書(茨城県水海道市議会) (第三一二一五号)
この際、お諮りいたします。

○鴨下委員長 これより会議を開きます。

第百五十九回国会、内閣提出、児童福祉法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として総務省自治財政局長瀧野欣彌君、法務省大臣官房審議官深山卓也君、民事局長房村精一君、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長伍藤忠春君、社会・援護局長小島比登志君、社会保障庁長官村瀬清司君、

社会保険庁次長小林和弘君の出席を求め、説明を聴取し、また、会計検査院事務総局次長重松博之君、事務総局第二局長増田峯明君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鶴下委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○鶴下委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。高木美智代君。

○高木(美)委員 おはようございます。公明党の高木美智代でございます。

本日は、児童福祉法の一部を改正する法律案につきまして質問をさせていただきます。

私は、青少年問題に関する特別委員会の一員として児童虐待防止法改正に携わってまいりました。

本日は、質問の機会をいただき、感謝をしております。今審議中のこの法案が成立することによりまして、児童虐待防止についての実効性が生まれることになります。多くの国民の皆様が心配されている児童虐待の問題につきまして、まだ完全な整備とは言えないとは思いますが、この二つの改正案がそろうことによりまして、予防から社会的自立に至るまでの、切れ目のない支援体制への大きな前進と期待をしておりま

す。

そこでまず、今回の法改正によりまして司法関与の強化が図られております。一つは、児童の入所措置について、期限を新たに設けて一年、必要と認めれば延長することができる。またもう一つは、保護者に対して指導措置が必要な場合は都道府県にその旨を勧告することができるとしております。こうした強化の意義につきまして、まず厚

生労働省にお伺いをいたします。

○衛藤副大臣 先生おっしゃいましたように、今回児童福祉法の改正は、まさに児童虐待防止法と車の両輪のような関係になるというふうに思つております。そういう中で、児童相談所の体制強化というだけじゃなくて、これを司法の方にも拡大して、関与してもらいたいというふうに思つて、いる次第でございます。

司法関与をすることによって、今申し上げましたような入所措置の二年の有期限化だと、いろいろなことをやることによって、その体制を補強するというか、そういう形を司法において考えて、いるところでございます。あるいは、保護者に対する指導にしましても、都道府県に勧告がで

きるわけありますけれども、都道府県も、保護者に対する指導についても、司法の方の判断も

いるところです。あるいは、保護者に対する指導にしましても、都道府県に勧告がで

こともあるというように聞いております。必要に応じまして、裁判官が速やかに審問期日を開いて、児童相談所の担当者や児童の保護者等から直接情報を聴取するということもあるよう聞いております。

○高木(美)委員 ありがとうございます。慎重に、また大切に、そのように調査をしてくださつて、裁判官が施設入所を承認するかどうかを決定しているという実情でございます。

○高木(美)委員 ありがとうございます。ださつて、裁判官が施設入所を承認するかどうかを決定して行つたうえで、親に対しまして指導措置が必要なことが、親に對しまして指導措

置が必要なことが多い、児童相談所は対立関係になるケースが多く、児童相談所は対立関係になる親も多いと聞いております。まし

たします。しかしながら、親と児童相談所は対立関係になる親も多いと聞いております。そのため、もつと強い権限を持った司法が深く関与をして、例えば家裁から親に對して直接勧告できるようすべきではないか、都道府県への勧告というよりも、どうして親に對して直接勧告できるようすべきではないか、都道府県への勧告といつても親に對して直接できないのか、こういう率直なお声がございます。欧米では裁判所の関与が普通になつて、虐待をしているという自覚がない親も多いと聞いております。そのため、もつと強い権限を持つた司法が深く関与をして、例えば家裁から親に對して直接勧告できるようすべきではないか、都道府県への勧告といつても親に對して直接できないのか、こういう率直なお声がございます。欧米では裁判所の関与が普通になつて、虐待をしているこのこともあるかと思います。

まず、二十八条審判につきまして、現状はどのようになつておられるのかお伺いいたします。

○房村政府参考人 児童福祉法二十八条の承認の審判について、裁判所でどのような対応がなされ

ているかといふことについて御説明いたしました。この二十八条に基づく入所措置の承認を求める

必要があるのではないかと思われますが、法務省の御意見をお伺いいたします。

○房村政府参考人 現在の児童福祉法におきまし

ては、保護者に対する指導といふのは、同法の二十七条で行政処分としてその指導を行うという形がとられております。

今回の改正で、先ほど申し上げましたように、家庭裁判所が関与をいたしまして種々の資料を収集するということから、それらの資料に基づきま

して、付隨的な判断としてこの指導を行ふことが

相当な場合には都道府県等に勧告ができるという制度が導入されているわけでございますが、この

指導措置はあくまで行政処分ということになされ

ますので、その実効性の確保というのは、その行政手続として、その範囲内で確保していくだけというのが本来の制度のあり方ではないか。

やはり行政と司法の役割分担というものがござりますので、現行の制度を前提といたしまして、裁判官が速やかに審問期日を開いて、児童相談所の担当者や児童の保護者等から直接情報を聴取するということもあるよう聞いております。

○高木(美)委員 今の御説明を伺いまして、要するに、児童相談所の担当者や児童の保護者等から直接情報を聴取するかどうかを決定して、裁判官が施設入所を承認するかどうかを決定するという実情でございます。

○高木(美)委員 ありがとうございます。慎重に、また大切に、そのように調査をしてくださつて、裁判官が施設入所を承認するかどうかを決定して行つたうえで、親に対しまして指導措

置が必要なことが多い、児童相談所は対立関係になる親も多いと聞いております。まし

たします。しかしながら、親と児童相談所は対立関係になる親も多いと聞いております。そのため、もつと強い権限を持つた司法が深く関与をして、例えば家裁から親に對して直接勧告できるようすべきではないか、都道府県への勧告といつても親に對して直接できないのか、こういう率直なお声がございます。欧米では裁判所の関与が普通になつて、虐待をしているこのもあるかと思います。

まず、二十八条審判につきまして、導入する必要があるのではないかと思われますが、法務省の御意見をお伺いいたします。

○房村政府参考人 児童福祉法二十八条の承認の審判について、裁判所でどのような対応がなされ

ているかといふことについて御説明いたしました。この二十八条に基づく入所措置の承認を求める

必要があるのではないかと思われますが、法務省の御意見をお伺いいたします。

○房村政府参考人 現在の児童福祉法におきまし

ては、保護者に対する指導といふのは、同法の二十七条で行政処分としてその指導を行うという形がとられております。

今回の改正で、先ほど申し上げましたように、家庭裁判所が関与をいたしまして種々の資料を収集するということから、それらの資料に基づきま

して、付隨的な判断としてこの指導を行ふことが

相当な場合には都道府県等に勧告ができるという制度が導入されているわけでございますが、この

指導措置はあくまで行政処分ということになされ

ますので、その実効性の確保というのは、その行政手続として、その範囲内で確保していくだけと

いうのが本来の制度のあり方ではないか。

ます。

先ほどお話をございました親への指導、カウンセリングにつきまして、これは現在、強制的ではなくて、むしろ親の主体性に基づいて、児相がお声をかけるそれに対して親が希望するかどうか、また児相まで足を運ぶかどうか、こういう形で行われているようですが、こうした体制も全国まちまちのように思われます。

どの部門でどのような専門の方が責任を持つて行なうようになるのかお伺いしたいというのが一点。その際、やはり、親御さんへの指導、カウンセリングですから、全国で格差があつては困ります。基本になるプログラムを作成すべきではないかと思つておりますが、この点についてもお答えをいただきたいと思います。

○伍藤政府参考人 保護者に対する指導の問題でございますが、これは、児童相談所に児童福祉司

というものが配置をされておりますが、この児童福祉司がその中心になって保護者への指導に当たる、こういう体制になつております。

それから、こういった技術を高めていくために、現在、児童相談所におきましては、地域の精神科医の協力を得て、保護者に対するカウンセリ

ングの充実を図る事業を平成十三年度から実施をいたしておりますが、こういった事業を継続して技術力を高めていく。

それから、さらに本年度からは、地域の医療機関あるいは学識経験者などの専門家の助言も受けながら、児童相談所の相談援助機能を強化するモ

デル事業を開始したところでございまして、こういったことで、より一層専門性を高めて保護者指

導の徹底を図つていきたいというふうに思つております。

それから、御指摘のありました、児童相談所によつてプログラムとかやり方がまちまちではないか、こういう御指摘でございますが、こういったことにつきましても、確かにまだ未成熟な分野でございまし、これから開発をしなければならない課題がたくさんございまして、御指摘のとおり

だと思つております。

一部の県あるいは児童相談所においては、先ほどの工夫を重ねてプログラムを開発しているところもございますが、そういったことを私どもも幅広く収集をして、できるだけそれを広めさせていただきたい。それから、国としても、独自にいろいろな研究事業で、今、既に研究をした成果もございますし、これからも親指導のための、あるいは再統合のためのプログラム開発ということにございまして、これからも親指導のための、ある

ごとに、いろいろ研究を重ねていきたいというふうに思つております。

○高木(美)委員 ゼひとも、充実、推進をお願いいたします。

そこで、いわゆる二十八条事件ですけれども、ここでは子供の入所措置は二年という期限が設けられました。ただ、それとは別に、保護者が同意

した場合、一般的な入所措置については、これは特に見直す期限というものは今まで余り伺つておりません。どのような形で、もうこのお子さんは親

元に戻していくのではないか、こういう期限を検討していらっしゃるのか。私は、この期限につきましても、例えば二ヶ月に一度とか設定する必要

があるのではないかと思いますが、御所見をお伺いいたします。

○伍藤政府参考人 児童福祉施設に入所している児童を保護者のもとに帰すかどうか、こういう判断は極めて重要なことであります。児童の同意が得られない場合のケースもしかりであります

○伍藤政府参考人 児童相談所に一時保護したよ

うな場合、そういう子供を保護者の元に帰すか否か、こういった判断、これも極めて重要な、難

しいことでございますが、こういったものにつきましても、「子ども虐待対応の手引き」という先ほど申し上げましたマニュアルの中でも、一時保護中

の児童を家庭に引き取つていただけの留意点、これをいろいろ細かく明示をしておるところでございます。

このため、私どもとしては、従来から、「子ども虐待対応の手引き」という、いわばマニュアル

を作成して、その中で、家庭に引き取つていただけの留意点として、子供について確認すべき事項、あるいは保護者について確認すべき事項、そ

れから地域の関係機関等と調整べき事項、そ

それから、本年一月に専門家による研究会を設置いたしまして、児童相談所による適切な相談援助活動のための実態把握でありますとか、いわゆる把握された情報はどういうふうに評価をする

援助計画といいますか、そういうものをどういう

ふうな形でつくるかということを、今試行調査な

どをしながら検討しているところであります

で、こういったものを、より精密なものをつくつて、親元に帰すかどうかの判断に資するようにし

たいというふうに考えております。

○高木(美)委員 ありがとうございます。

そうしますと、例えば親が同意している入所児童を親元に帰す場合、そこで判断する基準とい

いことは、今お話をありました対応の手引き、これに沿つた形で行われると。

また、先般からずっとと言われておりますけれども、一時保護をせつからくしても、慎重にいろいろ検討して保護しても、やすやすと親元に帰してしまって死亡につながつた、そういう事例も報告をされております。いわゆる児相の方に一時保護されている、こうしたお子さんにつきましても、親

元に帰すときの判断はやはりこの対応の手引きによる、別途ガイドラインは必要なのかどうか、その点をお伺いしたいと思います。

○伍藤政府参考人 児童相談所に一時保護したよ

うな場合、そういう子供を保護者の元に帰すか否か、こういった判断、これも極めて重要な、難

しいことでございますが、こういったものにつきましても、「子ども虐待対応の手引き」という先ほど申し上げましたマニュアルの中でも、一時保護中

の児童を家庭に引き取つていただけの留意点、これをいろいろ細かく明示をしておるところでござ

ります。

この手引きにつきましては、本法律の改正後に改定をする予定でありますので、これまで得られた臨床的知見でありますとか、これまでの研究成果

群になる方もいらっしゃると聞いております。

こうした児童相談所の保安体制また危機管理体制

て、できるだけこういった不幸な事例が発生しないよう努めてまいりたいというふうに考えております。

○高木(美)委員 先ほどお話をございました児童

福祉司、この資格につきましても今回大きく拡大

されると伺っております。そうした意味で、専門

性が低くなるのではないと懸念するお声もござ

ります。そうした点を踏まえまして、今のこの対

応の手引きを含めて、児童虐待に臨むそれぞれの

決意といいますか、ここはやはり深く認識してい

ただけますよう、また、こうした専門性の技術

力、これも高めていただけますように、ぜひとも

研修の徹底等をお願いいたします。

そこで、次の質問になりますが、これはある研

究報告ですけれども、児童相談所職員のメンタルヘルスについてでございます。職員が一時保護の際、殴られたり、脅迫されたり、中には事務所に火をつけるというおどしがあつたり、親からの加害・妨害について、特にここ三年半ぐらいで三百五十件ぐらい発生をしている、その後一時保護に關するものは過半数に及ぶ、このように報告が出ております。

事件が起ころるたびに児相の対応が甘かつたので

はないかとか、いろいろ取りざたをされるところ

でございますが、私は、児相の方たちに、何カ所

かお会いをさせていただきながら、やはり児童相

談から虐待相談、また一時保護の児童ケア、親の指導、カウンセリングまで、まさに限界を超えた

状況であると認識をしております。

また、今回の法改正では、そうした一般的な相

談体制、この一部が市町村に移行すると言われて

おりますけれども、この市町村の後方支援である

とか、そのためのまた研修指導であるとか、ます

ますまたこれは負担も多くなるのではないかと懸

念をしております。既に今、職員の方たちはスト

レスにさらされまして、三年もしませんという悲

鳴のようなお声も聞いております。燃え尽き症候

群になる方もいらっしゃると聞いております。

こうした児童相談所の保安体制また危機管理体

制の確保、また保護者から加害や妨害に遭つたとき、そういう職員の方たちの精神的ケアにつきまして、どのように今検討していらっしゃるか、お聞かせをいただきたいと思います。

また、そのため、親の面会とか通信の制限も命づることができるよう特に家事審判規則の改正も視野に入れていらっしゃると伺つております。この点につきまして答弁をお願いいたしました。

○伍藤政府参考人 委員から今御指摘のありましたように、都道府県の業務の中でも、最近の状況をお聞きしますと、児童相談所の職員の、御苦労

といいますか、ストレスというのは非常に大きい

というふうに、私どもも直接間接にいろいろ聞いております。こういった方々がどういうふうな形で健康状態を保ちながら仕事をしていくか、これ

は私どもも重大な関心を払つていかなきゃいかぬ問題だというふうに考えております。

基本的には、それぞれの自治体で、職員の健康管理その他について適切な指導なり管理が行われているというふうに承知しておりますが、私どもこれから、最近の児童虐待の状況であります

とか、今回の法改正の状況も踏まえて、今年度いっぱいかけて、全国の各児童相談所の実情調査を、実地に赴いて把握をしていきたいというふうに思つておりますし、その中で、児童相談所職員のメンタルヘルスとか、そういった健康面についても調査を行うこととしておりますので、そう

いった調査結果も踏まえ、現場のいろいろな意見も聞きながら、これから、総合的な対策といいますが、新しい事業を立ち上げるときには、国がどうか、考え方を整理してまいりたいというふうに考えております。

○高木(美)委員 また後で、もう一つ質問に関しましてお話をさせていただこうと思ってるので

すが、新しい事業を立ち上げるときには、国がその方針または法で打ち出しをする、それに対し

て、現場がどうなっているのか、その問題点を

芬蘭バックしてもらう、やはりこの往復作業がこれからますます大事になるのではないかと

思つております。

ぜひ、それぞれ、児相で抱えている課題、問題等につきまして、これはボトムアップでよく検討していただきたいと思います。

○伍藤政府参考人 委員から今御指摘のありましたように、都道府県の業務の中でも、最近の状況をお聞きしますと、児童相談所の職員の、御苦労といいますか、ストレスというのは非常に大きい

というふうに、私どもも直接間接にいろいろ聞いております。こういった方々がどういうふうな形で健康状態を保ちながら仕事をしていくか、これ

は私どもも重大な関心を払つていかなきゃいかぬ問題だというふうに考えております。

基本的には、それぞれの自治体で、職員の健

康管理その他について適切な指導なり管理が行

われています。その中に、児童虐待対策費三十億円、ま

た、児童入所施設措置費七百十億円、これも、い

ます。

それで、次の質問なんですが、私は、今東京の在

住でございます。東京の板橋区で、特区の申請と

いうことで、児童相談所を設置したい、このよう

に申請を出したそうでございます。私は、こうし

ておりません。この申請を出したところは設置できる。そ

の場所、現在、都道府県に児童相談所が設置され

ておりますけれども、これから中核市として設置

をしたいという、その両方の関係と役割分担は

これからどのように整理をされるおつもりな

か、伺いたいと思つております。この役割分担が

はつきりしませんと、手を挙げたくても、中核市

はどこまでやつていいかわからぬといふこと

で、これはなかなか検討のしようもないと思つて

おります。

児相に付随します児童保護施設であるとか、ま

た更生施設であるとか、この連携につきましてど

のようになるのか、お伺いをさせていただきま

す。

○伍藤政府参考人 激増いたします児童虐待、そ

の他の相談体制にどう対応していくか、こういう

観点から、今回の法改正におきましては、従来の

都道府県、指定都市に加えて、中核市程度の人口

規模、約三十万人以上というところでござります

が、そういうところの市にも児童相談所を設置

できる、こういうふうな改正をしているところでござります。

これは、それぞれの市で御判断をいただき、ま

た、都道府県と調整をして役割分担をよく御相談

が、まずはそことの調整が必要になるということ

でございます。

○瀧野政府参考人 お答えいたします。

こうした児童虐待防止、このことにつきまし

て、これまでどここまで充実できるかという、そ

こにすべての立場の大人が力を合わせ取り組ん

でいく、そういう段階でございます。

こうした児童虐待防止、このことにつきまし

て、総務省としてどのようにお考えか、決意もあ

ります。

○瀧野政府参考人 お答えいたします。

こうした児童虐待防止、このことにつきまし

て、これまで厚生労働省から御意見も踏まえまし

て、例えば児童福祉司につきましては、最近四年

間で一県当たり九名増員して二十五名にするとい

うような対策を講じるなど、充実をしてまいった

ところでございます。

そういった中で、今回、今御指摘ございました

とおり、三位一体の改革におきまして、地方六団

体の方から、この児童虐待防止対策につきまし

て、税源移譲を前提とした一般財源化す

べきという、そういう国庫補助金の一つとしての

提案がされたわけでございます。これは、それぞ

れの地方団体におきまして、さらに地域の実情を

踏まえながら、こういった重要な政策課題に機動

的に対応していきたい、こういう気持ちのあらわ

れということだろうというふうに思つております。

いずれにいたしましても、こういった国庫補助

負担金の見直しに当たりましては、地方団体が引

き続き主導となって実施する事業、こういったも

のにつきましては、その必要な額を地方財政計画

にきちんと計上する、それで、地方交付税の基準

財政需要額にも適切に算入をする、そういうこと

です。

そこで、総務省の見解を伺いたいと思っておりま

すが、今、三位一体の論議が大詰めを迎えており

で確実に財源保障をしていくということは、骨太の方針におきましても既に閣議決定をされておるところでございますので、我々といたしましては、補助金の見直しということになりました場合には、きちんと一般財源の総額を確保して、地方団体がこういった施策にきちんと取り組めるようにしていきたいというふうに考えておるところでございます。

○高木(美)委員 ゼひともよろしくお願ひいたしました。

最後に、厚労省にお願いですけれども、やはりこうした法改正につきまして、今総務省の方からお話をございましたとおり、今後の三位一体の論議を見守るところでございますが、やはり、今後、市町村のネットワークがどのように動いているのか、また、人材の配置がどのようになっているのか、予算の確保は市町村でどのようになっているのか、こうした実態の把握にゼひとも努めていた

また、先ほど御提案がありました児相の総点検につきましても、ぜひ定期的に行つていただきたいと思います。

最後に、短時間で恐縮ですが、厚生労働省の副大臣の御決意を伺いまして質問を終わらせていました。まだ地域間の格差があります。国の支援が必要だらうと思つております。

○衛藤副大臣 三位一体改革が叫ばれる中で、御承知のとおり、児童虐待対策につきましてはまだまだ地域間の格差があります。国の支援が必要だらうと思つております。

そしてまた、子供の命にかかる問題でもございまして、保護者に対しても発言するという立場をなかなか持つておりませんので調整の力が働きません、監視する力が働きませんので、そういう意味で、やはり国がちゃんと関与をしながら児童虐待を防止していく、改善していくということはどうしても必要かというぐあいに思つておるところでございます。

それで、国を挙げての努力をしなければいけないというように私ども認識をいたしております。

○鶴下委員長 次に、橋本清仁君。

○橋本(清)委員 民主党の橋本清仁です。

○伍藤政府参考人 児童相談所の専門性の問題でございますので、まず事務的に御答弁をさせていただきたく思います。

児童福祉司の専門性を、いかに量と質を確保していくかということが非常に大きな課題になつておりますが、こういった観点から、私ども、児童福祉司の質的なレベルをアップするために、平成十四年度に国立の研修センターを設置いたしまして、指導的な立場にある児童福祉司の研修等を集めて今実施しておるところでございます。

それから、今お尋ねのありました、任用資格を広げるのは、質の低下といいますか、専門性の低下につながるのではないか、そういう趣旨の御質疑だと思いますが、私ども、前回の改正でも、児童福祉司というものの質をある程度高めるという専門性が低いなどの特徴がございます。

今回、児童福祉司の専門性が低いという点に関して質問をさせていただきます。

二〇〇〇年に衆議院青少年対策特別委員会で各党の先輩議員の方々が、社会福祉士を新たに任用資格に加えるものといたしました。さらに、当時の民主党案では、専門性を高めるため三年ほど経過措置、激変緩和措置を置きながら、いわゆる経験的知識を排除いたしておりました。前回委員会での御答弁では、保健師、助産師、保育士、看護師などさまざまな方々が挙がつておりましたけれども、これほど多種多様な方々がソーシャルワーカーとして、児童福祉司としておられる国はほかにはないと思います。今回の改正案第十二条の規定は、児童相談所長及び児童福祉司の任用資格を大幅に甘くするものであり、世界の流れに逆行するものではないか。

そういう中で、尾辻厚生労働大臣、世界各国、八十カ国にわたるところをお回りになつたと聞いてお答え申し上げたいと存じます。

先日、この委員会のお話でもございましたの

一昨日、見てまいりました。わずかな時間でございましたけれども、そのわずかな時間でも、今本当にこれは大変な状況にあるんだなということを実感したところでございます。そのことを踏まえ実感したところでございます。

深刻な虐待事例が頻発をいたします中で、児童相談体制の充実は、これはもう喫緊の課題でござります。

そこで、厚生労働省におきましては、その中核を担つてもらう児童相談所の児童福祉司について、交付税の増員要望を行いまして、標準団体当たり、平成十一年度の十六名から毎年増員し、平成十六年度においては二十五名の配置としたところでございます。数の充実はできる限り図つてしまつたということをまず申し上げたところでございます。

そこで、厚生労働省におきましては、その中核を担つてもらう児童相談所の児童福祉司について、交付税の増員要望を行いまして、標準団体当たり、平成十一年度の十六名から毎年増員し、平成十六年度においては二十五名の配置としたところでございます。数の充実はできる限り図つてしまつたということをまず申し上げたところでございます。

そしてまた、平成十三年度から、児童相談所に併設されました一時保護所に、児童の心のケアを行なう心理療法担当職員の配置を行うなど、一時保護中の児童に対するよりきめ細やかなケアに努めているところでございます。申し上げました新宿の児童相談センターも一時保護所が併設されています。

そこで、そこも見せていただきましたけれども、大変職員の皆さんのが御苦勞なさつておられる児童相談センターも一時保護所が併設されています。そこも見せていただきましたけれども、大変職員の皆さんのが御苦勞なさつておられる児童相談センターも一時保護所が併設されています。

そこで、お尋ねの大きな部分に今後の児童相談体制をどうするのかというようなこともあつたかと思いますので、改めて私からその部分についてお答え申し上げたいと存じます。

そこで、お尋ねの大きな部分に今後の児童相談体制をどうするのかというようなこともあつたかと思いますので、改めて私からその部分についてお答え申し上げたいと存じます。

そこで、お尋ねの大きな部分に今後の児童相談体制をどうするのかというようなこともあつたかと思いますので、改めて私からその部分についてお答え申し上げたいと存じます。

そこで、お尋ねの大きな部分に今後の児童相談体制をどうするのかというようなこともあつたかと思いますので、改めて私からその部分についてお答え申し上げたいと存じます。

そこで、お尋ねの大きな部分に今後の児童相談体制をどうするのかというようなこともあつたかと思いますので、改めて私からその部分についてお答え申し上げたいと存じます。

とを申し上げました。

○橋本(清)委員 既に新宿の児童相談センターにいらっしゃったということで、本当に行動力のある大臣だなということで、これからもよろしくお願いいたします。

今回の法改正におきまして、市町村に相談窓口が置かれ、児童相談所はより専門性の高い事例を扱い、後方支援に回るようなスキームになつたと思われます。そういった中で、この市町村の相談窓口、どのような機関で相談に応ずるのか、また、最も重要な点として、だれが相談に応じるのか、そして相談に応じる時間帯、そういったものについてお答えいただきたいと思います。

○伍藤政府参考人 各市町村におきまして実際の窓口をどのような機関に設置するか、こういうこ

とにつきましては、それぞれ自治体、いろいろお

考えがあるかと思いますし、既にいろいろ幅広く

取り組んでおります自治体においても、対応がそ

れぞれ異なるております。

そういうふたつの自ら性を尊重しながらやっていくことが基本ではないかと思いますが、例えば、代表的な例では、市町村の保健センターという保健機関がありますが、ここが窓口になつていてる例が非常に多いわけであります。それから、市の場合は福祉事務所というのがございますが、その中に家庭児童相談室という子供担当の部署もありま

す。そういうところが第一次的な窓口になつておる、そういう体制にしておるところもありますが、それぞれの自治体で、今までの実績も踏まえながら、これから体制を整備し工夫をしていただければありがたいというふうに思っております。

私たちとしては、こういった相談体制が円滑に進むように、児童相談所が市町村を支援するモデル事業をこれから実施したいと思っておりますし、それから、中核的な役割を果たしていただきたいと思いますが、これまでも増員を図ってきたところであります、来年度についても、市町村においてこういった児童相談を担当する職員や保健師の増員などについて、現在

交付税の所要の措置を要望しておるところであります。こういった総合的な体制を整えてまいります。こういうふうに考えております。

○橋本(清)委員 先ほどお話を中にもありましたとおり、家庭児童相談室、これが、昭和三十九年に当時の児童局が児童家庭局に改編された際に新設された、こういった事例は歴史の教訓となると思います。

例えば、大阪では、このときに若い専門家を多く配置し、成功をおさめたそうです。しかし、はかの自治体におきましては、退職した学校の校長先生などが相談室長となつたおかげで、相談に来た母親にお説教をしてしまつて、そのお説教をされた母親は二度と訪れないかつたという失敗例があつたと伺っています。大工の名棟梁は左官をうまくできないようなもので、やはり、ほかの分野ではプロフェッショナルでも、事相談分野、ソーシャルワーカーの部分においては素人だった方が相談に当たつたため、こういった悲劇が生じてしまふ、そういうふたつのこととござります。

今回の法改正で、本当にだれが相談に応じることなるかというのは大変重要なポイントであります。役所の一般の人事制度の上がりポスト的な位置づけになつてしまふおそれや、公立保育所の保育士OB、学校の校長先生、すべての人がだめだとは言いませんけれども、全くそういつたところになるかと思います。

そういう中で、社会福祉士の性格や定義について、また、社会福祉士が国家資格として行われている意義について御答弁をいただきたいと思います。

○小島政府参考人 社会福祉士につきましては、

今先生御指摘のように、社会福祉士及び介護福祉士法において、「専門的知識及び技術をもつて、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他援助を行うことを業とする者」とされております。

社会福祉士の実情でございますが、平成十六年十月末現在で約五万九千人の方が社会福祉士として登録をされております。その就業状況につきましては、日本社会福祉士会の調査によりますと、約一万七千人のうち、社会福祉施設等に約四三%、社会福祉協議会等に約一五%、医療機関に約

るわけでありますが、そういう中で、市町村の人材の中で本当に家庭あるいは児童問題にある程度の経験や知識を持つ方が積極的に登用されるようになります。

○橋本(清)委員 先ほどお話を中にもありましたとおり、家庭児童相談室、これが、昭和三十九年に当時の児童局が児童家庭局に改編された際に新設された、こういった事例は歴史の教訓となると思います。

例えば、大阪では、このときに若い専門家を多く配置し、成功をおさめたそうです。しかし、はかの自治体におきましては、退職した学校の校長先生などが相談室長となつたおかげで、相談に来た母親にお説教をしてしまつて、そのお説教をされた母親は二度と訪れないかつたという失敗例があつたと伺っています。大工の名棟梁は左官をうまくできないようなもので、やはり、ほかの分野ではプロフェッショナルでも、事相談分野、ソーシャルワーカーの部分においては素人だった方が相談に当たつたため、こういった悲劇が生じてしまふ、そういうふたつのこととござります。

今回の法改正で、本当にだれが相談に応じることなるかというのは大変重要なポイントであります。役所の一般の人事制度の上がりポスト的な位置づけになつてしまふおそれや、公立保育所の保育士OB、学校の校長先生、すべての人がだめだとは言いませんけれども、全くそういつたところになるかと思います。

そういう中で、社会福祉士の性格や定義について、また、社会福祉士が国家資格として行われている意義について御答弁をいただきたいと思います。

○小島政府参考人 社会福祉士につきましては、

今先生御指摘のように、社会福祉士及び介護福祉士法において、「専門的知識及び技術をもつて、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他援助を行うことを業とする者」とされております。

社会福祉士の実情でございますが、平成十六年十月末現在で約五万九千人の方が社会福祉士として登録をされております。その就業状況につきましては、日本社会福祉士会の調査によりますと、約一万七千人のうち、社会福祉施設等に約四三%、社会福祉協議会等に約一五%、医療機関に約

一・一%、福祉事務所等の行政機関に約六・五%といふことでございます。

社会福祉士につきましては、広範な社会福祉の知識と専門的な援助技術に基づきまして相談援助を行つものでございまして、今後の少子高齢化社会の中でその意義はますます大きくなるものと考えておりますし、また、社会のあらゆる分野でこのものでも簡単なものはなく、専門性、人員、財源とも要求されるものでございます。特に、先ほどから申しておりますとおり、専門性の高さが本当に必要になると思います。

○橋本(清)委員 現場の声を聞きますと、本当に大変な仕事で、虐待の相談に限らず、一般的の相談のものでも簡単なものはなく、専門性、人員、財源とも要求されるものでございます。特に、先ほどから申しておられますとおり、専門性の高さが本当に必要になると思います。

世界の各国では、専門性の高い大学院などを卒業したソーシャルワーカーの方々が相談援助機能を担つていらっしゃいます。日本におきましては、ソーシャルワーカーに当たる専門職として、昭和六十二年の社会福祉士及び介護福祉士法によつて創設された社会福祉士などが挙げられております。社会福祉士及び介護福祉士法によれば、第六条に、社会福祉士試験は厚生労働大臣が行うとあり、厚生省が所管する国家資格でござります。

そういった中で、社会福祉士の性格や定義について、また、社会福祉士が国家資格として行われている意義について御答弁をいただきたいと思います。

○小島政府参考人 社会福祉士につきましては、

今先生御指摘のように、社会福祉士及び介護福祉士法において、「専門的知識及び技術をもつて、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他援助を行うことを業とする者」とされております。

社会福祉士の実情でございますが、平成十六年十月末現在で約五万九千人の方が社会福祉士として登録をされております。その就業状況につきましては、日本社会福祉士会の調査によりますと、約一万七千人のうち、社会福祉施設等に約四三%、社会福祉協議会等に約一五%、医療機関に約

資格を持つた方を活用していただくということ

が、御指摘のありました社会福祉士という一定の資格を持つた方を活用していただくということ

は、これはより望ましいことであるというふうに思

考えておりますので、今後、福祉の分野全体に通ずる資格でございますが、児童福祉の分野についてもこういった資格の活用が図られるように私も期待しております。

○橋本(清)委員 ありがとうございます。

先ほど、社会福祉士の数、約五万九千人という数を伺いました。そういうふうにおっしゃっておりました数の中でも、限られた数の中で、そういうふうにおっしゃっておりました。その点を伺いました。そういうふうにおっしゃった数がある中で、限られたけれども、それだけの数がいる中で、社会福祉士の資格をお持ちでいらっしゃる方がこれだけいる中で、児童福祉司の職務を行いたいという方が数多くいらっしゃることもまた事実です。そして、そういう中で、わざわざなぜ児童福祉司の任用資格をさらに広げる必要性があるのか、そういったところに私は疑問を感じておるんですけども、その点についてお答えいただきたいと思います。

○伍藤政府参考人 基本的には、先ほど御答弁申し上げたとおりであります。現在でも、児童福祉司として、あるいは児童相談所長として社会福祉士の方がそういう資格を持って登用されているというケースもかなりあるわけでございまして、こういった分野に社会福祉士の資格を持つた方が、制度ができてまだ歴史も浅いわけでありますから、これからこういうふうな公的な分野でもぜひ活用していくことが必要じゃないかといふふうに考えておりますし、私どもは、児童福祉の分野、先ほど言つた児童相談所でだけでなく、市町村においてもいろいろ活用が図られることを期待しておるということをございます。

児童福祉司の間口をなげ広げるかということでございますが、その点につきましては、先ほど申し上げましたように、できるだけ、多様な児童虐待、いろいろな形に対応していくためには、いろんな専門職の方の知恵あるいはノウハウを活用していくという側面もまた必要ではないか、こういうことから、今回改正案をお願いしておるところでございます。

ものではないかというふうに私には感じられます。時間も短いので、次の質問に移らせていただきたいと思います。

先週の、我が党の先輩、水島広子委員の質問にございましたとおり、今回の法改正の目玉といつたところではなく、都道府県、児童相談所に対するものであり、司法の関与がこの点弱いというふうに考えられます。

大臣の御答弁の中におきましては、法務省が、家庭裁判所と児童相談所の関係は司法と行政の関係であり、そして、家裁が保護者に直接というの

は、司法が行政を飛び越え、直接保護者に指導、勧告を行うのは問題ではないか、そういうしたことをお話しになつたと覚えております。この点、法務省に確認を求めておきます。

○房村政府参考人 今回の改正法案におきましては、家庭裁判所は、児童福祉法二十八条の審判をする場合に、保護者に対する指導措置をとるべき旨を都道府県に勧告させることとされておりま

す。これは、児童福祉法の二十七条で保護者に対する指導措置が行政処分としてなされる、こういふことを受けまして、それについて行政処分を行

う都道府県に対して裁判所が勧告をするという構図をとつたものでございます。

政と司法の役割分担といたしましては、行政指導を行うところに対して裁判所が資料に基づいて指導が必要と思ったときに勧告をする、こう

いう構図をとることが役割分担のあり方としては望ましいということで、こういう法案になつたものと理解しております。

○橋本(清)委員 世界各国の法制を見ますと、裁判で任用資格を広げること自体、みずからが国家資格として保証している社会福祉士資格をないがしろにするものである、そういった自己矛盾するものではないかというふうに私には感じられます。

時間が短いので、次の質問に移らせていただきたいと思います。

しまして、初めて保護者の指導に関する家庭裁判所の勧告が盛り込まれたことがありました。しかし、残念ながら、家裁の勧告先は、親に直接といふことではなく、都道府県、児童相談所に対するものであり、司法の関与がこの点弱いというふうに見えます。

改正防止法案では、虐待の定義に同居人による虐待、性的を含むが加わつたが、性的虐待件数を把握する上で、厚生労働省の統計におきましては、これをそうした性的虐待を放置した不グレクトとしてカウントするよう指導なされていると伺いました。これでは日本の性的虐待件数は隠されてしまうのではないか。そこでなくとも、見えない、そして隠された虐待であるそういう性的虐待の実態を把握するためには、現在の統計手法を改めて見直すべきではないでしょうか。

これまでに児童相談所が行つた性的虐待に関する調査、一九九〇年度、大阪七児童相談所のランダム調査、三十九ヶース、そして、二〇〇三年度の神奈川の中央児童相談所が行つた調査、三十六ヶースがあると伺っています。

これは、指導措置そのものは、やはり直接児童虐待、いろいろな形に対応していくためには、いろんな専門職の方の知恵あるいはノウハウを活用していくという側面もまた必要ではないか、こういうことから、今回改正案をお願いしておるところでございます。

児童相談所が行つた調査、大阪で行われました調査は、主訴、主なる理由ですね、それが性非行で調

べていくうちに性的虐待の被害者だったということがございました。また、神奈川県での主訴は、

性的虐待だったものにカウントされたのは限られており、実際には非行というカウントに隠されてしまつているものが多いと伺っています。

そういうところで、見えない、隠された虐待

と言われるこの性的虐待の実態と統計の改善について伺いたいと思います。

○伍藤政府参考人 御指摘の性的虐待につきましては、一見して明らかに身体的所見を伴うことが少ないとございますし、基本的に被害を受けた児童本人からの訴えが重要な手がかりになります。

そのため、なかなか訴え出ないことが多いということで、正確に実態を把握する

ことは非常に困難ということは御指摘のとおりだ

ためらいといったことから、なかなか訴え出ない

ことなるわけであります。家族が崩壊をする、こういった不安、あるいは、事実を話すことへの強い

抵抗を受けている場合の救済に関しましては、本

当に役立つものと評価しております。

改正防止法案では、虐待の定義に同居人による虐待、性的を含むが加わつたが、性的虐待件数を把握する上で、厚生労働省の統計におきましては、これをそうした性的虐待を放置した不グレクトとしてカウントするよう指導なされていると伺いました。これでは日本の性的虐待件数は隠されてしまうのではないか。そこでなくとも、見えない、そして隠された虐待であるそういう性的虐待の実態を把握するためには、現在の統計手法を改めて見直すべきではないでしょうか。

これまでに児童相談所が行つた性的虐待に関する調査、大阪で行われました調査は、主訴、主なる理由ですね、それが性非行で調

べていくうちに性的虐待の被害者だったというこ

とがございました。また、神奈川県での主訴は、

性的虐待だったものにカウントされたのは限られており、実際には非行というカウントに隠されてしまつているものが多いと伺っています。

そういうところで、見えない、隠された虐待

本當に、実態を把握していただいて、これは一九九〇年から行つてある調査ですから、現状を正確に把握しないとその後の対策というのとはどちら

握、努力するとか、今行っているとか、そういう

問題じゃなくて、この調査が始まったのは一九九〇年ですからね、本当にこういった手法を改めていただけるかということを厚生労働大臣にお伺いしたいと思います。

○尾辻国務大臣 おっしゃるとおりに、どう対応するかということの前に、実態をきつちり把握するということは、まず極めて大事なことあります。今のお話を伺つておりますと、私どももそうしたことに努めなきゃいかぬということは十分理解いたしましたので、今後の検討にさせていただきたいと存じます。

○橋本(満)委員 もう時間がございませんので、この後、本来ならば、親権の喪失請求などさまざまな質問をさせていただきたかったんですけども、虐待で苦しんでいらっしゃる本当に幼いという命、また性的虐待で苦しんでいる子供たちの苦しみを少しでも和らげていただきたいということで、本当に救つていただきたいと

いう思いでおりますので、どうかよろしくお願いいたします。

○鷲下委員長 次に、中根康浩でございます。

○中根委員 こんにちは。中根康浩でございます。

きょうは児童福祉法の一部を改正する法律案の審議ということでございましたけれども、前回からの引き続きの宿題といいますか、積み残しのことがありますのですから、まずそういうことに触れながら、法案の審査の方に入つていただきたいと思います。

まず初めに、前回の委員会で資料請求をさせていただきました引つ越し代あるいは委託業務にかかるもの、それから社会保険事務局あるいは事務センター、それからレセプト点検センター、こういったものの家賃、こういったものにつきましては、昨日までに資料を作成して届けていただきております。このことに対しまして、大変お忙しい中、私どもの要望に対しまして御理解をいただ

き、お仕事をしていただきましたことに感謝を申

し上げますし、この間、与野党的理事の皆様方にも御理解、御協力を賜りましたことにお礼を申し上げたいと思つています。

このことについては、まだ自分自身、詳細にわ

たっての分析が終わつておりますんで、から、また改めて質問等をさせていただく機会があるかと思いますので、本日につきましては、資料を作成していただきごとにつきましてのお札だけ、まず申し上げておきたいと思います。

続きまして、今までのこの委員会等における御

答弁と異なる事実がいろいろとわかつてまいりました。したがいまして、まずそういったことにつきまして、改めて確認作業をしなければならなくなりつてしましました。

ここに、きょう持たせていただいたてありますのは、もう既にきのうの段階で内閣の方に報告をされた平成十五年度の決算検査報告、会計検査院から出されたものでございます。

会計検査院というものは、御案内のとおり、憲

法第九十条で規定をされた、内閣から独立した立

場で行政をチエックする、そういう機関であり

ますので、大変権威のある機関である、したがつ

て、そこがつくつた検査報告というものは最大限

尊重されなければならないというふうに思つてお

ります。

最大限尊重するべきものと、この委員会における大臣あるいは副大臣の皆様方の御答弁が食い違つた場合は、我々はあるいは国民党、どちらを信用していいのかわからなくなつてしまいま

ります。

今までの御答弁の中では、例えばカワグチ技研の問題につきまして申し上げますと、随契は妥当に行われていた、あるいは仕方のないことだつたり年間平均百三十枚程度であり、ほとんど使用されていないと同然の状況であった。一方、印刷システムを設置していない市区町村においては、

なつてしまつた、会計法にも違反をしていない、

そういう説明がなされたわけなんですかとも、

そのう内閣に報告をされた、この会計検査院の判

断はかなり違いますよね。

全部読み上げる時間はありませんので、関連する重要な部分だけ読み上げさせていただきますと、ひどいですね、これ。

例の金銭登録機に関するこ

「同一日に」、要するに同じ日に、「三回に分け購入契約を締結する一方、納入は一括して行わせており、三日間連続して購入契約を締結し、

納入は一括して行わせているものが

あった。したがつて、金銭登録機は大量に調達

するものであり、また、複数の会社から販売され

るなどしているのに、本庁で一括して調達するこ

となく各社会保険事務局等で小口に分割して随意

契約により調達するなどして、契約の公正性、透明性、競争性、経済性等が確保されておらず、一般競争契約を原則としている会計法令の趣旨に反し適切でなく、不当と認められる」と、

はつきり断罪をされておる。

そして、いわゆるパピアート、届出用紙等印刷

システムの方なんですけれども、これについて

は、「使用数量が限られることがあらかじめ予想される印刷システムの導入に当たつて、費用対効

果を考慮し、その必要性の検討、また、届出書等のコピー等での対応などの代替手段との比較検討がなされていたかについて検査したところ、これらについての具体的な資料が見当たらず、導入決

定までの経緯も明らかではない状況となつてい

た」。また、同庁では、市区町村に設置した印刷

システムの使用状況を全く把握しておらず、「

云々。「出力枚数は、設置した九百二十一システ

ム中二百五十四システムにおいて全く無く、使用

実績のある六百六十七システムの出力枚数をみて

も、全体で六万八千六百四十二枚、一システム當

たり年間平均百三十枚程度であり、ほとんど使用さ

れていないと同然の状況であった。一方、印刷

システムを設置していない市区町村においては、

なつてしまつた、会計法にも違反をしていない、

そういう説明がなされたわけなんですかとも、

実績などを考慮すると、印刷システム導入に当たつて検討を行つたとは認められず、届出書等のコピー等で十分に対応が可能であったのに、印刷システムを導入したことは適切でなく、不当と認められる」と。

まさに私どもが疑問に思つて主張してきたとおりのことが、会計検査院、憲法で規定された公正な機関によって断罪をされているということ、そのこと、今までこの委員会等で御説明のあつたことの不整合、このことについて、一体どのよう

に厚生労働省あるいは社会保険庁の皆さんはお考えになつておられるのでしょうか。まずお尋ね

をしたいと思います。

○小林政府参考人 今委員御指摘の、会計検査院の方から私ども社会保険庁の金銭登録機あるいは印刷システム、パピアートと言われる

ことの不整合、このことについて、一体どのよ

うに厚生労働省あるいは社会保険庁の皆さんはお

考えになつておられるのでしょうか。まずお尋ね

をしたいと思います。

○中根委員 今の御答弁にありましたように、こ

のところでは、会計検査院、憲法で規定された公正

な機関によって断罪をされているということ、そ

のこと、今までこの委員会等で御説明のあつた

ことの不整合、このことについて、一体どのよ

うに厚生労働省あるいは社会保険庁の皆さんはお

考えになつておられるのでしょうか。まずお尋ね

をしたいと思います。

○中根委員 今の御答弁にありましたように、こ

のところでは、会計検査院、憲法で規定された公正

な機関によって断罪をされているということ、そ

のこと、今までこの委員会等で御説明のあつた

ことの不整合、このことについて、一体どのよ

うに厚生労働省あるいは社会保険庁の皆さんはお

考えになつておられるのでしょうか。まずお尋ね

をしたいと思います。

○中根委員 今の御答弁にありましたように、こ

のところでは、会計検査院、憲法で規定された公正

な機関によって断罪をされているということ、そ

のこと、今までこの委員会等で御説明のあつた

ことの不整合、このことについて、一体どのよ

うに厚生労働省あるいは社会保険庁の皆さんはお

けなんです。そうしましたら、カワグチから随契で買ったときよりも約二万円安くなっているんですね。このことについて、明らかに社会保険庁の皆さんの職務怠慢、あるいは意図的な犯罪的行為によつて、国民に大きな損失をもたらしたというふうに考へることもできるわけです。

したがいまして、私どもは、予算執行職員等の責任に関する法律昭和二十五年に制定されています。

責任に関する法律に基づいて、随契と入札によつて行われた差額、あるいは、パピアートなどは、まさに必要のないものが二十二億円、保険料がむだ遣いをされた。こういったことになんがみて、ぜひとも、カワグチ技研、あるいはこの予算執行に関係した職員の方々に、国民に対して弁償をしてもらいたいというふうにも考へさせていただいております。

会計検査院の職員さんにお尋ねをいたしますが、このことについて検討をするお考へはありますせんか。

○重松会計検査院当局者 お答え申し上げます。

私ども会計検査院は、予算執行職員等の責任に関する法律、予算法と言われておりますが、この第四条一項の規定に基づきまして、予算執行職員が故意または重大な過失により法令等に違反して支出等の行為をしたことにより國に損害を与えたと認めるときは、その事実があるかどうかを審理し、弁償責任の有無及び弁償額を検定することとなつております。そして、本院の毎年度の決算検査報告での指摘の事態に関しましても、今御説明申し上げました予算法に定める弁償責任の要件に該当するかどうかなど、必要な検討を行つてあるところでございます。

したがいまして、今回の社会保険庁の契約に係る指摘の事態につきましても、今後同様な検討を行つてまいるものと承知しております。

○中根委員 会計検査院は、本当に重大な責務を帯びているにもかかわらず、一方では、検査対象に対する天下り、そういうものがあつたりした

り、あるいは他の省庁との交流人事があつたりして、検査が甘くなつてゐるのではないかというふうに考へることもできるわけですね。このことについて、明らかに社会保険庁の職務怠慢、あるいは意図的な犯罪的行為によつて、国民に大きな損失をもたらしたというふうに考へることもできるわけです。

したがいまして、私どもは、予算執行職員等の責任に関する法律昭和二十五年に制定されています。

責任に関する法律に基づいて、随契と入札によつて行われた差額、あるいは、パピアートなどは、まさに必要のないものが二十二億円、保険料がむだ遣いをされた。こういったことになんがみて、ぜひとも、カワグチ技研、あるいはこの予算執行に関係した職員の方々に、国民に対して弁償をしてもらいたいというふうにも考へさせていただいております。

会計検査院の職員さんにお尋ねをいたしますが、このことについて検討をするお考へはありますせんか。

○重松会計検査院当局者 お答え申し上げます。

私ども会計検査院は、予算執行職員等の責任に関する法律、予算法と言われておりますが、この第四条一項の規定に基づきまして、予算執行職員が故意または重大な過失により法令等に違反して支出等の行為をしたことにより國に損害を与えたと認めるときは、その事実があるかどうかを審理し、弁償責任の有無及び弁償額を検定することとなつております。そして、本院の毎年度の決算検査報告での指摘の事態に関しましても、今御説明申し上げました予算法に定める弁償責任の要件に該当するかどうかなど、必要な検討を行つてあるところでございます。

したがいまして、今回の社会保険庁の契約に係る指摘の事態につきましても、今後同様な検討を行つてまいるものと承知しております。

○中根委員 会計検査院は、本当に重大な責務を帯びているにもかかわらず、一方では、検査対象に対する天下り、そういうものがあつたりした

り、あるいは他の省庁との交流人事があつたりして、検査が甘くなつてゐるのではないかというふうに考へることもできるわけです。

したがいまして、私どもは、予算執行職員等の責任に関する法律昭和二十五年に制定されています。

責任に関する法律に基づいて、随契と入札によつて行われた差額、あるいは、パピアートなどは、まさに必要のないものが二十二億円、保険料がむだ遣いをされた。こういったことになんがみて、ぜひとも、カワグチ技研、あるいはこの予算執行に関係した職員の方々に、国民に対して弁償をしてもらいたいというふうにも考へさせていただいております。

会計検査院の職員さんにお尋ねをいたしますが、このことについて検討をするお考へはありますせんか。

○重松会計検査院当局者 お答え申し上げます。

私ども会計検査院は、予算執行職員等の責任に関する法律、予算法と言われておりますが、この第四条一項の規定に基づきまして、予算執行職員が故意または重大な過失により法令等に違反して支出等の行為をしたことにより國に損害を与えたと認めるときは、その事実があるかどうかを審理し、弁償責任の有無及び弁償額を検定することとなつております。そして、本院の毎年度の決算検査報告での指摘の事態に関しましても、今御説明申し上げました予算法に定める弁償責任の要件に該当するかどうかなど、必要な検討を行つてあるところでございます。

したがいまして、今回の社会保険庁の契約に係る指摘の事態につきましても、今後同様な検討を行つてまいるものと承知しております。

○中根委員 会計検査院は、本当に重大な責務を帯びているにもかかわらず、一方では、検査対象に対する天下り、そういうものがあつたりした

り、あるいは他の省庁との交流人事があつたりして、検査が甘くなつてゐるのではないかというふうに考へることもできるわけです。

したがいまして、私どもは、予算執行職員等の責任に関する法律昭和二十五年に制定されています。

責任に関する法律に基づいて、随契と入札によつて行われた差額、あるいは、パピアートなどは、まさに必要のないものが二十二億円、保険料がむだ遣いをされた。こういったことになんがみて、ぜひとも、カワグチ技研、あるいはこの予算執行に関係した職員の方々に、国民に対して弁償をしてもらいたいというふうにも考へさせていただいております。

会計検査院の職員さんにお尋ねをいたしますが、このことについて検討をするお考へはありますせんか。

○重松会計検査院当局者 お答え申し上げます。

私ども会計検査院は、予算執行職員等の責任に関する法律、予算法と言えます。しかし、この法律は、いろいろなランクがある中で最も悪質性の高いものであるというふうに言わわれているわけでありますので、ぜひ、悪質性の高いこのカワグチ技研の問題について、会計検査院、今まで以上に、今まで本当にこの十五年度についてはよく検査をしていただいたと思っております。これからも、税金のむだ遣いだけではない、保険料のむだ遣いも決して許さない、そういう姿勢で臨んでいただきたいと思います。このことについては、国民も大きな関心を持っています。

したがいまして、今回の社会保険庁の契約に係る指摘の事態につきましても、今後同様な検討を行つてまいるものと承知しております。

○中根委員 会計検査院は、本当に重大な責務を帯びているにもかかわらず、一方では、検査対象に対する天下り、そういうものがあつたりした

り、議員立法で、国家公務員倫理法の改正によつて、今まで報告の義務のない係長以下の方に対する監修料等の受け取りについて公開、報告をする義務をお願いする法律の改正案を、この臨時国会において今提出をする準備中だということを申し加えておきたいと思います。

ここにも、この監修料ということについても、

この検査報告で不当という言葉であらわしたもののは、いろいろなランクがある中で最も悪質性の高いものであるというふうに言わわれているわけでありますので、ぜひ、悪質性の高いこのカワグチ技研の問題について、会計検査院、今まで以上に、今まで本当にこの十五年度についてはよく検査をしていただいたと思っております。これからも、税金のむだ遣いだけではない、保険料のむだ遣いも決して許さない、そういう姿勢で臨んでいただきたいと思います。このことについては、国民も大きな関心を持っています。

会計検査院の方々の御奮闘をお願い申し上げたいと思います。

いま一つ、今までと違うというものがあります。今申し上げました監修料のことなんです。

今まで監修料は、時間外に行う、職場外で行う、そして、監修料は監修業務を行つた本人が受け取り、確定申告を行い、本人の所得として本人が費消している、そういう説明でございました。

もともと私たち、監修業務の実態が怪しい、それから監修料の決められ方も、例えば出版物にすけれども、抜粋して申し上げますと、「納税者

ども、例えば十一月四日の朝日新聞の朝刊、「声」という、オピニオン、投稿欄に、「納得できない監修料の受領」、これは監修料についてなんどいだいも決して許さない、そういう姿勢で臨んでいただきたいと思います。このことについては、国民も大きな関心を持っています。

したがいまして、今回の社会保険庁の契約に係る指摘の事態につきましても、今後同様な検討を行つてまいるものと承知しております。

○中根委員 会計検査院は、本当に重大な責務を帯びているにもかかわらず、一方では、検査対象に対する天下り、そういうものがあつたりした

り、恐縮なんですけれども、新聞報道だから、違つて、検査が甘くなつてゐるのではないかとおっしゃつています。ただ、これは、新聞報道だから、違つて、監修料等の受け取りについて公開、報告をする義務をお願いする法律の改正案を、この臨時国会において今提出をする準備中だということを申し加えておきたいと思います。

ここにも、この監修料ということについても、

この検査報告で不当という言葉であらわしたもののは、いろいろなランクがある中で最も悪質性の高いものであるというふうに言わわれているわけでありますので、ぜひ、悪質性の高いこのカワグチ技研の問題について、会計検査院、今まで以上に、今まで本当にこの十五年度についてはよく検査をしていただいたと思っております。これからも、税金のむだ遣いだけではない、保険料のむだ遣いも決して許さない、そういう姿勢で臨んでいただきたいと思います。このことについては、国民も大きな関心を持っています。

会計検査院の方々の御奮闘をお願い申し上げたいと思います。

いま一つ、今までと違うというものがあります。

今まで監修料は、時間外に行う、職場外で行う、そして、監修料は監修業務を行つた本人が受け取り、確定申告を行い、本人の所得として本人が費消している、そういう説明でございました。

もともと私たち、監修業務の実態が怪しい、それから監修料の決められ方も、例えば出版物にすけれども、抜粋して申し上げますと、「納税者

ども、例えば十一月四日の朝日新聞の朝刊、「声」という、オピニオン、投稿欄に、「納得できない監修料の受領」、これは監修料についてなんどいだいも決して許さない、そういう姿勢で臨んでいただきたいと思います。このことについては、国民も大きな関心を持っています。

したがいまして、今回の社会保険庁の契約に係る指摘の事態につきましても、今後同様な検討を行つてまいるものと承知しております。

○中根委員 会計検査院は、本当に重大な責務を帯びているにもかかわらず、一方では、検査対象に対する天下り、そういうものがあつたりした

り、改めて答弁は求めません。

あわせて、きょう、資料を請求したいと思つて

得る必要があるわけでありまして、その際の認可に当たつて、地域住民の同意が必要とされているわけではございません。

ただ、私ども、国として、施設整備費の国庫補助の協議を県を通じて受けますが、その際に、地域住民との調整状況というのをその協議書の中に一応参考までに明記をしていただく、こういう形にしておるわけでございます。したがいまして、私どもに上がつてくる段階では、その調整がついたものが国庫補助協議として毎年具体的に上がつてくる、こういう状況になつておりますので、全国にどのぐらいあるかということは私どもの段階では把握できない、こういうことでございます。

○中根委員 現実に地元同意書が必要とされるいるケースがあるみたいですので。地元同意書みたいなものはとつちやいけないと。何とか欠格条項みたいなもので、この地元同意書がないときない、というのは。もうとつちやいけない、そういう作業すらしちゃいけない、むしろ、こういう施設は地元の方々が温かく受け入れていただき、最初は嫌かもしれないですが、交流をすることによって、お互いに理解し合つて助け合つていくというような日本でありたいというふうに思つておりますので、難しいのかもしれないけれども、厚生労働省としても、うまく御指導を賜りたいというふうに思つております。

質問時間が終了いたしましたという紙が回つてしまつたんですけれども、実は、児童売買、児童買春及び児童ボルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書、このことについてもお尋ねをしたかったです。

子どもの権利条約というものができてから十年になつた。子どもの権利条約の上に新たにこういう条約を締結することの意味合い、意義。子どもの権利条約が制定されてから二回にわかつて我が國は勧告を受けております。その勧告によつていろいろ国内法の整備等を行つていかなければいけなかつたのに、そのことも遅々として進まなかつたという実情があります。

この条約を批准するだけしておいて、なかなか国際的な約束を守つていかない、そういうった現実にござります。

そこで、ちょっと変わつた質問をするかもしれません、尾辻大臣、村瀬長官、聞くところによると、テレビには出られないということを聞いております、出演されないと。私もそれは、おやつと思いまして、例えば村瀬長官は、この国会の審議の中でも、これからこうやつて社会保険庁を改革していくんだということを、リーダーシップを

ます。先ほど請求させていただきました資料でございますけれども、一週間というふうに申し上げたんでは長過ぎる、来週の火曜日までにと言いつつですけれども、私どもの理事さんの方から、一週間では長過ぎる、来週の火曜日までにと言いつつございというふうな御指示がありましたものですから、来週の火曜日までということで、申しわけありませんが、よろしくお願ひを申し上げて、本日の質問を終わらせていただきます。

○鶴下委員長 午後零時四十五分から委員会を開き、開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時十三分休憩

午後零時四十八分開議

○山井委員 鳥居下委員長、休憩前に引き続き会議を開きま

す。

質疑を続行いたします。山井和則君。

○山井委員 児童福祉法改正を中心に質問をさせていただきた

いと思います。

その前に、わざわざ村瀬社会保険庁長官にも来ていただきて非常に恐縮なんですが、ひとつ、社会保険庁の問題、年金の問題について、尾辻大臣と村瀬長官にお聞きしたいと思います。

さらさらないんですが、素朴な疑問として、これだけ年金や社会保険庁に対して疑問や不信がある場合回復が必要なときに、尾辻大臣も村瀬長官も、録画でもいいと向こうは言つているわけですから、これが、本当に特定の番組の応援をする気はさらさらないんですが、素朴な疑問として、これだけ年金や社会保険庁に対して疑問や不信がある場合回復が必要なときに、尾辻大臣も村瀬長官も、録画でもいいと向こうは言つているわけですから、これが、本当に特定の番組の応援をする気はありません。

さあ、このことについて、尾辻大臣、村瀬長官、答弁をいただきたいと思います。

○尾辻国務大臣 私どもが担当いたします社会保障といいますのは、国民生活に一番密着したものでござります。したがいまして、私どもがこう考

をおっしゃつておられます。そのとおりだと思ひます。

そこで、ちょっと変わつた質問をするかもしれません、尾辻大臣、村瀬長官、聞くところによると、テレビには出られないということを聞いております、出演されないと。私もそれは、おやつと思いまして、例えば村瀬長官は、この国会の審議の中でも、これからこうやつて社会保険庁を改

革していくんだということを、リーダーシップをもつて答弁もしておられるわけですから、録画でありますから、今このところ、これも正直あります。そして、そういうことを堂々と述べられてはどうかと思つております。

もうちょっと具体的に言いますと、例えばですけれども、別に特定の番組ということはないんですけど、例えば土曜日の朝、「みのもんたのサタデーばば」という番組がありまして、社会保険庁の問題をいつもやつてやられるので、私もよく見ているんですが、この番組は、尾辻大臣は、九月に就任されて以来六週間出演依頼をしているけれども、一回も出てくださいらない。それで、村瀬長官については、五月に就任が決まってから三十四週間、ずっと出てくださいといふことを言つておられます。

これは、私は別に特定の番組の応援をする気はありません。ただ、本当に特定の番組の応援をする気はありません。

ただ、もう率直に申し上げますが、大臣になりますから、こんなに忙しいものだとは本当に思いませんでした。ですから、今のところ、これも正直申し上げているんですが、時間がないんです。

それと、もう一つ御理解いただきたいのは、衆議院の先生方には、参議院の全国比例区の事情と

いうのがきっと余りおわかりいただけないだろうと、もうびたつと週末の日程が先に詰まつていると

いうような事情もあります。そうすると、四十七都道府県なんですね。そして、週末の数が五十二回なんです、一年で。ですから、週末五十二回の数で四十七都道府県というと、一つずつ回つてちょうど一年に全国一周できる、そういう数になりまして、とにかくもうびたつと週末の日程が先に詰まつていると

いうような事情もあります。そうすると、四十七都道府県なんですね。そして、週末の数が五十二回なんです、一年で。ですから、週末五十二回の数で四十七都道

府県というと、一つずつ回つてちょうど一年に全国一周できる、そういう数になりました。とにかくもうびたつと週末の日程が先に詰まつていると

者懇談会を開催させていただいておりまして、そういう点では、社会保険庁の改革につきまして積極的に開示をし、ニュース等でも流させていただけております。したがいまして、まず私自身の気持ちとしまして、メディアに対してはいろいろな形で情報発信はさせていただいている、このように考えております。

一方、御存じのように、社会保険庁は実施庁でございまして、国民の皆さんと接する事務局、事務所、ここが具体的にどう変わったかというのが多く一番大事な部分だろうというふうに思っております。したがいまして、私自身は微力ながら、現在、仕事の重点を全国各地の事務所、事務局を回ることに力を注いでございます。きょう、このおりまして、極力現場の職員としつかり話をした国会が終了した後も大阪、兵庫へ行く予定にしておられます。したがいまして、私は出たいと思います。

この十一月、社会保険庁変わります宣言ということ、序的に見ておりまして、具体的にはどういう形で変わっているかということをお話し申し上げますと、この十一月の六日から十二日まで年金週間ということで、現在、相談業務の充実をさせていただいております。その中で、初めて六日、七日の土曜、日曜日に相談業務の開催をさせていただきまして、全国の皆さん方から非常に喜ばれたという結果も出てございます。また、この十二日までは七時までの時間延長ということで相談業務を延ばさせていただいていまして、国民の皆さんから見て見える形で見えるのがやはり非常に重要なのはなからうかというふうに考えております。

それから、先ほど収納率の問題が出ましたけれども、昨日、国民年金の上半期の収納率を公表させていただきました。從来ですと年に一度の収納率の公表でございますけれども、前倒しでどんどん情報開示いたしまして、その部分をやはり国民の皆さんにもわかつていただく。また、実際、実

施をしております事務局、事務所の職員も目標に

させていただくということでお願ひできたらとい

うふうに思つております。

○山井委員

役目は、国民に対して、改革をやつていくんだ、

こういう具体的なことをするんだということを出

す。そういう点で、改革を具体的な形で国民の皆持ちとしまして、メディアに対してはいろいろな形で情報発信はさせていただいている、このよう

に考えております。

○山井委員

極めて重

要なんだらうというふうに私自身は考えておりま

す。そういう点で、改革を具体的な形で国民の皆

は前向きに検討するというのが、まさに社会保

院の改革の旗頭である長官の務めじゃないん

ですか。今の答弁を聞いてみると、趣旨を聞いて、そ

う意味では、本当に、村瀬長官のその説明責任の

意識というものを私は疑いたいと思います。ま

た、そういう番組を見た国民がどう思うか。何回

それから、今具体的な問題で、テレビへの出演

ことをぜひお願い申し上げたいと思います。

○山井委員

す。そういうのがありましたけれども、スケジュールが合えば、私自身は出られるものであれば出たいと思つております。その点だけはお話を申し上げた

いと思います。

○山井委員 以上でございます。

○山井委員 スケジュールが合えば出るということがありますが、はつきり言つて、もう三十四週間も断つておられるわけですね。三十四週間もずっとスケジュールが合わなかつたということは考えられないんですけども。

個別のことと言つてなんですか、そうしたら、この番組にも村瀬長官も、録画でもいいですから、出るということをいいんですね。もちろん、現場を回ることは私人大事だと思いまますから、ぜひやつてもらつたらいいと思いまます。しかし、信頼回復のためには、テレビから呼ばれたら出ていて、今おつしやつたようなことを堂々と、不信があつたあるいは隠ぺい体質が疑われていた今までの社会保険庁を私がこう変えてきたときも、その間で、記者さんからも物すごい強烈な質問をばんばん受けておりまして、それについては適正にお答えをしていくつもりでございます。したがいまして、メディアに対してお答えをしていないということはまずあり得ないという認識に立つています。

○山井委員 例えは、私は、昨日もグループホームに行つて、そこのお子さんたちと一緒に食事をさせてもらいましたが、そのお子さんが、大きな施設からグループホームに移つてきて、とても居心地がいい、こちらの方がいいということを口々におつしやつておられました。

例えは一例ですが、あるお子さんは、大きな施設からグループホームに移つてきて、非常に声が大きくて落ちつかないというケースがあるんですね。なぜかといふと、御存じのように、児童養護施設は、人員配置基準が六対一で、一人の職員が六人の虐待を受けたりしている子供たちのお世話をしているけれども、三交代だつたら一対十八、

やはりこの数では、どうしても、施設のお子さん

方は大きな声を出して自己アピールをしないと職

員さんも構つてくれないと、ある意味で愛情

が十分に受けられないというようなことにもなる

と思うんですね。これは要望だけですので。

○山井委員 ですから、今までから委員会で問題になつてい

○山瀬政府参考人 させていただいているつもりでございます。

○山瀬政府参考人 先ほども申し上げましたように、メディアに対してはいろいろな意味で発信をさせていただいているつもりでございます。

○山瀬政府参考人 させていただいているつもりでございます。

○山瀬政府参考人 させていただいているつもりでございます。

○山瀬政府参考人 先ほども申し上げましたように、メディアに対してはいろいろな意味で発信をさせていただいているつもりでございます。

○山瀬政府参考人 させていただいているつもりでございます。

ることですけれども、こういう人員配置基準をふやしたり、あるいはグループホームを推進したり、そして、中学生、高校生の方がきのうもおつしゃったのは、中学生、高校生になつたらやはり個室に入りたいということをおつしやつていました。四人部屋とかだったら一人で好きな音楽も聞けないということをおつしやつておられました。ぜひともそういうことも推進をしていただきたいと思います。

この要望をして、そこで質問なんですが。

児童養護施設を出てから一番困つてすることは何かということを、きのう、御本人さんに聞かせていただきました。そうしたら、やはり住まいがないと。児童養護施設を十八歳で出たら、大学に行くにも、寮がないとダメで、勤めるとても、寮があつたり住み込みのところしかダメで、選択肢が非常に限られる。もつと言えば、もし何かの事情で仕事をやめたら、寮がなくなるわけですから、住むところなくなつてしまふ。やはりまた身を崩してしまふというケースもある。そうしたら、仕事を何らかの事情でやめたら、友達の家に転がり込んだりして、転々とする中で、やはりまた身を崩してしまふというケーブルもありますね。

そういう意味では、児童福祉施設を出した十八歳のお子さんたちの住宅の確保とかあるいは家賃の補助とか。貸すのだと、これは後で返すのがまたなかなか大変んですよ。十八歳で、親からも援助を得られない、ひとりぼっちで、持参金がほとんどゼロの子供に、お金を貸すから、高い百万、要望したいと思います。大臣、いかがでしようか。

〔委員長退席、北川委員長代理着席〕

○尾辻國務大臣 御指摘のおりに、児童養護施設等を退所した児童が社会的に自立するために住まいを確保するということは、これは極めて重要なことです。

このために、退所後、保護者等の支援が見込めない場合には、就職の際に必要となる住居費等として約十四万円を給付するとともに、住居確保のために必要な資金の低利の貸し付けも行っているところでございます。さらに、平成十五年十月末たしておりまして、施設退所後の児童の住居確保の支援に努めているところでございます。

今申し上げたようなことを行っておるところでございますが、退所後の児童の社会的自立を積極的に推進してまいりたい、こう考えます。

○山井委員 ゼひわかつていただきたいのは、普通の若者にお金を貸すのと、もう本当に親からの支援も受けられない、ひとりぼっちの十八歳の子供にお金を貸すのとでは、その借金を負う負担が全然違うということなんですね。ですから、私は、家賃に関してはもう返さなくていいお金で出をせひとも積極的にしていただきたいと思っております。

村瀬長官、もう終わりましたので、お帰りいただいて結構です、お忙しいと思ひますから。あります。お配りした資料、少し大きな話に移りたいんで思ひます。

それでは、次に、衛藤副大臣に御質問したいと

いう意味では、今後の方向性としては、こういいます。ところが、今の児童福祉の場合はこの在宅メニューがないから、親と切り離すか、あるいは、危険だけれども親と一緒にいてもらうか、二つに一つみたいな感じがあると思うんです。そういう意味では、今後の方向性としては、こういいます。ところが、今の児童福祉の場合はこの在宅メニューがないから、親と切り離すか、あるいは、危険だけれども親と一緒にいてもらうか、二つに一つみたいな感じがあると思うんです。それは、児童福祉の問題も、高齢者の問題も障害者の問題も、私ども、福祉全般がいくべきだと思いますが、いかがでしようか。

○衛藤副大臣 虐待をめぐる児童の問題も、高齢者の問題も障害者の問題も、私ども、福祉全般がそういう方向を今とろうとしているというぐあいに思います。そういう意味で、児童福祉につきましても、この虐待の問題につきまして、本来であれば、隔絶するというやり方よりも、その地域なら地域の中で、そして家庭の中ができるということが最もすばらしいことだというふうに思つております。そういう意味で、虐待についての在宅支援サービスについて、まだいろいろなものが整つていらないことは認識しながら、これを進めいかなければいけないと、うふうに思つております。

○山井委員 これは方向性の問題ですけれども、ぜひともそういうサービスを拡充していくいただきたいたいと思います。

○山井委員 これは方向性の問題ですけれども、ぜひともそういうサービスを拡充していくいただきたいたいと思います。

次に、また尾辻大臣にお伺いしたいんです。

先日の金曜日の質問の中で、コンビニを一つの窓口として、コンビニの店員さんが虐待を受けているおそれのあるお子さんたちを、あざと/orに気とかで発見した場合に、児童相談所とか警察に通報しやすいように、ボスターを張るなり、あるいは、チーンストア協会を通じて協力要請をし

ドームという、週末だけ里親さんがお世話を担当とか、あるいはホームヘルプとか育児支援とか。衛藤副大臣も御存じのように、老人福祉でしたら、在宅サービスをまずやって、無理ならば施設ですよね。ところが、今の児童福祉の場合はこの在宅メニューがないから、親と切り離すか、あるいは、危険だけれども親と一緒にいてもらうか、二つに一つみたいな感じがあると思うんです。もちろんそれで何件の子供がコンビニに駆け込むかというのは別として、やはり社会的に子供にとっても安心感があるし、また親としても、余り殴つたり、あざがあつて、一緒にコンビニに行つたことがあります。そういう意味で、虐待をめぐる児童の問題も、高齢者の問題も障害者の問題も、私ども、福祉全般がそういう方向を今とろうとしているというぐあいに思います。そういう意味で、児童福祉につきまして、この件についていかがでしようか。

○尾辻國務大臣 先日御提案がございましたコンビニエンスストアに対しましては、昨日、協力依頼を行つたところでございます。まず早速行いました。これで、お話をのように、児童が立ち寄りやすいと思われるコンビニエンスストアなどで今後適切な対応が図られる大変ありがたいと思いまして、期待もしております。とりあえずお願いをしてみましたので、今後のこと、よくまた事態の推移を見ながら考えてみたいと思います。

○山井委員 次に、また衛藤副大臣にお伺いしたいと思います。

虐待を受けた子供を診療するために児童精神科医というのが必要だと思うんですけれども、その養成が全然追いついていなかつたり、諸外国にあっては、ケア支援対応というのが、自宅以外なんですね。レスパイトのケア、週末のウイークリングなどです。レスパイトのケア、週末のウイークリングなどです。

専門家の方々から聞くと、そういう児童精神科医という専門家をしつかり養成していくことが必要だというふうに言われております。理想的には、児童相談所にそういうお医者さんを常駐させ

していくとか、難しいかもしませんが、やはりそういう方向性も検討していかないとだめだと思います。

この養成の件に関して、副大臣、いかがでしょうか。

○衛藤副大臣

今回、児童相談所を充実しながら、看護師さんや保健師さんにもということで、その福祉の方の仕事の任用規定を、いわゆる質量ともに上げようとした、バランスをとっているところとしたところにまだまだ児童精神科医と言われるような方が本当に少ないということが言えると思う

私も、例えば知的障害者の療育等で、大分で県議員のころ懸命にやっていましたけれども、その専門の指導のお医者さんが実質的には来てくれません、いらっしゃいませんでした。心当たりの方は何人かおられたんですが、やはりなかなか、そこまでの責任を持つていやると、極めて難しいというようなことで、実は、そういう専門の先生は全般的にそういうふうに思いました。

現実に、虐待のみならず、知的障害の方も、精神障害の方も、あるいは最近の、発達障害の方も、自閉症の方も、登校拒否の方も、相談するところを、実質的には専門の先生方を探しながら、皆そのところでうろうろしているというのが実態であると思います。

本気で養成していく必要があるんではないのかというぐあいに思っています。

厚生労働省いたしましても、それを何とか図ります。

ろうじやないかということで今スタートしたところには、それらの検討を受けながら専門の養成プログラムをつくっていきたい、養成のためのプロ

gramをつくりたいというぐあいに思っています。

年度中に検討会を持って、そしてまたそのことを具体的に検討してまいりたいと思っています。来年には、それらの検討を受けながら専門の養成プログラムをつくっていきたい、養成のためのプロ

gramをつくりたいというぐあいに思っています。

そこで、大臣、いかがでしょうか。

○尾辻國務大臣

とにかく、思いついて、いいと具体的に検討してまいりたいと思っています。来年には、それらの検討を受けながら専門の養成プログラムをつくっていきたい、養成のためのプロ

gramをつくりたいというぐあいに思っています。

○山井委員

児童虐待死と言われる形で毎年四十人、五十人の方々が、残念ながら、お子さんたちが亡くなっている、それはどんどんふえているような状況なわけです。また、児童虐待の件数は二万五千件以上にどんどんふえていく

る。

そんな中で、大臣に要望とお伺いをしたいんです。

これは、児童虐待防止法も改正されたし、また今回、児童福祉法も改正されるわけですから、も審議を通じても、まだまだ日暮れて道遠いだ

よ。

と。これまで虐待が撲滅できる自信を持つて言え

る人というのはほとんどいないと思うんですね。

そういう意味では、これは相当の決意を持つてや

らないと、私は予算にも限りがある中で難しいと

思っています。

ここで大臣の決意を、そして厚生労働省の決意

を示していただく意味でも、児童虐待死ゼロ作戦

なのかな、児童虐待ゼロ作戦なのか、ネーミングは

わかりませんけれども、やはりそういうものを

しっかりと申上げましたけれども、やはりそういふ

作戦、待機児童ゼロ作戦はありましたけれども、も

うほかでもない、命にかかる問題なわけですか

うことです。

そこで、おっしゃるよう、大臣であります

からと申し上げましたが、決して選挙の事情でど

う意味で申し上げたものではございませんの

で、ぜひそのように御理解いただきたいと思いま

す。

そして、おっしゃるよう、大臣であります

間、もう全身全霊、力を振り絞って、大臣として

の仕事に邁進していきたい、そう思つております。

○尾辻國務大臣

先ほども申し上げましたけれども、この前の委員会でのお話をございましたから、一昨日、私も児童相談所へ行つてまいりました。そして、本当に皆さん方の御苦労というのを

うございました。大変だなと思いました。

その中で、具体的に、今私が、何ができる、どう

しようということを直ちに具体的に申し上げる

よりも、とにかく、今後全力で取り組んでいきたい

いということをお約束を申し上げておきたいと思

います。

○北川委員長代理

次に、石毛錠子君。

○石毛委員

民主党の石毛錠子でございます。

母子福祉ですとか児童の福祉の事業にかかる

そのあたりを中心に質問をしたいと思います。

初めに、少し私の質問の視点と申しますよう

ような規制もありませんし、支援内容に合わせて、いろいろ家庭における滞在時間も決めていただければいいわけでありまして、それ實際に現場でやりながら、試行錯誤を重ねながら、できるだけ柔軟に実施をしていただきたいというふうに思つておりますが。

今言つたように、これは、それぞれの家庭の事情に合わせてやるという大変難しい、難度の高い行政の施策だろうと私は思つておりますので、そういう個々の家庭の個別のニーズにどうやって対応していくかということで、今しばらく、少し浸透を図つていくには時間が必要な、こういう気がいたしております。

○石毛委員 関連して、最初に質問通告をした部分を少し私が落としてしまいましたので、戻つて質問をしたいと思います。

私は、新聞などで、虐待で亡くなりました子供さんに関する報道を読んでとても気になるのは、同居している男性のせつかんというか暴力による命を落としているという実例がかなりあるというふうに受けとめております。そうした事実を前提としますときに、児童福祉法の中

に、例えば先ほど指摘をしました第十条もそうで、それでも、今の育児支援家庭訪問事業も、父親の存在、同居人である男性の存在とか、それから妊娠婦にかかるわって配偶者がどのような存在であるのかとか、そうしたことに関する記述がもうちょっとクリアに法律の中に出てきてもいいのではないか。

話が少し飛躍しますけれども、法律の名前が母子福祉法であつて、一人親福祉法にはまだ変わつていませんし、父子家庭に対する積極的な規定が行き届いているわけではない、むしろ欠如していると言つても言い過ぎではないと思つます。

とにかく、今の子育ての困難というのは、ひとり母親だけの課題ではなくて、子供にかかる大人の問題であり、男女両性の問題であるとすれば、ちょっと話が広がつてしまいますが、今まで子供にかかるわってきている職種というの

は、事実上、男女両方参入にはなっていますけれども、保育士は女性の方が多いですし、保健師も圧倒的に女性の方が多いですし、まあ社会福祉士になればそうでもないでしようし、児童福祉司になればまた男性の方が多くて、これはこれでまた男女のバランスという意味では課題があるので、もう少し、子供と妊娠婦とその家庭といいますかとか、あるいは厚生労働省にそのあたりの認識がどの程度おありになるのかという、この際でなればまた男性の方が多くて、これはこれでまたないかというふうに思つてゐるんですけども。私は、法律的に書きぶりを精査したわけではありませんけれども、申し上げたいことは、やはり男女のバランスという意味では課題があるので、もう少し、子供と妊娠婦とその家庭といいますかとか、あるいは厚生労働省にそのあたりの認識がどの程度おありになるのかといいますか、あるいは厚生労働省にそのあたりの認識がどの程度おありになるのかといいますか、この際でなればまた男性の方が多くて、これはこれでまたないかというふうに思つてゐるんですけども。私は、法律的に書きぶりを精査したわけではありませんけれども、申し上げたいことは、やはり男女のバランスという意味では課題があるので、もう少し、子供と妊娠婦とその家庭といいますかとか、あるいは厚生労働省にそのあたりの認識がどの程度おありになるのかといいますか、この際でなればまた男性の方が多くて、これはこれでまたないかというふうに思つてゐるんですけども。私は、法律的に書きぶりを精査したわけではありませんけれども、申し上げたいことは、やはり男女のバランスという意味では課題があるので、もう少し、子供と妊娠婦とその家庭といいますかとか、あるいは厚生労働省にそのあたりの認識がどの程度おありになるのかといいますか、この際でなればまた男性の方が多くて、これはこれでまたないかというふうに思つてゐるんですけども。私は、法律的に書きぶりを精査したわけではありませんけれども、申し上げたいことは、やはり男女のバランスという意味では課題があるので、もう少し、子供と妊娠婦とその家庭といいますかとか、あるいは厚生労働省にそのあたりの認識がどの程度おありになるのかといいますか、この際でなればまた男性の方が多くて、これはこれでまたないかというふうに思つてゐるんですけども。私は、法律的に書きぶりを精査したわけではありませんけれども、申し上げたいことは、やはり男女のバランスという意味では課題があるので、もう少し、子供と妊娠婦とその家庭といいますかとか、あるいは厚生労働省にそのあたりの認識がどの程度おありになるのかといいますか、この際でなればまた男性の方が多くて、これはこれでまたないかというふうに思つてゐるんですけども。私は、法律的に書きぶりを精査したわけではありませんけれども、申し上げたいことは、やはり男女のバランスという意味では課題があるので、もう少し、子供と妊娠婦とその家庭といいますかとか、あるいは厚生労働省にそのあたりの認識がどの程度おありになるのかといいますか、この際でなればまた男性の方が多くて、これはこれでまたないかというふうに思つてゐるんですけども。私は、法律的に書きぶりを精査したわけではありませんけれども、申し上げたいことは、やはり男女のバランスという意味では課題があるので、もう少し、子供と妊娠婦とその家庭といいますかとか、あるいは厚生労働省にそのあたりの認識がどの程度おありになるのかといいますか、この際でなればまた男性の方が多くて、これはこれでまたないかというふうに思つてゐるんですけども。私は、法律的に書きぶりを精査したわけではありませんけれども、申し上げたいことは、やはり男女のバランスという意味では課題があるので、もう少し、子供と妊娠婦とその家庭といいますかとか、あるいは厚生労働省にそのあたりの認識がどの程度おありになるのかといいますか、この際でなればまた男性の方が多くて、これはこれでまたないかというふうに思つてゐるんですけども。私は、法律的に書きぶりを精査したわけではありませんけれども、申し上げたいことは、やはり男女のバランスという意味では課題があるので、もう少し、子供と妊娠婦とその家庭といいますかとか、あるいは厚生労働省にそのあたりの認識がどの程度おありになるのかといいますか、この際でなればまた男性の方が多くて、これはこれでまたないかというふうに思つてゐるんですけども。私は、法律的に書きぶりを精査したわけではありませんけれども、申し上げたいことは、やはり男女のバランスという意味では課題があるので、もう少し、子供と妊娠婦とその家庭といいますかとか、あるいは厚生労働省にそのあたりの認識がどの程度おありになるのかといいますか、この際でなればまた男性の方が多くて、これはこれでまたないかというふうに思つてゐるんですけども。私は、法律的に書きぶりを精査したわけではありませんけれども、申し上げたいことは、やはり男女のバランスという意味では課題があるので、もう少し、子供と妊娠婦とその家庭といいますかとか、あるいは厚生労働省にそのあたりの認識がどの程度おありになるのかといいますか、この際でなればまた男性の方が多くて、これはこれでまたないかというふうに思つてゐるんですけども。私は、法律的に書きぶりを精査したわけではありませんけれども、申し上げたいことは、やはり男女のバランスという意味では課題があるので、もう少し、子供と妊娠婦とその家庭といいますかとか、あるいは厚生労働省にそのあたりの認識がどの程度おありになるのかといいますか、この際でなればまた男性の方が多くて、これはこれでまたないかというふうに思つてゐるんですけども。私は、法律的に書きぶりを精査したわけではありませんけれども、申し上げたいことは、やはり男女のバランスという意味では課題があるので、もう少し、子供と妊娠婦とその家庭といいますかとか、あるいは厚生労働省にそのあたりの認識がどの程度おありになるのかといいますか、この際でなればまた男性の方が多くて、これはこれでまたないかというふうに思つてゐるんですけども。私は、法律的に書きぶりを精査したわけではありませんけれども、申し上げたいことは、やはり男女のバランスという意味では課題があるので、もう少し、子供と妊娠婦とその家庭といいますかとか、あるいは厚生労働省にそのあたりの認識がどの程度おありになるのかといいますか、この際でなればまた男性の方が多くて、これはこれでまたないかといいます。

○石毛委員 包括的な御質問でなかなか難しかったので、ちょっとそこがあたりも含めて、もう一度

度局長の、まあ余り形式にとらわれない結構示したいだければと思ひます。

○伍藤政府参考人

示したいだければと思ひます。

次でございますけれども、二十二条の二十九、これは従前からある条文で、条文の数が変わつたというところと、あと若干書きぶりが変わってい

る、条文の数も変わつていないのでしょうか、中身の書きぶりが若干訂正になつてゐるといつています。

○伍藤政府参考人 例えども、子育て支援事業につきまして、具体的にどのような窓口があるのはどの組織体

ですけれども、子育て支援事業につきまして、具

体的にどのような窓口あるのはどの組織体で、子育て支援事業のようなことが想定されてい

る、条文の数も変わつていないのでしょうか、中

身の書きぶりが若干訂正になつてゐるといつています。

○伍藤政府参考人 父母家庭はどうするのかとか、いろいろな形で今

までの制度のひずみとかゆがみの是正を求められ

ている分野はいろいろあると思ひます。

児童や家庭の問題はその縮図みたいなところでありますから、おっしゃるような御趣旨の、い

ういう窓口で行うかということで、これは市町村が直接自分の職員でやることも可能であります

が、市町村がそういう統合的な窓口になる機能

をぜひ果たしていただきたいというような趣旨で

とらえていきたいというふうに思つております。

○石毛委員 ゼビその方向で、ビジュアルに、見

えるように、理解できるように方向性をお示しい

ります。

○石毛委員 それでは次の質問です。

○伍藤政府参考人 これがも確認ですが、児童福祉法で規定している要保護児童と児童虐待防止法の児童虐待の定義、

あるいは虐待を受けたと思われる児童というの

は、特段留意して理解をする必要があるのかない

のか、そこのあたりの確認をお願いいたします。

○伍藤政府参考人 児童福祉法と児童虐待防止法に、児童福祉法の方は、要保護児童を発見した者

はこれこれに通告しなければならない、児童虐待

防止法は、児童虐待を受けたと思われる児童を發見した者はこれこれに通告しなければならない、

「家庭その他の相談に応じ」という書き方に

もなつております。

私は、法律的に書きぶりを精査したわけではありませんけれども、申し上げたいことは、やはり

潜在意識として、社会的にもまだ子育ては母親と

いう意識が強い中で、実態は父親、男性の起こし

ている事件だとか、あるいは責任だとかとい

うこ

ともきちと社会の中で認識されるような、そ

う法活性化を求めたかったという、こちら側の思

いも含めまして受け取つていただければと思いま

す。

○石毛委員 今、厚生労働省の事業で、児童家庭支援センターというのがござります。これが来年

度の予算要求に関しましては、現在六十九ヶ所から

六十八ヶ所に拡充していくという予算要求になつ

てますが、この児童家庭支援センターは、ただ

いまのこの第二十二条の二十九に相当するとい

うふうに理解をしてよろしいんでしょうか。ここは

質問で問うてはいかつたんですけども、簡単

にお答えいただけるところだと思いますので。

○伍藤政府参考人 児童家庭支援センターにつきましては、これは各児童養護施設等に附属して設

置をしておるような事業でございまして、ここで

今御指摘のあります二十二条の二十九、これは市

町村レベルでいろんな子育てのための支援事業を

行つてということであります、この児童家庭支援

センターは、直接には入らないというふ

うに理解しております。

○石毛委員 そうしますと、従来の保育行政の中

で、子育て支援事業のようなことが想定されてき

たと思ひますけれども、そうしたことの実践、先

ほどのつどいの広場とかというようなことであつ

て、具体的にセンター的なものが今はあるとい

うことではないという、確認ですが。

○伍藤政府参考人 現状におきましては、地域子

育て支援センターが中心になつてやつておるとい

う事例が一番多いのではないかというふうに思つ

ております。

○石毛委員 それでは次の質問です。

○伍藤政府参考人 これがも確認ですが、児童福祉法で規定している要保護児童と児童虐待防止法の児童虐待の定義、

あるいは虐待を受けたと思われる児童というの

は、特段留意して理解をする必要があるのかない

のか、そこのあたりの確認をお願いいたします。

○伍藤政府参考人 児童福祉法と児童虐待防止法に、児童福祉法の方は、要保護児童を発見した者

はこれこれに通告しなければならない、児童虐待

防止法は、児童虐待を受けたと思われる児童を發見した者はこれこれに通告しなければならない、

ごぞいます。

○石毛委員 今、厚生労働省の事業で、児童家庭

支援センターというのがござります。これが来年

度の予算要求に関しましては、現在六十九ヶ所から

六十八ヶ所に拡充していくという予算要求になつ

てますが、この児童家庭支援センターは、ただ

いまのこの第二十二条の二十九に相当するとい

うふうに理解をしてよろしいんでしょうか。ここは

質問で問うてはいかつたんですけども、簡単

にお答えいただけるところだと思いますので。

○伍藤政府参考人 児童家庭支援センターにつきましては、これは各児童養護施設等に附属して設

置をしておるような事業でございまして、ここで

今御指摘のあります二十二条の二十九、これは市

町村レベルでいろんな子育てのための支援事業を

行つてということであります、この児童家庭支援

センターは、直接には入らないというふ

うに理解しております。

○石毛委員 そうしますと、従来の保育行政の中

で、子育て支援事業のようなことが想定されてき

たと思ひますけれども、そうしたことの実践、先

ほどのつどいの広場とかというようなことであつ

て、具体的にセンター的なものが今はあるとい

うことではないという、確認ですが。

○伍藤政府参考人 現状におきましては、地域子

育て支援センターが中心になつてやつておるとい

う事例が一番多いのではないかというふうに思つ

ております。

○石毛委員 それでは次の質問です。

○伍藤政府参考人 これがも確認ですが、児童福祉法で規定している要保護児童と児童虐待防止法の児童虐待の定義、

あるいは虐待を受けたと思われる児童というの

は、特段留意して理解をする必要があるのかない

のか、そこのあたりの確認をお願いいたします。

○伍藤政府参考人 児童福祉法と児童虐待防止法に、児童福祉法の方は、要保護児童を発見した者

はこれこれに通告しなければならない、児童虐待

防止法は、児童虐待を受けたと思われる児童を發見した者はこれこれに通告しなければならない、

ごぞいます。

同じような規定が置かれているわけで、その関係の御質問であります。

要保護児童とは、保護者が行方不明の児童あるいは虐待を受けた児童のほかに、障害児あるいは非行児なども幅広く家庭の状況によっては含まれるというふうに理解をしておりますので、幅はこの要保護児童はかなり広いということではないかと思っております。

一方、虐待防止法の虐待を受けたと思われる児童とは、そのうちの虐待児童につきまして、虐待を受けたことが明らかなる児童に加えて、今回の改正によりまして、虐待の実事が必ずしも明らかでなくとも一般の人の目から見れば主観的に児童虐待があつたのではないかと思われる児童ということで、虐待の分野については、虐待防止法の方が虐待の概念を少し広げて、できるだけ迅速に対応する、こういう関係に一般法と特別法の関係でなつておるというふうに理解をしております。

○北川委員長代理退席、委員長着席

○石毛委員 それでは次でございますけれども、

第二十五条の六です。

これは、市町村、都道府県福祉事務所、児童相談所が通告を受けたときに、速やかに児童の状況の把握を行うというふうに規定をしております。虐待防止法のときも、この速やかに、「」というのは論議の焦点になつたことの一つでございますけれども、児童福祉法の方で規定して、「速やかに」というのはどのように解ができるのでしょうか。特に、市町村がこれを行う場合に、やはり市町村の側からすれば大変留意すべき事項だと思いますので、御答弁ください。

○伍藤政府参考人 通告があつたときから安全確認までの時間につきましては、御指摘のとおり、虐待防止法の改正の際も議論をされたことでござりますが、時間を示すということは、一律に示すことはなかなか困難であるということでござります。その理由の一つは、期間を示すと、かえって、場合によつては逆に、初動がおくれるのではない

か、そういうことも懸念をされますし、それから、市町村に寄せられます事業は非常にさまざまあります。こういった事業の優先度にかかわらず、一律の期間設定あるいは時間の設定といふことが適切かどうか、こういった問題があるわけあります。

そこで、これは虐待防止法のときにも同じように、これまで、これは虐待防止法のときにも同じような議論を行つたかと思いますが、そういう観点から、一律に示すことは困難だというふうに考えております。

ただ、私ども、その初動の重要性ということが、極めて重要なことだというふうに認識をしておりますので、緊急一時保護の要否を判断するための指標、これはいろいろ細かく示しておりますが、これの活用を一層促すというようなことがあります。そこで、二十四時間三百六十五日体制というようなことで、今回、十七年度の予算要求に所要の予算を要求しているところでございまして、こういった体制整備によって、必要な、迅速な処置が行われるように努力していくといふふうに思つております。

○石毛委員 後で、市町村と児童相談所の連携の境界のようなどころでももう一度かかわつてくるかと思いますけれども、今回、市町村が受ける子育ての相談といいますか、これは非常に幅広いわ

けです。それで、例えは、比較的難易度の低い、少し子育てのテクニカルなことをアドバイスすれば済むような場合はだつたら、そんなに急がなくとも済むのかもしれない。だけれども、もしやしたら、そのものとに虐待というようなことが入つているかもせんけれども、もう少し積極的に設置といふことを置く必要があつたのではないかと私は考える

ところ、できる規定になつておりますけれども、これはもつと積極的に、設置するものとするとか、しなければならないという義務化をかけるかどうかというところまでは検討の余地があるかもしれませんけれども、もう少し積極的に設置といふことを置く必要があるのではなかいかと私は考える

けれども、法定化されたという要件は市町村にとつては非常に重いものがあると思いますから、そこあたりで具体的に少し、前回からガイドラインを出していくという御答弁はいろんな部分であります。

そこで、これは虐待防止法のときにも同じように、これまで、これは虐待防止法のときにも同じような議論を行つたかと思いますが、そういう観点から、一律に示すことは困難だというふうに考えております。

○伍藤政府参考人 市町村が事業を処理する上で、大変難問といいますか、頭を痛めるところだと思いますので、私ども、今まで約ようとお示しになるところはいかがでしょうか。

○伍藤政府参考人 第二十五条の二、要保護児童対策地域協議会に関してでございます。

この二十五条の二は、設置することができるという、できる規定になつておりますけれども、これはもつと積極的に、設置するものとするとか、しなければならないという義務化をかけるかどうかというところまでは検討の余地があるかもしれませんけれども、もう少し積極的に設置といふことを置く必要があるのではなかいかと私は考える

ところ、必置ではないからつくるところ、事実上、調査をすれば、児童虐待防止のネットワークはかなりの自治体にできているようでございま

すから、中身はおくとしまして、事実上はかなり

でできています。

この法律の特徴は、一つは、児相と市町村との二十七条を介した先ほど申しました連携と、それからもう一つは、協議会ができるところはその協議会でのいわば検討というか、それができるよう

なシステムなんだと思うんですよ。

この委員会の中で、児童福祉司の専門性がかなり議論になりました。それも重要なとおもいます。

で、事実上これを促進していくという決意を示したものでございます。

○石毛委員 今回のこの児童福祉法の改正は、十条で市町村に児童及び妊産婦の福祉に関する責任を課して、そして、要保護児童に関する責任を負う児童対策地域協議会も含めて、要保護児童という権限アップというか、そこをつけて、そして、協議会をつくる市町村もつくらない市町村も、必要に応じて、専門的な技術的な助言や技術を必要とする場合、あるいは児福法第二十七条にかかるインを出していくという御答弁はいろんな部分であります。

そこで、これは虐待防止法のときにも同じように、これまで、これは虐待防止法のときにも同じような議論を行つたかと思いますが、そういう観点から、一律に示すことは困難だというふうに考えております。

○伍藤政府参考人 市町村の事務として、今回、児童の問題を扱う、こういうことは明記したわけではありませんが、どういった体制でこれに対応するかということで、この要保護児童対策地域協議会

というのがこれまでのいろんな経験に基づくと非常に有効ではないか、こういう経験則といいます

から、だから、今おつしやられました二十四時間三百六十五日、緊急に対応するというシステムがつくれられるのは結構なんだけれども、もう一步、これ

は少しうつくりしてもいいのかなと思うようなことはなかなか困難であるということでござります。

このあたりの見分けが現場では非常に難しい。また、このあたりの見分けが初めて稼働してや、今回法定されて、その意味で初めて稼働し出す、事実上はなかつたわけじゃないでしよう

けですけれども、そこがとても重要なところ。

私は、だから、協議会はやはり、今、必置の御時世ではないと行革の方は盛んに言うわけですがれども、でも、組織の必置は、それはそれで不可能なことではない、可能のこと。だから、せめて、やはり市町村はどの市町村も協議会を設けるものとするというような規定のしぶりの方が、現場の人の苦労を少なくするんじゃないか。一人の職能、一つの職能が物事の責任を負うということは大変な負担なわけですから、協議のシステムを自治体が持つということがとても重要なことだといふふうに私は考へて、その意味で、二十五条の二が「置くことができる」。というできる規定であるというのは、非常に隔靴搔痒の感があるといいましょうか。

そしてまた、確かに、厚生労働省が調査をされまして、虐待防止ネットワークは四十数%、五割近くつくっているわけですから、やはりそこも予算措置がつかなければ、やはり一つの職能の人的努力をするというはの限界があるわけで、実際に、この法律をつくられても、なかなか市町村でワーカーするのには困難だというふうに私は思うんですね。

ある自治体でネットワークを稼働させるのに、少なくとも数千単位のお金はやはり欲しい、必要だということ。今、都道府県の方から助成金が出ていて、それで何とかこなしているけれどもそういう組織をマネジメントする人、動かす人、そしてその組織の中できちつと協議をするというシステムじゃないと、協議会ができる、設置できて、そこで、場合によっては警察も含み、学校も含みということで協議できる場を持つところと、それから、できなくて——私が、だから第十一条の局長の答弁にもござつたんですけれども、従来の保健師さんなどから従来の福祉事務所のケースワー

カーカーが、幾らワーカーせよといったって、それは非常に厳しいということを申し上げたいわけなんですが、大臣、いかがでしょうか、このあたりは。

○尾辻国務大臣 私ども厚生労働省いたしまし

ては、そのネットワークの設置については、とにかくできる限り各市町村においてつくつていたのかたい、設置していただきたい、そう願つておりますし、また、積極的に働きかけてまいりたいと思つております。

しかし、今の委員の御指摘などを聞いておりまして、いろいろまた今後の課題になるのかなどいふふうには思つて聞いておりました。

○石毛委員 もう一度、時間があれば申し上げたいと思いますけれども、もう一つ、これは前回水島委員も質問されていたことと重なる部分もあるかと思いますけれども、専門的な案件であるといふことを媒介にして市町村と都道府県、児童相談所が役割分担をするというその境界、そのところはどう判断するんですかということと、それから、そこに判断するということを含めまして、市町村の側の携わるスタッフのスキルの養成をどのように行うのかということは、非常に大事であります重要な課題だと思います。

ここは研修で、御答弁はそういうことなのかもしないけれども、私が現場で伺いましたことは大変、今の児童相談所の方が、伺つたら、児童相談所の方はまた、もう緊張するかもしれませんけれども、児童福祉司を一定期間派遣していくだけみたい。それは地域性はあるかと思います、いろいろな要件を検討していいんだと思いますけれども、やはり児童福祉司を派遣して、そして実際にワーカーする中で経験を積んで、身につけるべきなところが見きわめが非常に難しいわけで、対応できるものが市町村でということがわかるぐら

○伍藤政府参考人 いろいろなケースについての児童相談所と市町村の役割分担ということ

だと思いますが、一律にどういうケースとどういう場合を示すことはなかなか困難なことだとうふうに思つております。

一般的には、地域の子育て支援を使って、その市町村で対応できるものは市町村中心の対応をせ

どります。

もう一点、これは職員の仕事にかかわってすけれども、児童相談所の児童福祉司は児童福祉司としての権能を法律的に付与されているわけですね。指導だと、さまざまあります。

かくできる限り各市町村においてつくつていたのかともう少し、それはおくとしまして、指導

かと、それから聴取をすることだとか、その権能が市町村の職員にどれだけ明定されるのかというところが、仕事ができるかどうかとにかかるうつぱいふえてきている。

それで、ちょっと実情として、ぜひぜひ、あれもこれも言つている感じなんですけれども、やはり児童虐待の問題とか子供の福祉の問題で難しいのは大都市の問題だと思います。見えない家族が

いつぱいふえてきています。

だから、従来の福祉だと保健だとという領域ではないところに、もつとネットワークが広がっていく。そういうところとも連携していくかな

がければならないということに、市町村の職員ができるから、かたいかもしれないけれども、どういうことができるのかということが、もつときちつと

それがならないということに、市町村の職員がど

れか、かたいかもしれないけれども、どういうこと

ことができるのかということが、もつときちつと

わかるようにならないと、やはり実際、市町村は

なかなかワーカーしくない。自分たちは何に基づいて聞き取りに行くことができるんだろうかとか。

そういうこととあわせて、専門的な資質をどうい

うふうに担保するか、獲得するかということがどう

思うんですけれども、どうでしようか。

○伍藤政府参考人 具体的にどのように対応していかかということにつきましては、そういった援

助の指針、そういうものを盛り込みましたガイ

ドラインを、何回もお答えしておりますが、この中で、できるだけ市町村職員が、これを権能といふのか何というか、職務权限といいますか、どういうことができるかということも含めて、できるだけ具体的なものを示していきたいというふうに思つておりますし、それから、そういう体制の整備につきましては、来年度の交付税要求の中でも、市町村職員あるいは保健師の増員について引き続き、今、総務省に要求をしているところでございまして、そういう量の面での確保ということについても引き続き努力していくたいと思つております。

体制の整備につきましては、来年度の交付税要求の中でも、市町村職員あるいは保健師の増員について引き続き、今、総務省に要求をしているところでございまして、そういう量の面での確保を思つております。

○石毛委員 ベストのモデルであるのかどうか、私はそういう評価をする力量は持ちませんけれども、たまたまイギリスの児童虐待への対応の「ワーキング・トゥギャザー」という冊子を入手いたしました。

この冊子の中で、一番最後の方に「援助の必要な子どもとその家族の判定枠組み」ということのモデル図がここに書かれておりまして、この三角の図にとても私は感銘を受けるんですけども、「子ども 幸福を守り、高める」というのがこの真ん中に書かれておりまして、三角のそれぞれのは、「子どもの発達ニーズ」、それから「家族と環境の要因」、そして「親の力量」ということで、それぞれがまた六項目ぐらいに分かれていって、これが別に、虐待の子供の発見あるいは判断というところでも作用すると思ひますけれども、普通に支援を必要として登場てくる子供の判断にも該当すると言ひます。

子供が危険な状態にあるかどうかというのは第一義的な判断基準ですけれども、それでも、例えば社会的な要因として、収入がどうか、就労がどうか、社会とのかかわりはどうか、住居はどうかという幅広いアセスメントの仕組みになつていている

ようでございます。

こうしたことが今の段階で、例えば試案であつたとしても、厚生労働省の方から積極的に検討事業の推移を見ながら、どういった体制で市町村職員の専門性を高めていくかということを引き続き検討していきたいと思っております。

体制の整備につきましては、これから事業の推移を見ながら、どういった体制で市町村職員の専門性を高めていくかということを引き続き検討していきたいと思っております。

市町村はピットに受け答えをすることができるだけだと思います。

市町村はピットに受け答えをすることができるだけだと思います。

そういう意味では、もっと積極的に検討状況の開示を、今制度がスタートしたらと局長がたまたま御答弁になりましたので、心もとないなという思いもしながら、そういうことを思いましたので、御紹介をさせていただいたわけでございました。

私は、これは児童福祉法そのものの第一条、第二条を改正するにも匹敵するような大きな内容の課題だというふうに認識しております。できれば、第一条に子供の最善の利益の実現とか子供の幸福追求権とかということを書けば、第十一条とか第二十五条の関係がもつとクリアにクローズアップされてきたであろうということを申し上げます。

○鶴下委員長 次に、水島広子君。

○水島委員 民主党的水島広子でございます。

本日も、大臣、よろしくお願ひいたします。

本日も、大臣、よろしくお願いいたします。

されど、たまたまマイギリスの児童虐待への対応の「ワーキング・トゥギャザー」という冊子を入手いたしました。

この冊子の中で、一番最後の方に「援助の必要な子どもとその家族の判定枠組み」ということのモデル図がここに書かれておりまして、この三角の図にとても私は感銘を受けるんですけども、「子ども 幸福を守り、高める」というのがこの真ん中に書かれておりまして、三角のそれぞれのは、「子どもの発達ニーズ」、それから「家族と環境の要因」、そして「親の力量」ということで、それぞれがまた六項目ぐらいに分かれていって、これが別に、虐待の子供の発見あるいは判断というところでも作用すると思ひますけれども、普通に支援を必要として登場てくる子供の判断にも該当すると言ひます。

それでは、質問に入らせていただきます。

今回の法改正でも、自立援助ホームは重要な役割を担わされているわけですね、かねてから自立援助ホームへの支援を厚くする必要性は言

われてまいりました。自立援助ホームというのは、これまでに落ち込んでしまった子供たちや青年たちの支援として重要な働きをしていると同時に、それがどこでございまして、しっかりと子供たちの心の支えになつておりますけれども、できていくといふふうに私は思います。

そういう意味では、もっと積極的に検討状況の開示を、今制度がスタートしたらと局長がたまたま御答弁になりましたので、心もとないなという思いもしながら、そういうことを思いましたので、御紹介をさせていただいたわけでございました。

私は、これは児童福祉法そのものの第一条、第二条を改正するにも匹敵するような大きな内容の課題だというふうに認識しております。できれば、第一条に子供の最善の利益の実現とか子供の幸福追求権とかということを書けば、第十一条とか第二十五条の関係がもつとクリアにクローズアップされてきたであろうということを申し上げます。

○尾辻国務大臣 平成十六年度予算におきまして、自立援助ホームにつきましては大幅な改善を図つたと私どもは考えております。

まず、箇所数が大幅にふえたこと、これはもう御案内だらうと思います。また、一ヵ所当たりの予算をほぼ二倍にもいたしました。

さらに、本年六月に閣議決定された少子化社会対策大綱においても、「居住の場所の確保、進学や就業の支援など自立を支援するための施策を講じる」とされておりますから、今後とも児童の社会的自立の支援に努めてまいりたいと考えます。

○水島委員 かなり大幅に拡充していただいていることはもちろん了解した上で、それでもまだ十分ではないというふうに認識をしておりました。

予算をほぼ二倍にもいたしました。

さて、本年六月に閣議決定された少子化社会対策大綱においても、「居住の場所の確保、進学や就業の支援など自立を支援するための施策を講じる」とされておりますから、今後とも児童の社会的自立の支援に努めてまいりたいと考えます。

また、自立援助ホームの設置状況は、現在のところ、大きな地域間格差がございまして、自立援助ホームを利用したくてもできない地域がまだ多数派でございます。児童虐待防止ネットワークの設置状況にも大きな地域間格差がござりますし、

児童福祉司の配置についても、地方交付税積算基礎を満たさないところが六割で、地域間格差が大きいことは大分知られてきたわけでござります。

現在ですらこのように地域間格差が目立つところを、三位一体改革がどのように決着するかわからせんけれども、いずれにしても、今後地方分権が進んでいく中で、どうやってナショナルミニマムを確保していくかということについては、大臣はどのようにお考えになつておられるでしょうか。

私は、地元にも大変すばらしい自立援助ホームがございまして、しっかりと子供たちの心の支えになつておりますけれども、その運営実態は実に厳しいもろともっと深い審議ができるべく、これは私に關してかもしれませんけれども、できていくといふふうに私は思います。

そういう意味では、もっと積極的に検討状況の開示を、今制度がスタートしたらと局長がたまたま御答弁になりましたので、心もとないなという思いもしながら、そういうことを思いましたので、御紹介をさせていただいたわけでございました。

私は、これは児童福祉法そのものの第一条、第二条を改正するにも匹敵するような大きな内容の課題だというふうに認識しております。できれば、第一条に子供の最善の利益の実現とか子供の幸福追求権とかということを書けば、第十一条とか第二十五条の関係がもつとクリアにクローズアップされてきたであろうということを申し上げます。

私は、これは児童福祉法そのものの第一条、第二条を改正するにも匹敵するような大きな内容の課題だというふうに認識をしております。できれば、第一条に子供の最善の利益の実現とか子供の幸福追求権とかということを書けば、第十一条とか第二十五条の関係がもつとクリアにクローズアップされてきたであろうことを申し上げます。

私は、これは児童福祉法そのものの第一条、第二条を改正するにも匹敵するような大きな内容の課題だというふうに認識をしております。できれば、第一条に子供の最善の利益の実現とか子供の幸福追求権とかということを書けば、第十一条とか第二十五条の関係がもつとクリアにクローズアップされてきたであろうことを申し上げます。

たいと思っております。

地域間格差ということでもう一つ伺いたいわけですが、児童は、その親の居住地の児童相談所がその子供の問題を担当するということがなつて、大きい現状では、子供が、別の自治体の児童相談所の支援を受けたいとか、別の自治体のプログラムに参加したいと希望するということもあり得ると思います。あるいは、子供が家出をして実際にほかの自治体にいるということもあるわけです。

そういう場合に、原理主義的に親の居住地の児童相談所の方針に従うべきというふうにするのではなく、自治体同士で連携をして、結果として子供にとつて最もよい形で支援が受けられるように運用することはできるでしょうか。また、それが、ひいては自治体間の格差をなくしていくといふようなことにもつながっていくのではないかと思うんですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○伍藤政府参考人 支援を必要とする児童に対して、基本的には、その居住地の都道府県あるいは児童相談所が当たっているわけありますが、相談の内容とか児童の状況によって、居住地以外の都道府県の児童相談所、あるいは各種福祉施設で対応した方がいいと思われる場合には、当該都道府県とそれから受け入れ先の都道府県と協議の上、適切に活用しておるということでやつております。

現在、いろいろな各種通達等、あるいは運営指針でもそういうことを明記しておりますが、今後ともそういうことが一層図られますよう、周知をしていきたいというふうに思っております。

○水島委員 ゼひ、その際に、子供にとつて何が一番よいかというその適切さを判断するときに、当事者である子供の意見もきちんと聞いていただきたいたいと思いますので、その点について一言確認させていただいてよろしいでしようか。

○伍藤政府参考人 相談の内容あるいは児童の状況と先ほど申し上げましたが、児童の状況というのは、児童がどういう思いでいるかということも

含んでおることだと思いますので、そういうことに十分踏まえて児童相談所が対応していただきたいというふうに考えております。

○水島委員 ありがとうございます。

さて、この虐待をされた子供たちに良好な家庭的環境を確保していくためには、里親とグループホームが非常に重要な柱だと思っておりますけれども、それ同時に、児童養護施設の人員配置についても、家族のような愛着関係を築くという観点から、しっかりと見直さなければならぬと思つております。

現在の児童養護施設の人員配置基準は余りにも不十分であるということは、指摘されてまいりましたし、この審議の中でも、既にほかの方が指摘をされております。日本の児童養護施設では、子供対大人が六対一となつておりまして、交代制で働くので、実際には一人の大人がもつと多くの子供を見なければならぬわけですが、ちなみに、私が昨年の夏、青少年問題特別委員会の視察で見てまいりましたノルウェーの青少年ホームでは、子供対大人が一対二という配置でございま

す。交代制で働くので、マンツーマンの支援をするにはこの基準が必要ということで、日本は六対一、ノルウェーは一対二ということで、完全に逆転をしている数字となつておるわけでございま

す。

確かに、被虐待児を受け入れる場合の加算などについて、厚生労働省も配慮してくださつて、

ということは承知をしておりますけれども、それでも、マンツーマンにはほど遠い現状でございます。

そもそも、厚生労働省として、人員配置の数値目標をどの程度に置いていらっしゃるんでしょうが、ノルウェーのようないわゆる過ぎると思われているのか、それとも、日本もそのくらいを目指していくべきだと考へておるのか、厚生労働省と

して適正な人員配置についての何らかの検討をされたことがあるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○伍藤政府参考人 児童養護施設等の人員配置、基本的にには、今御紹介のありましたように六対一ということです。

○水島委員 ありがとうございます。

さて、この虐待をされた子供たちに良好な家庭

のための数値目標を示す努力はとても重要だと思つておりますから、最初から、

全体の中があるのでなかなかその数値を示すのが難しいという態度をとらずに、理想とするのはこの程度の配置であつて、そこに行き着くまでにはまだ予算が足りない、そのようなことを明確にしていただいた方が、よほどよいと思つております。

○伍藤政府参考人 まずとか、あるいは、ことしからは心理療法担当職員などの加算、こういうことも導入しておりますとか、虐待に対応する対応職員の配置でありますとか、

職員などの加算、こういうことも導入しておりますとか、あるいは心理療法担当

職員などの加算、こういうことも導入しておりますとか、虐待に対応する対応職員の配置でありますとか、

ナルミニマムの確保というときにも、やはりその数値というものが基準になつてくると思いますので、ぜひ、その数値目標ということを示す努力はとても重要だと思つておりますから、最初から、

全体の中があるのでなかなかその数値を示すのが難しいという態度をとらずに、理想とするのはこの程度の配置であつて、そこに行き着くまでにはまだ予算が足りない、そのようなことを明確にしていただいた方が、よほどよいと思つております。

○尾辻国務大臣 今まで、どのくらいの人員配置が適正な

のかということについて、目に見える形で、現場の声や専門家の声を聞いて検討してくださつたと

いふことがありますので、その数値目標を立てるために、現場の声や専門家の声を聞いて、そしていろいろと、子供にとって何が一番

よいのかということをきちんと明確にしていただ

くよう努力をしていただき、そして、その数値目標に向かって人員配置を厚くしていく努力をま

ります。ただ、今私どもの示せる数字と、いうのは、

最低基準であつたり、それが具体的には六対一であります。ただし、今私どもの示せる数字と、

事なごとだということは、よく理解をいたし

ます。ただ、今私どもの示せる数字と、

事なごとだということは、よく理解をいたし

ます。ただ、今私どもの示せる数字と、

事なごとだということは、よく理解をいたし

ます。ただ、今私どもの示せる数字と、

事なごとだということは、よく理解をいたし

ます。ただ、今私どもの示せる数字と、

事なごとだということは、よく理解をいたし

ます。ただ、今私どもの示せる数字と、

事なごとだということは、よく理解をいたし

ます。ただ、今私どもの示せる数字と、

事なごとだ

ます。

○水島委員 恐らく、厚生労働省の方が相手だ

と、現場の方もお行儀のいいことしかおっしゃらないのかもしれませんけれども、私どもなんかが

現場に参りますと、もう本当にすがりつくよう

勢いで、人が足りないんだから何とかしてくださいと必ず言われるわけでございます。

それが明らかに変わってきてるんだということが目に見えてこないと、現場で働いている方たも本当に燃え尽きてしますので、ぜひ、応援という意味も含めて、きちんと取り組んでいらっしゃるという姿勢を示していただきたいと思いますし、くれぐれも、基本的には六対一で十分だと思いますなどということは、もうゆめゆめおっしゃらないでいただきたいと思います。

厚生労働省としては、必要なのはもう十分わかっている、何とかその予算がとれるようになるように頑張っているところです。このくらいの人数になると、大分現場の方でいうのを言つていただければ、大分現場の方でまたやる気が出てくると思いますので、ぜひその辺、わかりやすい態度をよろしくお願ひ申し上げます。

さて、もう一つ、里親も重要な柱でございました、同じく、私、昨年の視察で見てまいりましたデンマークのコペンハーゲン市では、親が親子再統合に適した親かどうかを数カ月のうちに判断をして、適していないと判断されれば、一年以内に里親を必ず確保するということをございました。私、そこで、もしも里親を見つからなかつたらどうするんですかと問の抜けた質問をいたしましたら、そんなのは市の責任において必ず見つけるんですけど、かえって怒られてしましましたけれども。

つまり、子供を施設に一年以上は置かないといふ決意がそこにあるわけでございます。私も、以前からこの委員会でも申し上げておりますけれども、里親へのサポートを充実させて、もっと里親をふやしていただきたいと思つております。

厚生労働省もこの方針であると思いますけれども、この点についても、申しわけございませんが、大臣から改めて決意を確認させていただきました。

○伍藤政府参考人 里親の問題でござりますが、我が国は、里親の数が、里親での対応が非常に諸

外国に比べて少ない、こういう状況でございます。それも、戦後ずっと一貫して里親の数が低下をする、こういう状況でございましたので、この

数年来、専門里親制度とか、あるいは親族里親とか、あるいは短期の里親とか、いろいろな制度改革をして、それから、その処遇といいますか、そういうものに対するいろいろな支援というものが、あるいは短期の里親とか、いろいろな制度改進をしてもよいと思います。日本は中期の里親とか、あるいは親族里親とも充実をすることを、この二、三年、反転の傾向にあります。

これからぜひ、この里親制度というものについて、大変いい制度といいますか効果的な制度ですが、なかなか一般の国民にわかつていただくことが難しい、私どもの努力不足もあるかと思いますが、なかなか一般的の国民にわかつていただくことが、なかなか一般的の国民にわかつていただくことが、やはり、ぜひとも普及に努めまいりたいと思つております。

○尾辻国務大臣

先日来お答え申し上げておりますけれども、なかなかこの里親制度の普及というのが進んでいない、これはもう事実であります。そして、それはいろいろな理由もあるんでしょうが、やはり、今まで私たちがそういう制度になじんでいないところが、大きな理由の一つだらうと思ひます。

ですから、できるだけこの問題、皆さんにわかつていただくように努力しながら進めていきたかったが、そういうふうに思います。

○水島委員

ぜひよろしくお願い申し上げます。

そこで、厚生労働省は、懲戒権というのをどういうふうに考えていらっしゃるんでしょうか。

国連子どもの権利委員会の二〇〇一年の勧告では、従来からの委員会の姿勢を反映して、家庭及び学校におけるあらゆる形態の暴力、しつけ及び規律の維持の形をとるものも含むとされておりま

とが勧告されております。

ところが、日本の民法では、親の懲戒権について何の制約原理もございません。このようなむき出しの懲戒権というのは、少なくとも先進国ではいかと私は思つておりますけれども、民法は法務省の所管だと官僚的なことを言わずに、虐待をする、こういう状況でございましたので、この

ことについてきちんと考へるべきときではないかと思つております。

○尾辻国務大臣

先日来お答え申し上げておりますけれども、本当にしつけと虐待の

違いがわからないという不安を訴えてくる親御さんは少なくないわけでございます。懲戒のことには触れずして、虐待防止を本当の意味で行うことはできないと私は思つておりますけれども、大臣の御意見はいかがでしようか。

ですから、できるだけこの問題、皆さんにわかつていただくように努力しながら進めていきたかったが、そういうふうに思います。

○水島委員

ぜひよろしくお願い申し上げます。

そこで、今回の法改正で里親の権限が明確化を

します。しつけを言いわけにしていていう事例もあります。しつけを言いわけにしていていう事例もあると思いますけれども、本当にしつけと虐待の

違いがわからないという不安を訴えてくる親御さんは少なくないわけでございます。懲戒のことは触れておりません。虐待のことは触れておりません。しかし、いつも問題になりますように、しつけ

を言えば、民法第八百二十二条において、親権者は必要な範囲でみずからその子を懲戒できることとされており、このことでござります。

○尾辻国務大臣

もう言わぬまがなですが、理屈を言えば、民法第八百二十二条において、親権者は必要な範囲でみずからその子を懲戒できることとされており、このことでござります。

○尾辻国務大臣

もう言わぬまがなですが、理屈を言えば、民法第八百二十二条において、親権者は必要な範囲でみずからその子を懲戒できることとされており、このことでござります。

○尾辻国務大臣

もう言わぬまがなですが、理屈を言えば、民法第八百二十二条において、親権者は必要な範囲でみずからその子を懲戒できることとされており、このことでござります。

○尾辻国務大臣

もう言わぬまがなですが、理屈を言えば、民法第八百二十二条において、親権者は必要な範囲でみずからその子を懲戒できることとされており、このことでござります。

○水島委員

ぜひよろしくお願い申し上げます。

そこで、今回の法改正で里親の権限が明確化さ

れて効果的だし、お互いに感情的にならないで、ちゃんとできますというようなことを、もう少し、もう一步踏み込んで示していただきたいと思っておりますけれども、何かそういう方向で、大臣、御検討いただけますでしょうか。

実際に、民間レベルのノウハウはいろいろございまして、そういう意味では学術的に参考にできるものもあると思いますので、きちんとその辺に触れて、今はたたく子育てはよくない、たたかいでこういうふうにした方がむしろ子育てとして効果的だし、お互いに感情的にならないで、ちゃんとできますというようなことを、もう少し、もう一步踏み込んで示していただきたいと思っておりますけれども、何か少しがんばりやく言っていただきたいと思います。

実際に、民間レベルのノウハウはいろいろございまして、そういう意味では学術的に参考にできるものもあると思いますので、きちんとその辺に触れて、今はたたく子育てはよくない、たたかいでこういうふうにした方がむしろ子育てとして効果的だし、お互いに感情的にならないで、ちゃんとできますというようなことを、もう少し、もう一步踏み込んで示していただきたいと思っておりますけれども、何か少しがんばりやく言っていただきたいと思います。

○尾辻国務大臣

お話を伺いながら、昔我が子をおぶん殴つたことを反省しておりますけれども、いろいろな御意見もあると思います、よく勉強させていただきたいと思います。

○尾辻国務大臣

お話を伺いながら、昔我が子をおぶん殴つたことを反省しておりますけれども、いろいろな御意見もあると思います、よく勉強させていただきたいと思います。

○尾辻大臣の弁護

なんですが、昔はもっと地域の子育て力がありましたが、親が少しうらい感情的であつても、ほのかの大人がそれを補つてくれたりという機能が昔はありましたので、昔に比べて今の方が、親が子供をたたくということの虐待的な要素というんでしようか、それは多分、昔より今の方がずっと高まつていると思いますので、現在の子育て環境に即した検討をぜひ進めていただきたいと思います。

皆様、多分、昔子育てされた方は、自分も殴つ

たからというようなことで、つい現在の状況を見てしまふと思うんですけれども、現在、本当に、子供とつながっている大人は親しかいないうなお子さんも多くいらっしゃるわけですが、ぜひ、そんな中で、この懲戒の問題をもう一度きちゃんと考えていただきたいと思っております。

そして、きょうは法務省の方にもいらしていただいているんですが、実際に子どもの権利委員会の勧告があるわけですから、この勧告も踏まえまして、法務省では懲戒権についてどのような検討を進めてこられているでしょうか。

そもそも、親権者として子供に対して何をすべきであり、何をしてはならないかという点の社会全体での検討が進んでいないために、家庭内虐待も施設内虐待も起つてきていると思いますのすけれども、法務省はいかがでしょうか。

○深山政府参考人 児童虐待への対処措置として懲戒権に制限を加えるべきではないかという御指摘は、これまでもたびたびされております。

そのたびに、民法を所管している法務省としては、懲戒権のあり方について検討はしてきているんですけれども、先ほど出来ていますように、民法の規定というのは、親権者が必要な範囲内でみずからその子を懲戒することができるという、非常にシンプルなものでございます。これは、親権者が、子の監護上、子の非行や過誤を矯正し、それを指導するために必要かつ相当な範囲内の措置をとることを権利として認めたものでございます。この懲戒行為が、子の監護上必要かつ相当な範囲内のものであるかどうかというのは、一般的な解釈として、その当時の健全な常識によつて判断されるべきものである、こう言われておりま

して、許容されることは明らかであります。

ところで、民法は、民法上の権利すべてについてですけれども、権利の全般についてその濫用が許されないということを、民法第一條第三項において明確に規定をしております。したがいまして、民法上、さまざまの権利のうち懲戒権につい

てだけ、その濫用が許されないということを改めて条文で明定をするというようなことをする必要はないのではないか、そういうふうに考えております。

○水島委員 その権利の濫用ということのほかに、懲戒権に含まれているものが一体何なのかもいう、行為として何が含まれているのかということも、ここでもう一つのテーマだと思うんです。実際に、国連の子どもの権利委員会の勧告として、しつけであつても、しつけ及び規律の維持の形をとるものであつても、また、たとえ軽いものであつても、子供に対するあらゆる形の暴力を禁ずる、そのようなことが出ている中で、法務省として、この懲戒権の内容について、もう少し検討されるということはされていないんでしょうか。

○深山政府参考人 今御指摘ありました、懲戒権のさらに具体的な細目的な内容がいかにあるべきであるかというのは、先ほどもお答えしたところ、一般的に、時代によつて社会常識が変わるというようなこともございまして、法律の解釈としては、そのときの健全な常識によって判断するしかない。あるいは、それを基本法の民法の中で事細かに全部挙げていって、これはできてこれはできないという形の規律をある時代の社会常識のもとに法文として書きあらわしていく、これはなかなか法技術上も難しいもの、であるからこそ、そちよつと重過ぎる責任ではないかと思われますか。

○尾辻国務大臣 全く個人的な意見として申し上げれば、やはりそれは重過ぎるだろうなどいうふうに考えます。

○水島委員 率直なお答え、ありがとうございます。私もそう思います。そして、このことが親権喪失の申し立てにブレークをかけているという側面があるのではないかと思っております。個人名ではなく児童相談所長という資格で、あるいは自治体そのものが親権者になれるような仕組みが必要だと私は思つてお

ります。親権喪失の規定を適切に運用すればよい

組むかということでございますから、政府全体として、本当の虐待防止のために、やはりこの懲戒権の整理、今の時代に適した整理をきちんとしなければいけないとと思っておりますから、これはぜひ大臣に改めてお願いを申し上げたいと思っております。

さて、今回、親権喪失の宣告の請求が拡大されおりまして、これは私もよいと思いますけれども、そもそも親権については、児童虐待防止法の一部停止というのは必要なく、親権喪失の規定を適切に運用すればよいという立場をとられています重要な事項でございます。

この親権について法務省は、親権の一時停止、申し立てをいたしますと、児童相談所長本人が親権者となる仕組みに現在はなつております。本人が児童相談所長の職を離れても親権はつくるという仕組みになつていてるわけです。まず、尾辻大臣にお伺いしたいんですけど、大臣の個人的な感想で結構でござりますけれども、児童相談所の所長としてその職務上親権喪失を申し立て、ほかにだれも親権者になる人がいなかつたら自分がなつた、ところが、児童相談所の所長をやめても自分はその親権がついてきててしまう。これは当然の責任と考えられますか、それとも、ちょっとと重過ぎる責任ではないかと思われますか。

○深山政府参考人 まず、前提ですけれども、未成年の後見人は、父母にかわって未成年者に対する監護、教育、居所指定、懲戒等の権限と責務をしておりまして、その職務は未成年の生活全般に密接にかかわるものでありますから、未成年者と日常的に接することができる者を後見人に選任するのが適切であると考えられます。

○尾辻国務大臣 議員御指摘のとおり、近親者等に後見人として適切な人がいないという場合には、児童相談所長の職にある者が、個人として未成年後見人に選任される例が現実にあると聞いております。そして、そのような場合には、当該所長がその職を離れる場合には、家庭裁判所に対し辞任の請求をするとともに、後任の児童相談所長を後見人に選

任するよう請求するという形で後見人の交代が現に行われている、実務上もそういうふうに行われているというふうに承知をしております。

御提案の、児童相談所長という行政機関自体、あるいは地方公共団体という法人 자체を未成年の後見人に選任するということは、現行の民法ですと、必ずしも明文上禁止されているわけではないんですけれども、理論上なかなか難しい問題がありますし、实际上もなかなかそういう例はありませんかと思います。

○水島委員 今のことも含めて、ぜひ法務省にはこの親権のことをもう少しきちんと考えていただきたいなと思っております。

私、実は、虐待防止法の改正に当たって、法務省から最初、この親権喪失のことについていろいろ伺つたんですけれども、そのとき最初に伺つた説明がかなり事実と違つていたところもあつたから、余り真剣に考えてくださいないのかなとそのとき思つたことを記憶しておりますが、三年後の一見直しまでにはきちんとこの親権のことを整理しなければいけないですし、その点について法務省でもきちんと御協力を願いたいと思つておりますし、皆様にもぜひ御関心を持つていただきたいと思っております。

○水島委員 今のことも含めて、ぜひ法務省にはこの親権のことをもう少しきちんと考えていただきたいなと思っております。

小児慢性特定疾患治療研究事業の対象者は、全国で十万人を超えると言われておりますけれども、制度改正を適正かつ円滑に行うためには、改正法の成立から法施行までの期間は、最低でも実は五、六ヶ月が必要ではないかと、地方自治体の方にも伺つた結果として私は考えております。まず、法律成立後に示される新認定基準に基づいて、行政内部の調整や県の認定基準をつくるなければなりません。また、新しい制度では、対象者の認定方法が従来の外的な基準とは異なります。重症患者であることを明確にする診断書の提出が必要となります。所得段階に応じた費用微収制度

が導入されるため、所得状況を証明する書類が新たに必要になりますので、十分な周知期間が必要です。周知が十分でないと、患者、家族はもちろん、医療機関や税務署等においても混乱が予想されますし、結果的に、患者、家族が医療機関や行政の申請窓口に何度も足を運ばなければならぬような状況になり、患者、家族に大きな負担が生じます。周知期間はやはり一ヶ月程度は必要だと思います。

そして、申請の受け付けが開始されると、小児慢性特定疾患の診断を行つて医療機関は地域においても限られているため、短期間に特定の医療機関、医師に患者が集中することが予想されます。また、診断する医師にとっても初めての重症認定となるため、みなれたために、診察及び診断書の交付が通常よりもおくれるということが予想されます。申請書を受理して、それを専門の審査会にかける行政側にとつても、初めての重症認定となると時間がかかることが予想されますし、所得段階の認定も加わるため、申請受け付け開始から対象者決定のリミットとなる法施行日までは、三ヶ月程度の期間が必要だというふうに考えております。

このように考えてまいりますと、四ヶ月ではとても間に合わないと思うのですけれども、厚生労働省としては、そのタイムスケジュールをどのように考へていらっしゃるでしょうか。

○伍藤政府参考人 基本的には、この小児慢性特定疾患事業の見直しは、さきの通常国会に提出をしたときには、十月一日施行ということで御提案を申し上げおりました。通常国会で成立するのを申し上げておりますが、これからどういう時期に施行できるかということで、今、るは通常五月か六月ぐらいでありますから、それから四ヶ月ぐらいの準備期間を置いて十月一日施行。こういうことで法案を提出させていただいた上でございます。

今回、既に十一月でございますが、これからどういう時期に施行できるかということで、今、るの事業が必要になるわけでございまして、特に都道府県で重要なスケジュールといたしましては、電算処理システムの修正というようなものが意外と事務的には大きなわけでございまして、これがやはり三ヶ月ぐらいかかる。それから、今言いましての所得の確認、その認定、それから医療機関との委託契約、そういうものも当然必要になるわけがありますが、こういったことを並行して進めながら、二ヶ月から三ヶ月程度で、かなりこれは集中的にやつてでございますが、何とか事務処理できるのではないか、そういうふうに想定しているところでござります。

○水島委員 ぜひ、行政の中で急いでいただく部分はもうできるだけ急いでいただきたいと思っておりますけれども、実際に法の施行日までに認定事務が完了しなかつた方については、仮に法施行日以降に認定されたという場合には、申請日から認定決定日までの医療費が償還払いという形になります。そのための重複が発生するのです。そこで、ぜひその点については、くれぐれも御配慮をお願いします。申請手続等の負担がかかるといふことになると思います。

○伍藤政府参考人 基本的には、この小児慢性特定疾患事業の見直しは、さきの通常国会に提出をしたときには、十月一日施行ということで御提案を申し上げました。通常国会で成立するのを申し上げておりますが、これからどういうふうに伺つております。

本来は、患者さんや御家族の手間や医療機関の混亂などを考えれば、ぜひ十分な準備期間をとつて施工というふうにしていただきたいと思うわけですけれども、そうはいつても、自治体によって作業のスピードには差があると思いますので、償還払いとならざるを得ないケースも出てくると思います。でも、お子さんの治療に通いながら生計を立てるというのはただでさえ大変なことですし、その上、手続などで何度も足を運ばなければならぬということになりますと、母子家庭などでは致命的なことにすらなりかねないわけです。ですから、償還払いが仮に避けられないというような場合には、その手続を限りなく簡略にしていただきたいのです。例えば、認定されて受給者証が送られてくる場合、そこに償還払い用の書類が同封されていて、振り込み先の口座を書いて判断を押して送れば、自動的に償還払いが行われるというような仕組みを工夫していただきたいと思いませんけれども、大臣、この点はいかがでしょう

か。

○尾辻国務大臣 一般の制度改革による各自治体における認定事務の詳細につきましては、通知で定めることといたします。

そこで、施行までに認定事務が終わらず、今お話しのように償還払いとなるところが出てくる自治体がある場合には、実施主体となる自治体からの御意見も伺いながら、保護者が都道府県等に請求する償還払いの手続に関しては、保護者が必要書類を都道府県等に持参することなく、郵送によることも可能とするなど、保護者の手間を省きたくと考へておるところでござります。

○水島委員 ぜひよろしくお願ひします。私も話しのように償還払いとなるところが出てくる自治体がある場合には、実施主体となる自治体から保護者が都道府県等に請求する償還払いの手続に関しては、保護者が必要書類を都道府県等に持参することなく、郵送によることも可能とするなど、保護者の手間を省きたくと考へておるところでござります。

○伍藤政府参考人 基本的には、この小児慢性特定疾患事業の見直しは、さきの通常国会に提出をしたときには、十月一日施行ということで御提案を申し上げました。通常国会で成立するのを申し上げておりますが、これからどういうふうに伺つております。

本来は、患者さんや御家族の手間や医療機関の混乱などを考えれば、ぜひ十分な準備期間をとつて施工というふうにしていただきたいと思うわけですけれども、そうはいつても、自治体によって作業のスピードには差があると思いますので、償還払いとならざるを得ないケースも出てくると思います。でも、お子さんの治療に通いながら生計を立てるというのはただでさえ大変なことですし、その上、手続などで何度も足を運ばなければならぬということになりますと、母子家庭などでは致命的なことにすらなりかねないわけです。ですから、償還払いが仮に避けられないというような場合には、その手続を限りなく簡略にしていただきたいのです。例えば、認定されて受給者証が送られてくる場合、そこに償還払い用の書類が同封されていて、振り込み先の口座を書いて判断を押して送れば、自動的に償還払いが行われるというような仕組みを工夫していただきたいと思いませんけれども、大臣、この点はいかがでしょう

<p>定診断のために必要だった検査費用というのは、私は公費負担とすべき性質のものだと思いますけれども、この点については大臣はいかがでしようか。</p> <p>○尾辻国務大臣 今般新たに設定いたします重症者の認定基準については、疾患の特異性に応じ、症状検査値、治療内容等による簡便な基準を設けるものでございます。これらは、通常、診断名を確定するために最低限必要な検査でありまして、ごく一部を除いて、これまで以上に検査ができるものではございません。</p> <p>また、検査費用についてのこともございましたけれども、大きな負担をもたらすものではないと考えております。</p> <p>○水島委員 多分、大臣がお持ちの原稿にはそう書いてあるんだと思うんですけども、先ほど申しましたように、とにかく今、虐待というテーマを同時に扱っているわけであって、そういう親がこんなにたくさんいますという前提で話している中で、子供にお金をかけて検査を受けさせて、子供に最適な医療を受けさせるような、すべての親がそんな親であれば、また虐待の議論は必要なくなるということもあるわけですから、その二つ、まるで、子供にお金をかけて検査を受けさせ、そのままに離れて考えるのではなくて、やはり、そんな親に対しても小児科医が、でもお金がかからないから検査を受けましょうよというふうに説得できるような、そういう材料を与えていただきたいと思うわけでございます。</p> <p>この制度に乗らなければ子供はちゃんと適正な医療を受けられないということにもなってしまいりますので、大臣の用意された答弁書はそういうことなんだと思うんですけども、ぜひこれは尾辻大臣に改めてきちんと考えていただきたいと思つておりますし、大臣なら御理解いただけると思つたようなことも含めまして、自己負担のあり方ですか、また対象となる疾患につきましては、今回全く新しい制度でございますので、見直しが必要になってくると思います。当事者の声</p>
<p>もきちんと反映された見直しというものを今後していただきたいと思ってるんですけども、この見直しについて、現在大体こんな予定がありますとか、こういうふうにやつていただきたいですと</p> <p>○尾辻国務大臣 今般の小児慢性特定疾患対策の見直しは、そのあり方にに関する専門家、患者代表等による御論議を踏まえ、法整備を含めた制度の改善、重点化を行い、安定的な制度として、新たな小児慢性特定疾患対策の確立を図るものでございます。</p> <p>本事業の今後の見直しにつきましては、本事業の実施状況を見ながら、必要に応じて対応してまいりたいと考えております。</p> <p>○水島委員 ゼひきちんと見直しをしていただきたいと思っております。</p> <p>また、今回、施行が、恐らく春の施行というふうになると思いますので、その場合には、前々年</p>
<p>の所得に基づいて最初の計算が行われることになります。本来、制度としては前年の所得に全く切り離して考えるのではなくて、やはり、そんな親に対しても小児科医が、でもお金がかからないから検査を受けましょうよというふうに説得</p> <p>一項目の御質問について、ちょっとと私がよく理解できませんでしたので、もう一回言つていただ</p> <p>○水島委員 児童相談所というのは本当にいろいろな仕事をされているんですねが、ただ、もう今は、どんな児童相談所であっても、もともと人手が足りなかつたり、あるいは虐待を余り得意としないから検査を受けましょうよといふふうに説得</p> <p>うに、改めてお願いいたします。</p>
<p>では、五十三分には大臣を党首討論に向けて送り出さなければいけないということでござりますので、残された三分間で、今までの審議の中でちょっと重要な点について、確認をさせていただきたいと思います。時間が限られておりますので、ぜひ大臣には、はい、やります、その</p> <p>うことが一番心配される点なんですが、今回の改正によって、児童相談所と市町村のすき間に落ち込んじゃうようなケースが絶対に生じないよう</p> <p>に、基本的に虐待については児童相談所が責任を持つて、その調整も含めて行っていただきたいと思つておりますけれども、その点をきちんとお約束いただきたい。</p> <p>あと、児童相談所の抱える仕事というのはもちろん多岐に及んでいるわけですから、現在は虐待への取り組みがどの児童相談所も中心に据えなければならぬものである、そういう極めて中性的なテーマであるということを、明確に改めて御認識いただけますでしょうか。</p> <p>まず、この点についてお願ひいたします。</p> <p>○尾辻国務大臣 まず、最初のお話でありますけれども、私は、つい思わず一次医療と二次医療に例えてしまいましたけれども、その例えで申し上げると、それはもう、一次医療と二次医療の間にすき間があつてはならないわけでございますから、最初のお話は、すき間などつづらぬいように、ちゃんとしていかなきやいかぬというふうに思つております。</p> <p>○水島委員 時間がないので、次に、二つまとめて最後に伺いたいんです。</p> <p>一つは、関係機関の連携強化はもちろんなんですが、それでも、民間団体、NPOとの一層の連携というものが改正虐待防止法でも規定されているわけですから、虐待防止不ツットワーク、全国で見ますと、民間団体が入っているものがわざか五%にすぎない。ですから、この辺について、きちんと一層の連携を図るような積極的なアプローチをしていただきたいということ。</p> <p>あとは、例の小山の事件の反省もございますが、保護者への指導、支援のあり方や、また虐待事件の検証結果などが地方自治体にきちんと周知徹底されるよう連携や指導に努めていただけますでしようか。</p> <p>この一点を最後に確認させていただきたいと思います。</p> <p>○尾辻国務大臣 市町村の実情に即した適切なネットワークの運営が確保されるようにしていくたい、こういうふうに考えます。</p> <p>それから、最後の民間団体の話ですね、これも努力をしてまいりたい、こういうふうにお答え申し上げます。</p> <p>○水島委員 もう時間ですので、大臣には出ていたいた方がいいかと思うんですけども。</p> <p>今申し上げてきましたようなところ、本当に重要なポイントだと思っておりますので、大臣には出たいたいた方がいいかと思うんですけども。</p> <p>は、これを機会にさらにお取り組みをいただけますようにお願い申し上げまして、質問を終わらせ</p>

ていただきまます。ありがとうございました。

○鶴下委員長 午後四時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後二時五十三分休憩

○鶴下委員長 休憩前に引き続き会議を開きま

す。
午後四時六分開議

質疑を行ないます。山口富男君。

○山口(富)委員 日本共産党の山口富男です。

きょうは、私は、法案の質疑に入る前に、きょうう国が、無年金障害者の問題で新潟地裁の判決を受けて控訴を決めたという点について、まず国の姿勢をただしたいと思うんです。

私が、先ほど厚生労働省から取り寄せたんですが、これがその大臣談話なんです。私は前回の質問のときに、今度尾辻大臣が厚生労働大臣に就任されて、いわば初めて尾辻大臣のもとの厚生労働行政が問われる事態なんだ。しかも、判決にありますように、これは憲法に反する、違法な状態だという厳しい批判を受けたわけですね。ですから、これは新たな気持ちで、よく判決文も読んで、原告の皆さんのお訴えも聞いて判断するようにならなければなりません。そこで、原告の皆さんのお訴えも聞いて判断するようになります。これを読みまして、私は、いわばこの紙の向こう側にどれだけの原告の方々の、それから無年金状態に置かれている障害者の皆さんのお悲しみがあるのか、そのことを知った上でつくっているのかという、本当に憤りの気持ちを覚えたんです。この点は、厳しく私は抗議したい。

もう一つ、国としてたとえそういう控訴といふところに踏み切ったとしても、立法府としてもこれは判断を仰がれたわけですね、違憲状態の私たちは、各党とも、法案も出しておりますから、今国会中に何としても無年金障害者問題では救済の

道を図りたいと思って、その努力を今続いている

わけです。

その点で、国は控訴いたしましたけれども、立法院としての、原告の皆さんの訴えにもこたえ、そして判決にもこたえた、この努力について、絶対に水を差さない、立法院としては大いに解決のための協議をやり、道を開いてくれ、そういう立場で大臣はおられるのかどうか、その点を確認しておきたい。

○尾辻国務大臣

ただいまの件につきましては、後半の方のお話でありますけれども、坂口前大臣の談話もございます。そして、坂口前大臣が言わんとしたことは、まさに、今それが議員立法でお出しいただいておるような内容のことだと私は理解しております。そして、それは当然、前大臣のお気持ちを私も引き継いでやつていただきたいと思つております。

したがいまして、今おっしゃるような、せつかく議員立法でお出したいただいておるものをおどもが何か申し上げるというか、邪魔をするとかといふような気持ちなど、全くございません。

○山口(富)委員 そうであるなら、坂口前大臣の気持ちを酌まれるというのであるならば、私は、控訴はやはりやるべきではないということを重ねて申し上げておきたいと思います。

申してあるのは、「総合的に考慮し、年金制度を所管する立場からは控訴もやむを得ない」という結論だ、その一句なんです。

これを読みまして、私は、いわばこの紙の向こう側にどれだけの原告の方々の、それから無年金状態に置かれている障害者の皆さんのお悲しみがあるのか、そのことを知った上でつくっているのかという、本当に憤りの気持ちを覚えたんです。この点は、厳しく私は抗議したい。

況でございます。

この一時保護所につきましては、補助基準面積の改善、それから心理療法担当職員の配置、あるいは虐待を受けた児童のケアを行なう職員の配置などによりまして、処遇の改善を図つておるところでございます。

ただ、今申し上げましたが、全体としてはそういう状況であります。定員が全体で一千三百三十九名に対し、全体で一時保護所に入つておる児童の数は、十五年三月現在でちょっと古うござりますが、千六十八名で、約五割程度が定員に対し入つておるということであります。特に都市部においては、一時保護所が満杯状態というところもありまして、こういうところについては今後どうしていくかということが一つの課題だというふうに認識をしております。

○山口(富)委員 一時保護所の場合は、緊急保護の場合もあるんですけども、一時保護所で行動観察をし、その後の対応につけてきちんと決めるという意味で、特に児童虐待では初期の対応が大事になりますから、非常に大事な施設になります。ところが、今局長も言われましたように、都市部を中心にして満杯状態というのは各地に見られるわけですね。

私は、ここに東京都の「事業概要 二〇〇三年版」というのを持つてきましたんですけれども、ここで挙げられている数字を見ますと、こういうふうに指摘しています。「年々保護児童は増加し、また被虐待、非行等複雑で困難な児童の保護が増加しているため、平均保護日数も長くなっています。また、警察等からの身柄通告による保護も五年前の平成十年度の約一・九倍に増加してい

る。子供たちは一体どの程度一時保護所にいる

かというと、二〇〇二年度で二十九・八日、大体

一ヶ月いるわけですね。

この現状が、実際にはいろいろな非行問題、虐待問題、さまざまな問題を抱えている児童が集

まるそうですから、これは混合処遇と言わってい

ます。子供たちは一体どの程度一時保護所にいる

かというと、二〇〇二年度で二十九・八日、大体

一ヶ月いるわけですね。

この現状が、実際にはいろいろな非行問題、虐

待問題、さまざまなお困り事がある児童が集

まるそうですから、これは混合処遇と言わってい

ます。子供たちは一体どの程度一時保護所にいる

かというと、二〇〇二年度で二十九・八日、大体

一ヶ月いるわけですね。

この現状が、実際にはいろいろな非行問題、虐

待問題、さまざまなお困り事がある児童が集

まるそうですから、これは混合処遇と言わってい

ます。子供たちは一体どの程度一時保護所にいる

かそれに対応して手だてをとつてているというところだと思うんです。

前回の答弁で、大臣の方から、児童相談所については全国を回つて実情を調べたいという話があ

りました。私は、先ほど百八十二のうち百十に併

設されているという話がありましたから、これ

は、一時保護所についても、せつかく児童相談所に行くわけですから、あわせて実態の調査を必ず

やついただきたい、このことを求めておきたい

と思います。

○伍藤政府参考人 今回いいます児童相談所の実情把握、このための調査におきましては、今御指摘のありました一時保護所についても、十分この

実情を把握してまいりたいというふうに考えてお

ります。

○山口(富)委員 その結果については、しかるべき形できちんと当委員会にも報告いただきたい

思います。

それで、具体的に一時保護所で今何が改善を求められているのかということなんすけれども、求

められているのかというとなんすけれども、求

しても必要だというふうに訴えているんですね。

私は、やはり所長会の皆さんというのは、せん

だつての局長の答弁でも、随分経験を積まれた所

長も全国にいるんだと私が研修をきちんとやり

なさいと言つたらそういうことを言わされましたけ

れども、そうであるなら、その経験を積んだ人た

ちが、最低基準の問題の制定、それから職員の配

置の充実をこれだけ求めているんですから、厚生

労働省として、これは八月段階で上がっている文

書ですけれども、既に前向きの検討を始めている

のかどうか、これを確認しておきたいと思いま

す。

配置の問題では真剣に対応していただきたい。こ

れは大臣に確認しておきたいと思います。

○尾辻国務大臣 先ほど来申し上げておりますけ

ども、一昨日、東京の相談所を見てまいりました

た。そして、あそこも一時保護所が併設されてお

りますから、そこも見てまいりました。そして、

職員の皆さん本当に切実なお声、きょうもまた

ひょっとしたら騒がしくなるかもしませんとい

うような、皆さんの本当にそういうお話を聞いて

まいりましたので、改めて、これは大変だなとい

うふうな感じを持っておりますから、これはそ

したことにちゃんと対応できるようにしていかな

きやならぬと強く思っております。

うした美態の調査はあるんでしょうか。

○伍藤政府参考人 最低基準は三・三ということ

でございますが、実際に今、改築とか増築とか、

いろいろ施設整備をする際に、国庫補助の基準と

いたしましては一人当たり九・〇平米ということ

で、最低基準を大幅に上回る基準で施設整備をしておるところでござります。

○山口(富)委員 その調査はあるんですか、すべ

て基準をクリアしているという。

○伍藤政府参考人 新しい施設はそういう形で非

常に居住環境はだんだんよくなっていますが、

最低基準を下回っている、違反しているところ

は、少なくとも聞いておりませんし、そういうこ

とはないと思っております。ですから、毎年少し

ずつ、着実に居住環境は改善しておりますというのが

状況だというふうに認識をしております。

○山口(富)委員 これは実態をよく見てきてください。

三・三平米の問題なんですけれども、これはど

う常識的に考えてみても、お子さんが一人そこで

暮らすには幾ら何でも狭過ぎるじやないかという

のは、だれが見たつてわかるものなんですね。

先ほど、新しいところについては九平米とい

うことで補助の基準にしているという話がありまし

たけれども、今の答弁を聞きますと、新しいところ

はそうかもしれないけれども、どうも従前から

つくられているところについてはきちんとした把

握がされていないように私は答弁を聞きました。

今、老人福祉施設でも十・六五なんですね、平米

は。ですから、やはり子供の発達を保障できる生

活環境になるように、改善を図つていただきたい

というふうに思います。

それと、先ほども問題になりましたけれども、

直接処遇職員の配置基準という問題なんですか

が、示してほしいと思います。

○伍藤政府参考人 児童養護施設の居室面積であ

りますが、最低基準では、一人当たり面積は三・

三平米というふうになつております。

○山口(富)委員 その三・三平米という基準は、

現在、すべて守られているんですか。そして、そ

きょうの午前中から午後にかけての質疑では、

最低基準への上乗せで対応しているという話があ

りましたけれども、私は、上乗せで対応するだけ

でなくて、最低基準そのものの底上げが必要だ

と。これは、相手は人間ですから、しかも成長過程の子供ですから、子供への個別的な援助がもう

どうしても必要だ。となると、ゆとりを持つて対応するとすると、六対一とか、私は数字ばかり言

うのは、お子さんのことですから余り言いたくはない

ありませんけれども、余りにも低過ぎる。この改

善は、私は真剣に今度の法改正に伴つて考えるべきだと思うんですが、その準備はあるんでしょう

か。

○伍藤政府参考人 最低基準は就学児の場合六対

一という、御指摘のとおりであります。この数

年間、最低基準に上乗せをする形で、それぞれ

受け入れの児童の状態に応じて、ファミリーソー

シヤルワーカーの配置でありますとか、個別対応

職員の配置、それから心理療法の担当職員の配

置、こういうことで、最低基準以外の職員の確

保、改善を図つてきたところでございまして、実

質的には、六対一ではなくて、こういう加算、特

別上の上乗せの人員を加えますと、事実上三・五人

よりも多くなって、こういった形で、今

後とも、実態に応じてできるだけ改善を目指していきたいというふうに思つております。

○山口(富)委員 それが実態に応じていなければ

なりませんよ。それは私は、子供たちのことを

要望なんですよ。それは私は、子供たちのことを

間近に見て接している職員の方からすれば、もう

当然のことだと思うんですね。

先ほど、水島委員が諸外国の例も挙げまして、

大体分母が反対なんだという例を挙げましたけれ

ども、相手は子供であつて、成長過程にあるんで

かりでやるわけですが、今のが標準でいまますと、そ

ういう発想じゃなくて、やはり現場が、所長会が

から、上乗せして三・幾つで何とかという、そ

うは、第一類第七号 厚生労働委員会議録第六号 平成十六年十一月十日

すから、私はこれは、積極的にこれにこたえて、基準を変えていただきたいと思うんです。

それで、尾辻大臣にもう一回、確認的な話になりますけれども、今厚労省のホームページを見ますと、ホームページは大体そうですが、新しく資料を入れると、NEWとかつしまして目立つようになっています。

そこで見ましたら、児童虐待を取り上げている

社会保障審議会の児童部会の一一番新しい議事録、第二十五回議事録というのが今は新しくなっています。これはことしの九月三十日に行われたものなんですね。たまたまここでは、「児童虐待死亡事例等の検証等について」という報告

が厚労省側からなされているんですね。

これに対して児童部会の方々が何と言っているかというと、検証はやらなきやいけない、同時に、この手を打つてくれと言っているのが二つあります。一つは、児童相談所の体制が大変貧乏で、一番おくれている分野だと、二回にわたって繰り返しているんですよ。それからもう一点は、今後市町村との対応が問題になりますから、児童相談所と市町村との有機的な対応に心がけてほし

いという二つの要望が特に上がっているんです。

きょうは一時保護所、児童養護施設を取り上げましたが、私は前回、児童相談所をやりましたけれども、こうやって見ますと、やはりこの分野は本当におくれている。現場がもう困っている、悲鳴が上がっている。それは、職員の方も子供もみんな同じなんですね。こうなりますと、いよいよこれは私は政治の責任だと思うんです。

今回の法案の審議で、尾辻大臣は、現状をよく見て改善するところがあれば図りたいという話を繰り返していますけれども、これは再確認になりますが、必ず現場の要望を踏まえて、実態が改善を求めているんですから、改善の方向で仕事をしていただきたい、このことを重ねて求めたいと思っています。

〔委員長退席、北川委員長代理着席〕

○尾辻国務大臣 改めて、総論的に申し上げます。

社会全体として最優先で取り組むべき重要な課題である、こういうふうに認識をいたしておりま

すから、こうした子供たちに対する支援体制の整備に誠心誠意努めてまいります。

○山口(富)委員 では、私は次に、里親問題について触れたいと思います。

登録里親数を見ますと、長期的には減少の傾向

があります。先ほど局長は、ここ数年をとると反転の傾向にあると言つたので、私は驚いた

んですけども、たしかにこの数年をとつて、反転の傾向にあるなんとはとても言える数字じゃあ

りません。

それで確認しておきたいんですけども、今回

の法改正によって、里親をふやさなきやいけない

わけですけれども、この現状が改善される見通し

があるのか、これを示していただきたい。

○伍藤政府参考人 里親につきましては、昭和三

十年代以降、ずっと一貫して減少してまいりました

たが、ここ数年、若干ではありますが、長年の減少傾向から増加に転じておるということを申し上げたまでございます。

この背景といたしまして、私ども、平成十四年

度から、専門里親制度あるいは親族里親制度、そ

れから短期に預かるよつた制度、そういう形

で、いろいろな仕組みを柔軟にすることとに、里

親に対する支援、手当等の大幅な拡充、アップを

図つてきたところでござります。

さらに、今回の法改正では、里親の定義規定を

設けて、里親の位置づけというものを明確にする

ということを考えておりますし、それから、これ

まで児童福祉施設の施設長には定められておりま

した監護教育、懲戒権、こういったものを里親についても明確化するということをしたわ

けでございまして、従来、里親の法的位置づけ、あるいは権限が明確でないということが、里親が安心して養育に携われない要因ではないかという

よつて、こういうソフトな面での改善といいますか、こういふことも図りたいと考えているところがございます。

こういったことに加えて、今年度、里親をさらにもう一度、こういった総合的な対策で里親の充実を図つていただきたいというふうに思つております。

○山口(富)委員 あなたがここ数年を見ると反転の傾向にあるなどとおっしゃつたけれども、私はそんなことはないと言つたんです。

ここに厚労省が出した資料がありますが、ここ数年で言いましょうか。二〇〇〇年でいうと七千四百三人、これは登録里親数ですけれども、二〇〇一年七千三百七十二人、二〇〇二年七千五百六十一人。下がり続けて、やつと二〇〇三年に百人ふえて七千二百八十六人なんです。ここ数年じゃないじやないですか。今幾つかメニューを挙げましたけれども、私は実態に応じた改善を図るようになっておきたい。

それと、もう一点はつきりさせておきたいんですが、例の懲戒に係る問題なんですね。

水島委員からも指摘がありましたけれども、これは民法にあるものですから、今回の法改正でもそのまま手つかずで残つたところか、今度は里親にまで広げられるということになりました。私は、懲戒の問題は現状からいつ拡大すべきじゃないと考えますけれども、施設の長については、今まで広げられるということになりました。私は、懲戒の問題は現状からいつ拡大すべきじゃない、と考えますけれども、施設の長については、今、児童福祉施設最低基準などで「懲戒に係る権限の濫用禁止」などの規定があります。となると、里親についても濫用禁止の規定を設けるんですか。

○伍藤政府参考人 懲戒に係る権限でございま

すが、あくまでも、子供を心身ともに健やかに育成する目的で与えられているということをござい

ますので、決して子供に苦痛を与えたりというよ

うなことがあつてはならない、そういう懲戒権の

範囲内で行使されることはあるんだと思つております。

このため、懲戒に関する権限の濫用禁止につい

て、施設長に対するものと同様、里親に対しても厚生労働省令の中で明記をしておきたいというふうに考

えております。

○山口(富)委員 私は、施設の長に統いて、里親

にも懲戒問題では濫用禁止ということを徹底せざるを得ないというところに、やはり問題があると思つてます。

先ほど水島委員からも話がありましたが、世界の流れから見ますと、そういうものを入

れてある国と、いうのはもうほとんどないんです

ね。児童虐待防止法の論議の中でも、懲戒に係る民法の規定というのは戦前生まれのものだ、です

から、現在では子どもの権利条約によつて解決す

べき問題であるという議論が繰り返しなされてお

ります。

しかし、きょうは繰り返し実態の、現場からの声というのを問題にしておりますが、ここに、

二〇〇〇年一月に発表されました「児童虐待に関する全国児童相談所アンケート結果」というもの

があります。これを見ますと、こういう意見が

ずっと出ているんですね。だから、民法の懲戒権について、該当部分を削除しろ、親の養育責任の

みで十分、民法八百二十条の監護教育権で十分であり懲戒権は必要ない、しつけと虐待の概念を整理した方がいいという理由で、六七%の所長さん

たちが懲戒の廃止を求めてるんですね。私は、

ここに、今政治が現場の声として踏まえなきやい

けない実態があると思うんです。

尾辻大臣に、私は本来、里親に係る懲戒規定は

入れるべきでないと思つますけれども、以上私が

指摘したような点を踏まえた今後の対応を改めて

求めたいと思います。

○尾辻国務大臣 先ほど来御指摘のよう、そも

そも、このことは民法第八百二十二条の規定から

きておるということです。したがいまして、このことの議論は、親権制度全般にわたる幅広い観点からの議論をする必要があるだらうと思いますので、そうしたこと踏まえての今後の検討だというふうに考えております。

○山口(富)委員 これは、濫用禁止の規定を設けるだけでなく、廃止の展望も含めて、きちんと検討を求めるべきだと思います。

最後に、ちょっと時間が押し迫つたのですから一点だけなんですが、小児慢性特定疾患の問題なんです。

今度の法改正で、これは二十一條の九の二にかかる外したり、医療費の自己負担増の患者が生まれるという仕組みに現状になります。

そこで確認したいんですが、この制度が生まれますと、これに新たに加わる対象者、それから除外される方々、それぞれどの程度の規模になるのか、それからまた、医療費の自己負担の影響額はそれなどの程度見込まれているのか、答弁願います。

○伍藤政府参考人 今回の新たな小児慢性特定疾患治療研究事業、これの対象者でございますが、今回、対象疾患の追加あるいは除外、それから從来通院が対象でなかったものをそこも拡大する、それから年齢を十八歳から二十歳に延長する、いろいろな改善点が含まれておりますので、それを総体として、重点化するところは今最終的な精査をしているところでありますから、まだ正確な人数は確定しておりませんが、その入り繰りを差し引いて、全体としては数千人、この対象者が増加するというふうに考えております。

それから、今回対象となる人の負担の問題であります、他制度、公費負担医療等との並びで新たに自己負担をいただきたいということで制度設計を考えておりますが、低所得者等に配慮いたしまして、一番高い階層でも、一ヶ月当たり外来で

五千円程度、入院で一万円程度、こういった自己負担を無理のない範囲でお願いをしたいというふうに考えております。

○山口(富)委員 難病のお子さんを抱えている家庭というのは本当に大変なんですね。そういうふうにどの程度の影響が出るのかというと、私は、行政上の言葉ですけれども、精査中というの

は、これはいただけない。やはり、それでプラスマイナスすると数千人規模というんでしよう。今方々は。

ですから、数千人ということで一々くりりんかわるわけですから、それから、対象疾患の追加、対象年齢の引き上げという改善面があるんですけど、同時に、新たに医学的基準を設定して、制度の対象

から外したり、医療費の自己負担増の患者が生まれるという仕組みに現状になります。

そこで確認したいんですが、この制度が生まれますと、これに新たに加わる対象者、それから除外される方々、それぞれどの程度の規模になるのか、それからまた、医療費の自己負担の影響額はそれなどの程度見込まれているのか、答弁願います。

○伍藤政府参考人 皆さんには、治療が長期間継続するわけですか

○阿部委員 次に、阿部知子君。

○北川委員長代理 次に、阿部知子君。

○阿部委員 社会民主党・市民連合の阿部知子で

す。

冒頭、本日の審議の法案外のこととて、質問予告をしてございませんが、尾辻大臣に質問をさせていただきます。

十一月の八日から、アメリカがイラクのフアルージヤにおいて、武装勢力の一掃ということを名目に、空爆あるいは総攻撃という事態が発生しております。私は、この間のイラクの治安情勢の悪化や、あるいは、そこで多くの非戦闘員が傷ついているという現状を非常に残念にも思っています。

そして、イラクのこれまでの、例えば、刑務所での捕虜なのか捕虜でないのかわからない人たち

五千円程度、入院で一万円程度、こういった自己負担を無理のない範囲でお願いをしたいというふうに考えております。

○山口(富)委員 難病のお子さんを抱えている家庭というのは本当に大変なんですね。そういうふうにどの程度の影響が出るのかというと、私は、行政上の言葉ですけれども、精査中というの

は、これはいただけない。やはり、それでプラスマイナスすると数千人規模というんでしよう。今方々は。

ですから、数千人といふことで一々くりりんかわるわけですから、それから、対象疾患の追加、対象年齢の引き上げという改善面があるんですけど、同時に、新たに医学的基準を設定して、制度の対象

から外したり、医療費の自己負担増の患者が生まれるという仕組みに現状になります。

そこで確認したいんですが、この制度が生まれますと、これに新たに加わる対象者、それから除外される方々、それぞれどの程度の規模になるのか、それからまた、医療費の自己負担の影響額はそれなどの程度見込まれているのか、答弁願います。

○伍藤政府参考人 皆さんには、治療が長期間継続するわけですか

○阿部委員 次に、阿部知子君。

○北川委員長代理 次に、阿部知子君。

○阿部委員 社会民主党・市民連合の阿部知子で

す。

冒頭、本日の審議の法案外のこととて、質問予告をしてございませんが、尾辻大臣に質問をさせていただきます。

十一月の八日から、アメリカがイラクのフア

ルージヤにおいて、武装勢力の一掃ということを名目に、空爆あるいは総攻撃という事態が発生しております。私は、この間のイラクの治安情勢の悪化や、あるいは、そこで多くの非戦闘員が傷ついているという現状を非常に残念にも思っています。

そして、イラクのこれまでの、例えば、刑務所での捕虜なのか捕虜でないのかわからない人たち

し、また、果たしてこうした攻撃がどこに正当性があるのかということもずっと疑問に思つておりますが、本日ここでぜひともお伺いしたいのは、

まず、本日ここでぜひともお伺いしたいのは、が既に指摘されておりますし、今回またこういうことは、戦争に大義があるかないかはまた別にあります。実は今回の総攻撃の中で、ファルージヤ総合病院や、あるいは診療所といったところに米軍が突入したり、攻撃したり、空爆したりしております。

これは、戦争に大義があるかないかはまた別にして、そして大義がよしやあたとして、国際人道法上もジュネーブ条約等々でも禁止されている行為だと思います。病院と言われるところ、ある

いは診療所もそうですが、そこは非戦闘員が多くても十万人ですからね、この対象になつていて

ます。だから、数万人といふことで一々くりりんかわるわけですから、それから、対象疾患の追加、対象年齢の引き上げという改善面があるんですけど、同時に、新たに医学的基準を設定して、制度の対象

から外したり、医療費の自己負担増の患者が生まれるという仕組みに現状になります。

そこで確認したいんですが、この制度が生まれますと、これに新たに加わる対象者、それから除外される方々、それぞれどの程度の規模になるのか、それからまた、医療費の自己負担の影響額はそれなどの程度見込まれているのか、答弁願います。

○伍藤政府参考人 皆さんには、治療が長期間継続するわけですか

○阿部委員 次に、阿部知子君。

○北川委員長代理 次に、阿部知子君。

○阿部委員 社会民主党・市民連合の阿部知子で

す。

冒頭、本日の審議の法案外のこととて、質問予告をしてございませんが、尾辻大臣に質問をさせていただきます。

十一月の八日から、アメリカがイラクのフア

ルージヤにおいて、武装勢力の一掃ということを名目に、空爆あるいは総攻撃という事態が発生しております。私は、この間のイラクの治安情勢の悪化や、あるいは、そこで多くの非戦闘員が傷ついているという現状を非常に残念にも思っています。

そして、イラクのこれまでの、例えば、刑務所での捕虜なのか捕虜でないのかわからない人たち

の扱い、これも、捕虜に対する扱いを定めたジュネーブの条約等々にも大きく違反するということ

が既に指摘されておりますし、今回またこういうことは、いかに小泉首相が勝利してほしい、あるいは成功してほしいと願われたとしても、やはりそこでは、亡くなつていく多くの方々のことと思えば、私は決して国として合意を与えられるものではない

と思いますので、大臣にはこの場で、国際赤十字等々から早急に情報を集めたいとお願いします。

私は、いかがでしようですが、いかがでしようか。

○尾辻国務大臣 国際人道法に違反する行為がたり、攻撃したり、空爆したりしております。

これは、戦争に大義があるかないかはまた別にあります。しかししながら、論議全体を見ましたとき

は、まだまだ児童虐待という事態について、我が国のつている体制も、それから私たち自身も含め、いかなる方向にきつちりとした対策が打てるのかということは、これから始まろうとしています。しかしながら、論議全体を見ましたとき

は、まだまだ児童虐待という事態について、我が國のつている体制も、それから私たち自身も含め、いかなる方向にきつちりとした対策が打てるのかということは、これから始まろうとしています。しかしながら、論議全体を見ましたとき

今、厚生労働省が一生懸命頑張つても、人口当たり六万から七万に一人、これが、欧米先進国であれば四千人とか五、六千人に一人という形で配置されているわけですから、数もおはつかないし、まして質も、欧米ではソーシャルワーカーといふある種のソーシャルスキル、そういうソーシャルワーカーを持つた人たちが従事しておられます。

私は、冒頭、これら全部の審議を通じて、大臣にここで二つお願いがございますが、一つは、やはり児童虐待防止ということについて、ナショナルセンターというものを設置していただきたい。これは、厚生省の児童家庭局でこれまでお取り組みであります、私は、この虐待数の増加とおくれた我が国の施策、政策、そしてもうといえば教育面もありますが、そういうことから含めるところには、せひともナショナルセンター、例えですが、今の思いつきで申しわけありませんが、国立小児病院と言られて今は成育医療センターとなりましたところに、こういう研究から情報収集から、あるいは研修から教育までも含めて行えるようなセンター機能を持たせていくという考え方もあると思うのです。

大臣に、これは私の気がついた一例ですが、どこでも構いません、ナショナルセンターとして機能するようなものをきつちりと、これから国の政策の充実に向けてつくっていくようなお考えを持つていただけないかどうか、お願いたします。

○尾辻国務大臣 児童相談に関して専門性を有する職員の確保が不可欠なことは、もう再三申し上げておりますし、まさに我々の共通認識だと思います。

そうした人たちのための研修を横浜の方でやる、そういう意味ではセンターがあるかと思いますが、今委員がお話しのは、そういう研修のセンターというだけじゃなくて、もっと大きなセンターをお考えのようありますし、我々とし

てもいろいろ検討させていただきたい、こういうふうに思います。
○阿部委員 私が今いわゆる小児病院を事例に挙げましたのは、各県にも小児病院がござりますので、事例の集積、そして検討、研修、そして、逆に言えば、欧米のいろいろな先進国に学ぶような仕組みということも私はもつともっと急がれるように思いますので、ぜひとも検討をよろしくお願いいたします。

○尾辻国務大臣 今は成育医療センターとなつた箇所がござりますので、事例の集積、そして検討、研修、そして、逆に言えば、欧米のいろいろな先進国に学ぶ

てもいろいろ検討させていただきたい、こういうふうに思います。
○阿部委員 私が今いわゆる小児病院を事例に挙げましたのは、各県にも小児病院がござりますので、事例の集積、そして検討、研修、そして、逆に言えば、欧米のいろいろな先進国に学ぶ

が、そういうことも含めて検討していただけまいか、教育機関の充実ということで御意見を賜りました。

〔北川委員長代理退席、委員長着席〕

ますときに、保育所の役割を拡大いたしました。そして、保育所とというのが、単なる預かる施設じゃなくて、地域のお母さんたち、保育所に預けていない子供たちのお母さんたちまで含めて、地域の子育てセンターをできるようにという役割を加味させました。そのときに、そうなるとやはり保育士の皆さんに、お母さんたちとのカウンセリング、こういうことも必要になつてくるから、保育士の養成課程の中でカウンセリングというようなものも加えよう、こういうようなことをいたしました。

○阿部委員 あえてそういうことを申し上げておりますが、そのようにして、いろいろな教育の場で、こうしたことに対応する体制をつくっていかなきゃいけないだろなと思いますということを申し上げたくて、今の例を申し上げたわけであります。

したがつて、そういうふうにして、こういうことに当たる、子供たちに当たる人たちの力を総合的に増さなきゃいけない。その中で、今おっしゃるように、教育の場でのそうしたものを大きいに検討する必要があるだろなというふうに思っています。

○阿部委員 よろしくお願ひ申し上げます。

あと、具体的なことですが、今回の改正で、いわゆる心理学等を学んだ大学卒、まあ新卒者で

しょうか、この方を児童福祉司として採用する場合に、一年間の実務経験というものを前提とする

というふうに書き込みがござります。

私は、先回も伺いましたが、保育士や看護師さん等々が児童福祉司に何らかの研修で採用される

ことの一方、心理学を学んだ人は、一年間どこかでオン・ザ・ジョブ・トレーニングをしなきゃいけない。オン・ザ・ジョブ・トレーニングをする

ような場所があるのかと、この前、伍藤児童家庭

が、その結果思いましたのに、そうしたオン・ザ・ジョブ・トレーニングの人を雇える余地が私はそこからは出てこないと思います。例えば児童相談

所は、児童福祉司以外の職員にA職員、B職員と

いうのがあるんだそうですが、その方たちもほとんどの臨床検査技師、栄養士さんそのほかでござります。私は、こういう法案をつくるときには、一体どこで研修できるのか、研修中の身分はどうな

うのかということを非常に問題に思います。そ

ういう現実の保障がなければ、これは空文になつてしま

ります。

○伍藤政府参考人 これまでであれば、心理学を学んだ人は卒業後もほど

か保健所か福祉事務所か、あとは家庭相談所かと、四つを挙げてくださいました。私が省庁に伺つて、ではそこで実際働いている人の振り分け、内訳はどうかということを伺いました。

その結果思いましたのに、そうしたオン・ザ・

ジョブ・トレーニングの人を雇える余地が私はそ

の職員が最初から児童福祉司として活動するとい

うようなことではなくて、一定のそういう関連の

ところでいろいろな相談業務に従事した経験、こ

ういったことを尊重して児童福祉司に任用しよう

ということでありまして、場所としては、児童相

談所、保健所、それから社会福祉事務所、それか

ら県立の各種、児童福祉施設でありますとか、い

ういうふうに書き込みがござります。

私は、先回も伺いましたが、そういう現場で勤務した経験というのも十分活用されると思います

ので、そういうところで幅広く、何らかの直接処遇といいますか相談業務、そういうものに携わった経験者、そういうふた者のできるだけこれから

は児童相談所に活用して、業務に携わつていた

だきたい、こういうふうな考へでございます。

○阿部委員 それでは前回の答弁と一緒に、その答弁では、現実にそういう人を雇う余地がないんだということを私が指摘したんです。そのための資料も全部取り寄せて、私は再質問しているんです。

では、一年後、本当にそういう場で研修した人が出てくるのかどうか、一年後の結果を見てまた質問してももちろん構いませんが、ボストがないんですというか、そんな余力はないんです、教える側にも、現状で、一年間めぐつてみてください。こんな空文をつくられたら、これから心理学を学んで前途頑張ろうという人たちにもボストがなくなるという実態がやってきます。

私は、この児童福祉司というのは、先ほども申しました、ソーシャルワーカーが平成十四年の四月一日からここに加わるようになりました。ますますきつちり教育された人たちがということには賛成します。しかし、任用の最初でこういうことがあって、そのための場がなければ、本当にこれは、逆に児童福祉司になれる人の道をふさいでしまって、一方で、看護師さんとか保育士さんとか、これは残念ながらやはりマンツーマンのお仕事をしている人で、ソーシャルワーカーという分野とは速いと思います。そういう経験の人は研修を入れ、一方で、心理学を学びソーシャルワーカーをやりたいという人は、どこか研修の場所がないで、しかし、それは現状ではない。こういうことをしていたら、本当にこの法案が向かう先は充実ではなくて破滅になってしまふと思思いますから、よろしくその点は、もう二度言つて、それ以上いい答弁も、現実も見ていただけていいので、一年間よく児童相談所の現状を見ていただきたいと思います。

引き続いて、私は、自立援助ホームについてお伺いをいたしたいと思います。

これは先ほど尾辻大臣の御答弁にもございまし

たが、平成十六年度の予算の中では前年を上回る

一倍の予算措置がついておりますが、しかし、この自立援助ホームと申しますのは、いわゆる養護施設を出たり、あるいは児童自立支援施設を出した後、家はない、そして働くかと思う、あるいは社会に復帰しようと思う子供たちの大きなりどころですが、予算的には、実は小規模グループホームの養護施設よりも額は低くなつてございます。

私は、この児童福祉司といふのは、先ほども申しました、尾辻大臣は前年よりはふやしたとおっしゃる、その努力は私は前向きに評価したいと思いますが、現実に、山井委員の提出された資料にもござりますが、こうした養護施設等々を出た子供たちは、一年後、大体七割また失業してしまう、職についても失業する。この自立援助ホームは、子供たちからもお金を取つて、そして補助金もも

らつてやつてあるのですが、子供たちが失業した後、子供たちからお金を取るわけにもいかない。しかし、そこではうり出したらやはりその子の将来がならないということで、本当に身銭を切る形でやつてございます。

そこで、今後はさらに充実していただきたいとお仕事をしている人で、ソーシャルワーカーの方向性と、もう一つ、今即座に活用できるもんなど、これは残念ながらやはりマンツーマンのとして、虐待児童受け入れ加算というのが、ほかの養護施設等々では一人につき二万六千円ござります。虐待を受けた過去は消えません。その子が社会人として、また親になり、ずっと一生統一をやれないと、それは現状ではない。こういうことをしていたら、本当にこの法案が向かう先は充実ではなくて破滅になつてしまふと思います。就職しても困難を抱えるのは、その子に心のトラウマがあるからです。であれば、私は、この虐待受け入れ加算というのも、先ほど申しました自立援助ホームの入所に対しても勘案していただきたいと思います。

大臣にお願いいたします。

○衛藤副大臣 先生御指摘のとおりでございまして、精神障害者の施設等も、大変低かった部分を

みんなで努力をして、やつとここまで加算を続け

てきたと思っております。そういう中で、自立援

助ホームにつきましては、予算的には十九カ所を四十カ所というぐらいにかけておりますけれども、現状においてはまだ二十二カ所ということです。

だといふことで、しかも、運営費におきましても、りとした後、家はない、そして働くかと思う、あるいは社会に復帰しようと思う子供たちの大さなよりどころですが、予算的には、実は小規模グループホームの養護施設よりも額は低くなつてございます。

そういう中で、何とか計画どおりといふか、そ

ういうぐあいに自立援助ホームがもつとちゃんと

つくれるように、どういうところが陥路になつて

いるのかということについても改めて、とりあえ

ずは平成十六年度予算においてこういう形にいたしましたけれども、役所としては相当思い切った

措置であるということは御理解いただけると思います。それがちゃんと実行できるようになるのかどうかということについて検証しながら、そして

努力をさせていただきたいというように思つて

るところでございます。

○阿部委員 私は、もう一点、具体的に、虐待児

受け入れ加算をしていただきたいとお願いしまし

た。即答ができないのであれば、検討していただ

きたい。

これは、一人につき二万六千円。何度も申しま

すが、この自立ホームでは、子供たちが働いて、

そこで三万とか四万をホームに納めて、そのお金

と補助金で成り立っていますが、失職しやすいの

です、この子たちは。これは、しようがないと言

うと変ですが、経験がその子たちをそう追いやつ

ているわけですから、虐待児である過去は消えな

い以上、受け入れ加算はここにも手当てされて當然であるべきと思いますから、裁量の中ですか

ら、よろしく検討していただきたいと思います。

この二点、今後の予算的充実と、当座やれるこ

ととして何があるかということを考えさせていた

だいて、今の提案をいたしますが、これは衛藤副

大臣にお願いいたします。

○衛藤副大臣 今回この仕組みを考えますとき

に、私どもが考えましたことは、やはり、どうし

ても他の公費負担医療との均衡、いろいろござ

ますから、いろいろ自己負担いただいている、そ

の、他のものとの均衡といふのはどうしても考慮せざるを得ないと思います。このことを考慮しな

がら、子育て家庭の大変さはよくわかっておりますから、その家計への負担もさらに考慮し、私どもしてはできるだけ無理のない範囲でお願いを

したい、患者負担を導入したいと考えて、この仕

した資料がございます。これは、この間の我が国における常用雇用者、今、フリーターとか、ある

いは非正規労働と言われるような働き方も三十代

ございまして、しかも、運営費におきましても、

ごく大体の費用としてボーナスも含めて受け取つて

いる世代にもふえておりますが、そうではなく、一

倍ぐらいに加算したといつてもまだまだ低いとい

うような現状でございます。

そういう中で、何とか計画どおりといふか、そ

ういうぐあいに自立援助ホームがもつとちゃんと

つくれるように、どういうところが陥路になつて

いるのかということについても改めて、とりあえ

ずは平成十六年度予算においてこういう形にいた

しましたけれども、役所としては相当思い切った

措置であるということは御理解いただけると思います。

それがちゃんと実行できるようになるのかどうか

どうかということについて検証しながら、そして

努力をさせていただきたいというように思つて

るところでございます。

○阿部委員 私は、もう一点、具体的に、虐待児

受け入れ加算をしていただきたいとお願いしまし

た。即答ができないのであれば、検討していただ

きたい。

これは、一人につき二万六千円。何度も申しま

すが、この自立ホームでは、子供たちが働いて、

そこで三万とか四万をホームに納めて、そのお金

と補助金で成り立っていますが、失職しやすいの

です、この子たちは。これは、しようがないと言

うと変ですが、経験がその子たちをそう追いやつ

ているわけですから、虐待児である過去は消えな

い以上、受け入れ加算はここにも手当てされて當然であるべきだと思いますから、裁量の中ですか

ら、よろしく検討していただきたいと思います。

この二点、今後の予算的充実と、当座やれるこ

ととして何があるかということを考えさせていた

だいて、今の提案をいたしますが、これは衛藤副

大臣にお願いいたします。

○衛藤副大臣 先生御指摘のとおりでございまして、精神障害者の施設等も、大変低かった部分を

みんなで努力をして、やつとここまで加算を続け

てきたと思っております。そういう中で、自立援

組みにしたつもりでございます。

○阿部委員 やはり今の国の少子化対策、少子化というものは、もちろん親の世代の負担がどのよう輕減されるか、働き方がどのように安定するか、そして、まして障害のある、あるいは御病気のある子供を育ててくれている親御さんたちは、逆の意味でいえば、本当に頑張っているねという形で国がもっと積極的に支援しても、私は間違ではないだらうと思うのです。

今回 このような経済状況下で負担を加えたとすることは、よくよく厚生労働省としても自覚していただきたいし、また、この家庭がさらに、御病気の子を抱えて、収入的にもお父さんも残業とかできなくなるとかいろいろなことがあって、負担が強いですから、今後も十分な目配りをしていただきたい。

今後のことに関係して言えば、今まで慢性特定疾患の子供たちは、入院しても食費といふもの負担もございませんでした。今回のこの法の位置づけの中で、食費についてはどのように扱われるのかについて、お願いいたします。

○伍藤政府参考人 現行の小児慢性事業におきま

して、入院時食事療養費は医療の給付の一部として給付の対象としておるところでございますが、今回の制度改正におきましてもこれまでと同様、給付の対象にしていくことにしております。

○阿部委員 このごろの国の政策の中では、食事はあなたが食べているんだからあなたが払いなさいと、簡単に言えばこういう政策が非常に多くございますから、これは食費も含めて上限が一万円、外食は五千円だということで、これは私は心からは賛成しませんが、まだ暫定策として、とりあえずの了承をしておるという立場です。

そして、もう一つ言わせていただければ、入院と外来両方になつたらどうなるのと言つたら、一万円と五千円両方ですというお答えでした。やはり、これもいかがなものかと思ひます。今後、ぜひ検討していただきたい。

実は、同じ御病気で御兄弟がいて、二人目から

どうなるのと聞きましたら、お二人目は一人目の十分の一だというお答えでした。それくらい割引でもらわないと子育て世代はやれないなど思いますが、入院、外来割引というのもぜひ検討していただきたい。これは今後の推移を見てかと思いまが、その点についてお願ひいたします。

○伍藤政府参考人 御指摘のありましたとおり、児童が二人いる場合には、二人目の児童については十分の一にするというような減額制度を設けることにしておりますが、同一月に入院と外来が別々に徴収するとしたわけでございます。

○鴨下委員長 以上で質問を終わらせていただきま

す。ありがとうございます。

○阿部委員 以上で質問を終わらせていただきま

す。ありがとうございます。

○鴨下委員長 以上で本案に対する質疑は終局いたしました。

○鴨下委員長 この際、本案に対し、大村秀章君

外三名から、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党、社会民主党・市民連合の四派共同提

案による修正案及び山口富男君から、日本共産党提案による修正案及び山口富男君から、日本共産党提案による修正案がそれぞれ提出されておりま

す。提出者から順次趣旨の説明を聴取いたします。

水島広子君。

児童福祉法の一部を改正する法律案に対する修

正案

〔本号末尾に掲載〕

○水島委員 ただいま議題となりました児童福祉法の一部を改正する法律案に対する修正案につきまして、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公

明党及び社会民主党・市民連合を代表いたしまして、その趣旨を御説明申し上げます。

修正の要旨は、第一に、市町村は、この法律に

する事務を適切に行うために必要な体制の整備に

努めるとともに、当該事務に従事する職員の人材

の確保及び資質の向上のために必要な措置を講じ

なければならぬものとすること。

第二に、児童福祉施設への入所措置の更新につ

いて、当該措置に係る保護者に対する指導措置の

効果等に照らし判断する旨を加え、更新に際して

は、指導措置の効果や児童の身心の状態等を考慮

することを明確化すること。

第三に、原案において平成十六年十月一日とし

ている児童自立生活援助事業における就業の支援

等に関する規定等の施行期日を平成十七年一月一

日に、慢性疾患児童の健全な育成を図るための措

置に関する規定の施行期日を平成十七年四月一日

にそれぞれ改めるものとすること。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○鴨下委員長 次に、山口富男君。

○山口富男君 児童福祉法の一部を改正する法

律案に対する修正案について、日本共産党を代表

して、提案の趣旨及び理由を説明いたします。

本法案は、児童相談の窓口や児童相談所の拡

大、児童福祉施設の年齢要件の緩和、虐待防止に

対する家庭裁判所の関与の強化など、虐待の早期

発見を中心に、子供を虐待から守る施策の充実を

図るものであります。

同時に、小児慢性特定疾患については、医療給

付の創設、対象疾患や対象者、給付範囲の拡大な

ど前面はありますか、現在の医療給付の対象が

医学的基準を理由に給付を狭められること、医療

費の自己負担制度が導入されることなど、小児難

病の患者、家族の長期にわたる経済的負担に配慮すれば容認できない内容が含まれています。本修

正案はこの点を正すものです。

また、里親などの懲戒権の容認は国際的に見て

事務を私人に委託できるとする規定も、保育の民

営化に拍車をかけるものとなり、これらをあわせ

て削除しようとするのが、本修正案の内容です。

以上、提案趣旨とその理由の説明といたしま

す。

○鴨下委員長 以上で両修正案の趣旨の説明は終

わりました。

この際、山口富男君提出の修正案について、國

会法第五十七条の三の規定により、内閣の意見を

受け取いたします。尾辻厚生労働大臣。

○尾辻国務大臣 衆議院議員山口富男君提出の児

童福祉法の一部を改正する法律案に対する修正案

につきましては、政府としては反対であります。

○鴨下委員長 これより本案及び両修正案を一括

して討論に入りますが、その申し出があ

りませんので、直ちに採決に入ります。

○鴨下委員長 第五百九回国会、内閣提出、児童福祉法の一部を改正する法律案及びこれに対する両修正案について採決いたします。

まず、山口富男君提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○鴨下委員長 起立少数。よつて、本修正案は否

決されました。

次に、大村秀章君外三名提出の修正案について

採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めて

決されました。

○鴨下委員長 起立総員。よつて、本修正案は可

決されました。

次に、ただいま可決されました修正部分を除く

原案について採決いたしました。
これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○鴨下委員長 起立総員。よつて、本案は修正議決すべきものと決しました。

○鴨下委員長 この際、本案に対し、大村秀章君外四名から、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党、日本共産党、社会民主党・市民連合の五派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されました。

提出者より趣旨の説明を聴取いたします。

大村秀章君。

○大村委員 私は、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党、日本共産党及び社会民主党・市民連合を代表いたしまして、本動議について御説明申し上げます。

案文を朗読して説明にかえさせていただきま

す。

児童福祉法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一 児童福祉司等専門職員の資質の向上と配置基準の見直し等を行うなど児童相談所及び市町村の体制の拡充を図ること。

二 子どもたちに良好な家庭的環境を与えるために、職員の拡充、施設のホーム化等児童養護施設の改善に取り組むこと。

三 児童福祉に関する家庭裁判所の機能の強化に向けての取り組みを進めること。

四 保護者に指導措置を受けさせるための勧告が、実際にどのように機能したのかを検証すること。また、指導措置の内容について専門的・学術的観点からの研究をさらに進めるこ

と。
五 国及び地方自治体における関係機関の連携強化を図るとともに、民間団体、NPOとの

一層の連携を図ること。

六 里親制度を発展させるための支援を強化すること。また、虐待を受けた者に対して適切かつ多様な支援を行うために、自立援助ホームの充実強化に取り組むこと。

七 保護者への指導・支援のあり方、虐待事件の検証結果などが地方自治体にきちんと周知徹底されるよう連携・指導に努めること。

八 小児慢性特定疾患については、子どもに治療を受けさせながら生計を立てているという保護者の立場を理解しつつ、子どもに対して最適な医療を提供するという制度の趣旨を踏まえ、制度のあり方等について検討を続けるとともに、手続きなどの負担ができる限り軽減すること。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げま

す。

○鴨下委員長 以上で趣旨の説明は終わりま

す。

〔賛成者起立〕
本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

採決いたします。

○鴨下委員長 起立総員。よつて、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

この際、尾辻厚生労働大臣から發言を求められておりますので、これを許します。尾辻厚生労働大臣。

○尾辻国務大臣 ただいま議題となりました育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の一部を改正することとしておりまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

急速な少子化の進行等を踏まえ、総合的な次世代育成支援対策を推進する等の観点から、労働者が仕事と家庭を容易に両立できるようになります。

このため、育児休業の対象者や期間の見直し、子の看護休暇制度の創設等、労働者が育児や介護をしつつ働き続けることができる環境の整備を図ることとし、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主な内容につきまして、御説明申し上げます。

第一は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正であります。

児童福祉法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鴨下委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○鴨下委員長 次に、第百五十九回国会、内閣提出、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の一部を改正する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。尾辻厚生労働大臣。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行

う労働者の福祉に関する法律等の一部を改正す

法律案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたしました。尾辻厚生労働大臣。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行

う労働者の福祉に関する法律等の一部を改正す

法律案を議題といたします。

要件を満たすものについて、育児休業及び介護休業ができる労働者の範囲に加えることとしております。

また、育児休業について、雇用の継続のために必要と認められる場合には、子が一歳六ヶ月に達するまで育児休業ができることとするとともに、介護休業について、対象家族一人につき、要介護状態ごとに介護休業ができるものとし、その日数は通算して九十三日までとしております。

さらに、小学校就学の始期に達するまでの子を

養育する労働者が、負傷し、または疾病にかかる子どもの世話をを行うための休暇制度を創設することとしております。

第一は、雇用保険法の一部改正であります。

育児休業の期間の延長及び介護休業給付の支給回数の制限の緩和を行うこととしております。

第二は、船員保険法の一部改正であり、育児休業給付及び介護休業給付について、雇用保険法との制限の緩和にあわせて、育児休業給付の給付期間の延長及び介護休業給付の支給回数の制限の緩和を行うこととしております。

第三は、船員保険法の一部改正であり、育児休業給付及び介護休業給付について、雇用保険法との制限の緩和にあわせて、育児休業給付の給付期間の延長及び介護休業給付の支給回数の制限の緩和を行うこととしております。

第四は、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

最後に、この法律の施行期日については、平成十七年四月一日としております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○鴨下委員長 以上で趣旨の説明は終わりま

す。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時十九分散会

り、当該申出をることができる。

一 当該申出に係る子について、当該労働者は又はその配偶者が、当該子の一歳到達日ににおいて育児休業をしている場合

二 当該子の一歳到達日後(期間)について休業することが雇用の継続のために特に必要と認められる場合として厚生労働省令で定める場合に該当する場合

第五条に次の二項を加える。

5 第一項ただし書、第二項、第三項ただし書及び前項後段の規定は、期間を定めて雇用される者であつて、その締結する労働契約の期間の末日を育児休業終了予定日(第七条第三項の規定により当該育児休業終了予定日が変更された場合にあつては、その変更後の育児休業終了予定日とされた日)とする育児休業をしている者が、当該育児休業に係る子について、当該労働契約の更新に伴い、当該更新後の労働契約の期間の初日を育児休業開始予定日とする育児休業申出をする場合には、これを適用しない。

第六条第二項中「前条第一項本文」を「前条第一項及び第三項」に改め、同条第三項中「一月を」「一月(前条第三項の規定による申出にあつては「二週間」を)」「一月経過日」を「一月等経過日」に改め、同条に次の二項を加える。

4 第一項ただし書及び前項の規定は、労働者が前条第五項に規定する育児休業申出をする場合には、これを適用しない。

第七条第一項中「育児休業申出」を「第五条第一項及び第三項」に改める。

第九条第二項第二号中「一歳」の下に「(第五条第三項の規定による申出により育児休業をしている場合にあつては、「一歳六ヶ月」)」を加える。

第十一條第一項ただし書を次のように改める。

ただし、期間を定めて雇用される者については、次の各号のいずれにも該当するものに限り、当該申出をすることができます。

一 当該事業主に引き続き雇用された期間が一年以上である者

二 第三項に規定する介護休業開始予定日から起算して九十三日を経過する日(以下この号において「九十三日経過日」という。)を超えて引き続き雇用されることが見込まれる者(九十三日経過日から一年を経過する日までの間に、その労働契約の期間が満了し、かつ、当該労働契約の更新がないことが明らかである者を除く。)

第三項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、介護休業をしたことがある労働者は、当該介護休業に係る対象家族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該対象家族については、前項の規定による申出をすることができない。

一 当該対象家族が、当該介護休業を開始した日から引き続き要介護状態にある場合(厚生労働省令で定める特別の事情がある場合を除く。)

二 当該対象家族について次に掲げる日数を合算した日数(第十五条第一項及び第二十三条第二項において「介護休業等日数」という。)が九十三日に達している場合には、これを適用しない。

始された日から最後に講じられた措置が終了した日までの日数(その間に介護休業をした期間があるときは、当該介護休業申出に係る対象家族についての介護休業等日数を差し引いた日数)と、一日以上である者

二 第三項に規定する介護休業開始予定日から起算して九十三日を経過する日(以下この号において「九十三日経過日」という。)を超えて引き続き雇用されることは見込まれる者(九十三日経過日から一年を経過する日までの間に、その労働契約の期間が満了し、かつ、当該労働契約の更新がないことが明らかである者を除く。)

第三項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の規定による申出は、厚生労働省令であつて、その締結する労働契約の期間の末日を介護休業終了予定日(第十三条において準用する第七条第三項の規定により当該介護休業終了予定日が変更された場合にあつては、その変更後の介護休業終了予定日とされた日)とする介護休業をしているものが、当該介護休業に係る対象家族について、当該労働契約の更新に伴い、当該更新後の労働契約の期間の初日を介護休業開始予定日とする介護休業をする場合には、これを適用しない。

4 第一項ただし書及び第二項(第一号を除く。)の規定は、期間を定めて雇用される者であつて、その締結する労働契約の期間の末日を介護休業終了予定日(第十三条において準用する第七条第三項の規定により当該介護休業終了予定日が変更された場合にあつては、その変更後の介護休業終了予定日とされた日)とする介護休業をしているものが、当該労働契約の更新に伴い、当該更新後の労働契約の期間の初日を介護休業開始予定日とする介護休業をする場合には、これを適用しない。

第三章の次に次の二章を加える。

第三章の二 子の看護休暇

(子の看護休暇の申出)

第十六条の二 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者は、その事業主に申し出ることにより、一年の年度において五労働日を限度として、負傷し、又は疾病にかかりその子の世話をを行うための休暇(以下この章において「子の看護休暇」という。)を取得することができる。

第二章の規定による申出は、厚生労働省令で定めるところにより、子の看護休暇を取得する日を明らかにして、しなければならない。

3 第一項の年度は、事業主が別段の定めをすることにより、子の看護休暇の申出があつた場合を除き、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。

4 第一項及び第三項に、「(前条第一項本文)を「前条第一項及び第三項」に改め、同条に次の二項を加える。

2 第十二条第二項中「前条第一項本文」を「前条第一項及び第三項」に、「第十二条第一項本文」を「第十二条第一項」に改め、同条に次の二項を加える。

3 第二項の規定による申出があつたときは、当該事業主は、労働者からの前条第一項の規定による申出ができる。

4 第二項の規定は、労働者からの前条第一項及び第二項の規定による申出があつた場合に準用する。

5 第二項の規定は、労働者からの前条第一項の規定による申出があつた場合に準用する。この場合において、第六条第一項第一号中「一年」とあるのは「六月」と、同条第二項中「前条第一項」とあるのは「第十六条の二第一項」と読み替えるものとする。

第十六条の四 第十条の規定は、第十六条の二第一項の規定による申出及び子の看護休暇について準用する。

第十七条第一項中「日々雇用される者を除く。以下この章、次章、第二十三条から第二十一条まで、第二十八条及び第二十九条において同じ。」を削る。

第二十三条第一項中「一歳に」を「一歳(当該労働者が第五条第三項の申出をすることができる場合にあつては、一歳六か月。以下この項において同じ。)」に改め、同条第二項中「三月の」を「九十三日」に、「当該労働者が、」を「当該労働者の雇入れの日から当該連続する期間の初日の前日までの期間における介護休業等日数が以上である場合にあつては、九十三日から当該介護休業等日数を差し引いた日数の期間とし、当該労働者が、「対象家族について」を「対象家族の当該要介護状態について」に改め、「あつては」の下に、「当該連続する期間は」を加え、「同日の翌日から起算して二月を経過する日までの」を「起算した連続する」と改め、「しない期間」の下に「とする。」を加える。

第二十五条を次のように改める。

第二十五条 削除
第五十七条中「第五条第一項」を「第五条第二項及び第三項第二号」に改め、「第十二条第二項」の下に「及び第十六条の三第二項」を加え、「第十二条第一項」を「第十二条第二項第一号及び第二号」に、「第十五条第一項第二号及び第三項第一号」を「第十五条第三項第一号」に改める。

第六十条第二項中「第五条」を「第五条第二項、第三項第二号及び第四項」に改め、「第十二条第二項」の下に「及び第十六条の三第二項」を加え、「第十二条第一項」を「第十二条第二項第一号及び第三項」に、「第十五条第一項第二号」に改め、「第十五条第三項第一号」を「第十五条第三項第一号」に改め、「同条第一項中「養育する労働者」とあ

るのは「養育する労働者(日々雇用される者を除く。以下この章、第二十三章から第二十六条まで、第二十八条及び第二十九条において同じ。)」と、第二十五条中「労働基準法第三十九条の規定による年次有給休暇」とあるのは「船員法第七十四条から第七十八条までの規定による有給休暇」と削る。

第六十一条中第二十四項を第三十項とし、第九項から第二十三項までを六項ずつ繰り下げ、第八項の次に次の六項を加える。

9 給特法の適用を受ける国家公務員であつて小学校就学の始期に達するまでの子を養育するものは、農林水産大臣等の承認を受けて、負傷し、又は疾病にかかったその子の世話をを行うため、休暇を取得することができる。

10 前項の規定により休暇を取得することができる日数は、一年において五日とする。

11 農林水産大臣等は、第九項の規定による休暇の承認を受けようとする国家公務員からその承認の請求があつたときは、公務の運営に支障があると認められる場合を除き、これを承認しなければならない。

第二項の規定は、特定独立行政法人職員に

ついて準用する。この場合において、第九項中「給特法の適用を受ける国家公務員」とあるのは「特定独立行政法人職員」と、「農林水産大臣等」とあるのは「当該特定独立行政法人職員」と読み替えるものとする。

(雇用保険法の一部改正)

第二条 就業保険法(昭和四十九年法律第二百六

号)の一部を次のように改正する。

第六十二条の四第一項中「一歳の下に」「(その子が一歳に達した日後の期間について休業することが雇用の継続のために特に必要と認められる場合として厚生労働省令で定める場合に該当する場合にあつては、一歳六か月)」を加え、同条第三項中「この項」の下に「及び次項第二号」を加え、同条第四項中「に三十」を「に次の各号に掲げる支給単位期間の区分に応じて当該各号に定める日数(次項及び次条第二項において「支給日数」という。)」に改め、同項に次の各号を加え

る。

13 第九項から第十一項までの規定は、日本郵政公社職員について準用する。この場合において、第九項中「給特法の適用を受ける国家公務員」とあるのは「特定独立行政法人職員」と読み替えるものとする。

一 次号に掲げる支給単位期間以外の支給単位期間 三十日

二 当該休業を終了した日の属する支給単位期間 当該支給単位期間における当該休業を開始した日又は休業開始応当日から当該

の総裁」と、第十一項中「農林水産大臣等」とあるのは「日本郵政公社の総裁」と、「國家公務員」とあるのは「日本郵政公社職員」と読み替えるものとする。

第十九項から第十一項までの規定は、地方公務員法第四条第一項に規定する職員について準用する。この場合において、第九項中「給特法の適用を受ける国家公務員」とあるのは「地方公務員法第四条第一項に規定する職員」と、「農林水産大臣等」とあるのは「同法第六条第一項に規定する任命権者又はその委任を受けた者(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第二百六十二号)第三十七条第一項に規定する県費負担教職員については、市町村の教育委員会。以下同じ。)」と、第十一項中「農林水産大臣等」とあるのは「地方公務員法第六条第一項に規定する任命権者又はその委任を受けた者」と、「国家公務員」とあるのは「同法第四条第一項に規定する職員」と読み替えるものとする。

(雇用保険法の一部改正)

第六十二条の四第五項中「三十」を「支給日数」に改める。

第六十二条の五第二項中「の数」を「における支給日数を合計した数」に改め、「に三十を乗じて得た額」を削る。

第六十二条の五第三項中「みなし被保険者期間」を「みなし被保険者期間」に改め、同条第三項中「支給単位期間」を「支給単位期間」に改め、「この項」の下に「及び次項第二号」を加え、同条第四項中「三十」を次の各号に掲げる支給単位期間の区分に応じて当該各号に定める日数(次項において「支給日数」という。)に改め、同項に次の各号を加える。

一 次号に掲げる支給単位期間以外の支給単位期間 三十日

二 当該休業を終了した日の属する支給単位期間 当該支給単位期間における当該休業を開始した日又は休業開始応当日から当該

休業を終了した日までの日数に改める。

第六十二条の四第五項中「三十」を「支給日数」に改める。

第六十二条の五第二項中「の数」を「における支給日数を合計した数」に改め、「に三十を乗じて得た額」を削る。

第六十二条の五第三項中「みなし被保険者期間」を「みなし被保険者期間」に改め、同条第三項中「支給単位期間」を「支給単位期間」に改め、「この項」の下に「及び次項第二号」を加え、同条第四項中「三十」を次の各号に掲げる支給

単位期間の区分に応じて当該各号に定める日数(次項において「支給日数」という。)に改め、同項に次の各号を加える。

一 次号に掲げる支給単位期間以外の支給単位期間 三十日

二 当該休業を終了した日の属する支給単位期間 当該支給単位期間における当該休業を開始した日又は休業開始応当日から当該

(船員保険法の一部改正)

第三条 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)

の一部を次のように改正する。

第三十六条第一項中「一歳」の下に「(其ノ子ガ一歳ニ達シタル日後ノ期間ニ付休業スルコトガ雇用ノ継続ノ為ニ特ニ必要ト認メラル場合トシテ厚生労働省令ヲ以テ定ムル場合ニ該当スル場合ニ在リテハ一歳六箇月」を加え、同条第三項中「本項」の下に「及次項第二号」を加え、同条第四項中「二三十」を「ニ左ノ各号ニ掲グル支給単位期間ノ区分ニ応ジ當該各号ニ定ムル日数(第六項及次条第一項ニ於テ支給日數ト称ス)」に改め、同項に次の各号を加える。

一次号ニ掲グル支給単位期間以外ノ支給單

位期間三十日

二 当該休業ヲ終了シタル日ノ属スル支給單

位期間當該支給単位期間ニ於ケル當該休

業ヲ開始シタル日又ハ休業開始心当日ヨリ

当該休業ヲ終了シタル日迄ノ日數

第三十六条第六項中「三十」を「支給日數」に改

めると、

第三十七条第二項中「ノ数」を「ニ於ケル支給日數ヲ合計シタル数」に改め、「二三十ヲ乗ジテ得タル額」を削る。

第三十八条第三項中「本項」の下に「及次項第二号」を加え、同条第四項中「二三十」を「ニ左ノ各号ニ掲グル支給単位期間ノ区分ニ応ジ當該各号ニ定ムル日数第六項ニ於テ支給日數ト称ス」に改め、同項に次の各号を加える。

一 次号ニ掲グル支給単位期間以外ノ支給單

位期間三十日

二 当該休業ヲ終了シタル日迄ノ日數

第三十八条第六項中「三十」を「支給日數」に改め、同条第七項中「場合」の下に「ニシテ當該休業ヲ開始シタル日又ハ休業開始心当日ヨリ起算シテ三月ヲ経過スル日後ニ當該対象家族ヲ介護スル為ノ」を「左ノ各号ノ一二該当スル」

に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該休業ヲ開始シタル日ヨリ引続キ要介護状態ニ在ル當該対象家族ヲ介護スル為ノ休業

ル休業(対象家族ヲ介護スル為ノ休業ヲ謂フ以下本号ニ於テ之ニ同ジ)毎ニ休業ヲ開

始シタル日ヨリ休業ヲ終了シタル日迄ノ日數ヲ合算シテ得タル日數ガ九十三日ニ達シタル日後ノ休業

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

(育児休業の申出に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」といいう。)以後において第一条の規定による改正後の

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第五条第三項の規定による育児休業をするため、同項の規定による申出をしようとする労働者は、施行日前においても、同項及び同条第四項の規定の例により、当該申出をすることができる。

第三十七条第一項の規定による改正後の雇用保険法(雇用保険の育児休業基本給付金及び育児休業者職場復帰給付金の額に関する経過措置)の規定によると、労働者が就業しつつ子の養育又は家族の介護を行うことを容易にするための環境を整備し、その雇用の継続を図るために、育児休業制度及び介護休業制度の見直しを行うとともに、子の看護休暇に関する制度を設けるほか、雇用保険制度等において育児休業給付等の見直しを行う等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

第六十一条の四第一項に規定する休業であつて施行日前に開始されたものに係る育児休業基本給付金及び育児休業者職場復帰給付金の額の算定について、お従前の例による。

(雇用保険の育児休業基本給付金及び育児休業者職場復帰給付金の額に関する経過措置)

第四条 雇用保険法第六十一条の七第一項に規定する休業であつて施行日前に開始されたものに係る介護休業給付金の額の算定については、なお従前の例による。

第五条 第三条の規定による改正後の船員保険法

第三十六条第一項に規定する休業であつて施行日前に開始されたものに係る育児休業基本給付金及び育児休業者職場復帰給付金の額の算定について、なお従前の例による。

(船員保険の介護休業給付金の額に関する経過措置)

第六条 船員保険法第三十八条第一項に規定する休業であつて施行日前に開始されたものに係る介護休業給付金の額の算定については、なお従前の例による。

(船員保険の介護休業給付金の額に関する経過措置)

第七条 健康保険法(大正十一年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第一百五十九条中「一歳」を「一歳六か月」に改める。

(健康保険法の一
部改正)

第一条 健康保険法(大正十一年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第一百五十九条中「一歳」を「一歳六か月」に改める。

(健康保険法の一
部改正)

理 由

我が国における急速な少子化の進行等を踏まえ、総合的な次世代育成支援対策を推進する等の観点から、労働者が就業しつつ子の養育又は家族の介護を行うことを容易にするための環境を整備し、その雇用の継続を図るために、育児休業制度及び介護休業制度の見直しを行うとともに、子の看護休暇に関する制度を設けるほか、雇用保険制度等において育児休業給付等の見直しを行う等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

第六十一条の四第一項に規定する休業であつて施行日前に開始されたものに係る育児休業基本給付金及び育児休業者職場復帰給付金の額の算定について、お従前の例による。

(雇用保険の介護休業給付金の額に関する経過措置)

第四条 雇用保険法第六十一条の七第一項に規定する休業であつて施行日前に開始されたものに係る介護休業給付金の額の算定については、なお従前の例による。

平成十六年十一月二十五日印刷

平成十六年十一月二十六日発行

衆議院事務局

印刷者
国立印刷局

E